

言語文化学科 国語国文学コース

高田善蔵物実録諸作品の影響関係

——「至忠加賀光絹」を中心に——

文学部 二〇二五年度

ABA22149

きょうたに ゆうと
京谷 湧斗

【目次】

一．はじめに	1
二．高田善蔵の事件	1
三．高田善蔵物実録（一覽）	2
三―一．高田善蔵物実録の一覽	2
三―二．『至忠加賀光絹』各条のあらすじ	5
四．高田善蔵物実録のエピソードと本研究の対象作品	13
四―一．事件に関する直接の記録にないエピソード	13
四―二．高田善蔵物実録の扱うエピソードの特徴	14
四―三．四作品の位置付け	15
五．四作品の影響関係	16
五―一．『金城忠義伝』と『加陽太平記』	16
五―二．『加陽忠孝実録夢』と『至忠加賀光絹』	19
五―三．『加陽忠孝実録夢』と『金城忠義伝』『加陽太平記』『至忠加賀光絹』の違い	21
五―四．『加陽太平記』と『至忠加賀光絹』	22
五―五．本章の小括	25
六．講談本との関わり	26
七．おわりに	27
注	29
【資料1】高田善蔵物実録諸作品の条	30
【資料2】『至忠加賀光絹』の条と講談本『高田善蔵・加賀騒動』の席の対応	39
【表1】『金城忠義伝』各条のタイトルと他三作品におけるエピソードの有無	42
【表2】『加陽太平記』各条のタイトルと他三作品におけるエピソードの有無	44
【表3】『至忠加賀光絹』各条のタイトルと他三作品におけるエピソードの有無	47
【資料3】『至忠加賀光絹』翻刻	49

一、はじめに

高田善蔵が実際に起こした事件、安永九年（一七八〇）二月八日、加賀藩金谷御殿において高田善蔵が中村万右衛門を殺害した一件は、実録の題材とされ、複数の実録作品が現代まで伝わっている。

実録というジャンルに関する研究は、現時点ではあまり進んでおらず、地方で作られた実録に関する研究も部分的なものに留まっている。

高田善蔵の事件を題材とした実録（以下、高田善蔵物実録）は、そういった地方で作られた実録作品の一種であるが、現在その書名が判明しているものに限っても、『両家越路雁金』『忠臣二月雪』『白立宝実記』『加陽忠孝実録夢』『金城失縄編』『金城忠義伝』『至忠加賀光絹』『加陽太平記』『金谷殿中刃傷記』というような作品が存在し、明治時代には、歌舞伎『再梅鉢金沢評定』¹（勝米輔作、明治十三年（一八八〇）初演）、小説『金城美譚如月雪』²（芳流軒石井一蛙編、明治十九年（一八八六））、講談本『高田善蔵・加賀騒動』（古名弁山口演・耳津珂吉速記、明治三十一年（一八九八））³といったジャンルにまで広がった題材である。しかし、高田善蔵物実録に関する研究は、現時点ではなされていない。

高田善蔵物実録に関する記述としても、加賀と能登との二国の事項に関する簡単な解説を並べた『加能郷土辞彙』⁴に『至忠加賀光絹』を除いた七つの作品名と簡単な解説が記され、金沢の稗史を集めた『稗史集 下編』⁵に『加陽忠孝実録夢』『金城失縄編』『両家越路雁金』の三作品の翻刻が載せられ、作品に関する解説が付され、金沢の文学作品を様々なジャンルに渡ってまとめた『金沢の文学』⁶に『加陽忠孝実録夢』梗概と本文の一部、解説文が記される、といったことなどに限られる。

また、菊池庸介氏の『近世実録の研究——成長と展開——』⁷の附録である「主要実録書名一覧稿」の「加賀騒動」の項目に、高田善蔵物実録である『金城失縄編』『加陽太平記』が書名として含まれることから、高田善蔵物実録の諸本の先後関係や影響関係などの位置付けに関する整理・研究が未だなされていないことがわかる。

高田善蔵物実録には、『加陽忠孝実録夢』『金城失縄編』『至忠加賀光絹』『加陽太平記』など、成立年次の記載がある作品が存在する。しかし、現時点では、それらの成立年次が正しいと信用することはできない。諸作品の整理・分析がなされていない現状では、それらの情報に関して考察することが困難である。このような情報に関しても、位置付けなどを考える中でその正確性を判断したい。

先述した、明治時代の講談本『高田善蔵・加賀騒動』には、『至忠加賀光絹』という作品を参考にしたという記述がある。その講談本と『至忠加賀光絹』を比較することで、高田善蔵物実録の成長や展開を考えることに役立てたい。

本研究では、未だ研究が及んでいない高田善蔵物実録の諸作品を調査し、各作品の情報をまとめ、現時点では一部の作品にしか翻刻が及んでいないながらも、一部の作品の影響関係を分析し、明らかにすることを試みる。それを、高田善蔵物実録の研究を進める上での第一歩としたい。

二、高田善蔵の事件

高田善蔵の事件に関する記録として、加賀藩研究の史料を集めた『加賀藩史料 第九編』⁸に収録される、天文七年（一五三八）から文化十一年（一八一四）までを編年体で記載した『政隣記』、『高田善蔵一件』（安永九年）、『於金谷御殿高田善蔵中村万右衛門を及刃傷候節之一巻』（年未詳）や、前田土佐守家資料館叢書第三集『金谷御殿表小

将高田善蔵刃傷事件取捌一件」などが存在する。左に、『政隣記』（『加賀藩史料 第九編』）の記述を参照して書いた、事件の概要を記す。

・事件の概要

（『政隣記』（天文七年（文化十一年）（『加賀藩史料 第九編』（一九三六年）参照）

安永九年二月八日、大小将組御表小将勤方高田善蔵種褒（二十三歳）は、昼九つ時より金谷御殿に出仕する予定でありながら、昼四つ時過に出仕して御用部屋に向い、金谷御殿近習御用中村万右衛門斎（四十九歳）を蝶之間廊下に呼び出し、脇差を抜いて万右衛門の右脇を突き、万右衛門を刺殺した。善蔵が万右衛門を殺すには乱心以外に遺恨もなかったが、その理由は不詳である。

同日昼七つ時過ぎに善蔵は人持組竹田五郎左衛門に預けられることに決まり、暮六つ半時に竹田宅に到着した。五郎左衛門が善蔵に挨拶した際、善蔵は殊の外落ち着いており、その後も平生と変わらない様子であった。詮議において、善蔵の事件は初め乱心に決まるところであったが、江守平馬と河地才記の強い主張から、喧嘩に決まった。

同日、善蔵の家の居間には左の歌が張り置いてあった。

思ひ立死出の旅路は安けれどはその森の露ぞかなしき

かりそめにおく白露も消かゝる草葉の陰に月を待らん

善蔵は白山に左の歌を捧げていた。

白山の雪の下草下もえのふかき（心は神や知るらん。／思は知る人もなし。）

安永九年二月十五日、善蔵は切腹を命じられた。

同日九つ半時から八つ時まで、武田喜左衛門、坂井要人と善蔵は秘密の対談をした。その対談の後、善蔵は白衣・浅黄上下を着て、水を二口飲み、九寸五分の短刀を取り出し、検使、介錯人に挨拶をして、切腹した。

同日朝に詠んだ善蔵の辞世は左の歌である。

茂り生ふ一村松の春の雪消えても千世のかげにぞありける

三、高田善蔵物実録（一覽）

三―一、高田善蔵物実録の一覽

書名が判明している高田善蔵物実録の作品は、九作品存在する。そのうち現存するものがわかつているのは八作品である。ここでは、高田善蔵物実録の九作品の、現存する諸本、概算した文字数（ある一ページの文字数*ページ数）、作品の情報、先行文献の解説を、文字数（概算）の少ない作品から並べて記載する。

・『両家越路雁金』

・現存する諸本

〔活〕『稗史集 下編』

・文字数（概算）：3417

・先行文献の解説

『稗史集 下編』解説

両家越路雁金の著者も不明である。この書も、さも稗史らしい表題を有して居るが、事件当時の極めて簡単な聞書で、記述の略肯綮に中つたものであることは、加陽忠孝実録夢に同一である。

・『忠臣二月雪』

- ・現存する諸本

〔写〕金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫（史料番号：16.92-008）

- ・文字数（概算）：9360

- ・情報

（写）金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫

一冊。高田善蔵を坂田源蔵、中村万右衛門を永村伴右衛門ともじっている。

・『白立宝実記』

- ・現存する諸本

〔写〕石川県立図書館（請求記号：K935/24）

- ・文字数（概算）：28756

- ・情報

（写）石川県立図書館

一冊。切腹の図を載せる。

- ・先行文献の解説

『加能郷土辞彙』

その前半は老侯前田重教の濫行と中村萬右衛門の非望とを叙すること、他の同類の書に比べて多い。

・『加陽忠孝実録夢』

- ・現存する諸本

〔写〕金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫（史料番号：16.34-159）

〔写〕石川県立図書館（書名：忠烈高田善蔵伝）（請求記号：K935/7）

〔活〕『稗史集 下編』（一九三五年）

- ・文字数（概算）：31872

文字数の概算には〔写〕石川県立図書館（書名：忠烈高田善蔵伝）を使用

- ・情報

（〔写〕石川県立図書館（書名：忠烈高田善蔵伝）

一冊。条が存在しない。巻尾（話の終わり）に「安永九庚子仲秋」とある。

- ・先行文献の解説

『加能郷土辞彙』

安永九年二月八日前田重教の隠棲する金谷御殿に於いて高田善蔵が中村万右衛門を刺殺した首尾を書いたもので、重教の行状と万右衛門の非謀に就いて可なり詳細に述べてある。この事件の真相は明らかに知れてゐないのであるが、当時巷間に伝へられた所は略本書の如くであらう。但し誤記もないではない。

・『金城失繩編』

- ・現存する諸本

〔写〕氷見市立博物館向島文庫（データベース情報（国書データベース）：2693,000082005）

〔写〕金沢市立玉川図書館近世史料館（巻之七・八・九）（史料番号：090-1539）

〔写〕個人蔵（書名：金府失繩編）

〔活〕『稗史集 下編』

- ・文字数(概算)：38728
文字数の概算には〔写〕個人蔵(書名：金府失繩編)を使用
情報

(〔写〕個人蔵(書名：金府失繩編))
三冊。十五卷。『金府失繩編』というタイトルの由来が載る。「安永九年庚子五月東都堂泪子撰」とある。序に「安永九春東武講師某采毫於加州金城下旅宿」とある。

- ・先行文献の解説
『加能郷土辞彙』
安永九年加賀藩士高田善蔵が、金谷御殿に於いて中村万右衛門を殺害した事実を中心とし、種々の虚構を加へて小説風に記したものである。

- ・『金城忠義伝』
・現存する諸本
〔写〕(四卷) 東京大学総合図書館(書名：加州金城忠義伝)(請求記号：G29:437)

〔写〕石川県立図書館(請求記号：(上) 001/2019-120／(中) 001/2019-121／(下) 001/2019-122)

- ・文字数(概算)：47188
文字数の概算には〔写〕石川県立図書館 を使用
情報

(〔写〕石川県立図書館)
三冊。十五卷。切腹の図を載せる。見返しに「三冊之内アハツ加見屋蔵」とある。巻尾に「天保癸巳十月初日書写記 有佐秀寿」「天保四歳次癸巳初秋貸得千里居士所蔵本有佐秀寿至初冬呈書写之功了 那山澹斎戒光証之」とある。

- ・『至忠加賀光絹』
・現存する諸本
〔写〕国文学研究資料館実録コレクション(国文研蔵請求記号：40—11—1～16)
・文字数(概算)：71442
文字数の概算には〔写〕国文学研究資料館実録コレクション を使用
情報

(〔写〕国文学研究資料館実録コレクション)
十六冊。序に「安永庚子麦秋六正放藪庵」とある。「延享夜話」「燕台奇言」という書を参考にする。

- ・『加陽太平記』
・現存する諸本
〔写〕八戸市立図書館遠山家旧蔵本(データベース情報(国書データベース)：57-020092012)
〔写〕石川県立図書館(請求記号：(前) K935/12/1／(後) K935/12/2)
・文字数(概算)：102828
文字数の概算には〔写〕石川県立図書館 を使用
情報

(写) 石川県立図書館)

二冊。三十巻。序に「天明元丑五月 浪華文清堂」とある。切腹の図、「大乘寺建高田善蔵石塔之図」を載せる。

・先行文献の解説

『加能郷土辞彙』

天明元年五月浪華文清堂と署してあるが、藩人の著であらう。

・『金谷殿中刃傷記』

・現存する諸本

(現存不明)

・先行文献の解説

『加能郷土辞彙』

一冊。前田重教の隠棲後、安永九年二月八日金谷御殿に於いて、高田善蔵が中村万右衛門を殺害し、次いで自刃を命ぜられた次第を叙してある。

三―二.『至忠加賀光絹』各条のあらすじ

(二.)において、高田善蔵の事件のことに言及したが、物語となった高田善蔵の話の概要は、次に引用する、講談本『高田善蔵…加賀騒動』(古名弁山口演・耳津珂吉速記、明治三十一年)の冒頭の記述がわかりやすい。

講談本『高田善蔵…加賀騒動』

高田善蔵と題しました物語は、世に有名なる加賀金沢前田家の加賀騒動、大槻源蔵の一件が漸と落着しましてから三十余年後の出来事にございまして、叛臣中村万右衛門と申する者前の加賀守殿にして当時御隠居たる肥前守重教卿の寵愛に誇り容易ならざる隠謀を企て、時の太守殿加賀守治備卿を弑し奉らんとする而已ならず、種々なる悪逆を巧み今にも加賀、能登、越中の三国の大乱となり、領内の百姓は途炭の苦みに陥らんとするを未然に防御せんと大忠臣高田善蔵と申する行年十九歳の若輩が、自分一己の意恨と称して刃傷に及び、遂に万右衛門を死に致らせ、善蔵、後に死を賜り割腹して相果て、今も尚ほ衝漢院峰立節居士と同地大乘寺に墓碑を存し、忌日陰暦の二月十五日には参詣の貴賤老若群をなすと云ふ美談にございます。

高田善蔵物実録は、このような話を中心として成り立っている。そして、各作品において、引用した記述と同様の話に、種々のエピソードが付加されている。高田善蔵物実録の構成の一例として、本研究を行うにあたって翻刻を行った高田善蔵物実録の作品の一つ、『至忠加賀光絹』の各条のあらすじを載せる。

・『至忠加賀光絹』各条のあらすじ

第一

一 加州御先代動乱の事

并大音弥七郎閑居の事

大槻何某(内蔵允)の騒動の後、加賀藩七代、八代太守の早世から、前田重基が加賀藩九代太守となる。重基には世継がおらず、大音喜六郎が世継と定められる

が、喜六郎も命を落とす。重基は山崎七郎太夫、松村四郎兵衛という悪臣に心を奪われ、酒色に溺れ、家臣の諫言に耳を貸さない。喜六郎に忠誠深く仕えた大音弥七郎は、国を逃れ閑居の身となり、洛西に身を忍ばせる。

一 大音入道北野社へ日参の事

并天満宮御霊夢の事

洛西に閑居する大音弥七郎入道は故郷のことを故郷からの巡礼者三人に尋ね、山崎松村の企みによる重基の放埒と、それによって乱れる国のことを知る。入道は重基が仁徳を取り戻し、喜六郎の実弟高丸を還俗させて世継と定め、加能越三国に太平が訪れることを願い、北野社に十余年日参する。ある日、夢神の仰せをうけた衣冠の神体が現れ、北加の治乱の本末を入道に物語る。

第二

一 勝興寺高丸公御危難の事

并僧了観御身替り即死の事

喜六郎の実弟高丸には、中村竹堂、野良要人、僧の了観が仕えていた。館船の上で高丸が遊興を催していた際、山間からの銃撃で、高丸の背後にいた了観が命を落とす。山林を掻き分けるも銃撃の犯人は見つからず、昔大槻の騒動を治めた前田土佐守が矢部孫三郎を高丸のもとに派遣する。それによって力を得た中村竹堂は、銃撃の証拠と見られる赤松幸之進から魚名への一通を発見し、犯人を探しに国を出る。

一 山崎七郎太夫湯原と入魂の事

并伴八矢太守へ御諫言の事

関東で日夜遊興を行う重基は、家老の求めで帰国してもすぐに江戸表に舞い戻り、遊興を繰り返す。重基の近臣山崎七郎太夫は、湯原藤右衛門と親密になり、山崎の次男和五郎を湯原の養子とする。その頃、老中松平周防守が山崎を招き、密談をする。山崎はその次第を湯原に相談し、重基に申し入れる。その後、重基は將軍家の連枝を養子として下される上意を受理したことを一家中に告げる。伴八矢は家臣への相談なしに受理したこと、前田利家の血脈が途絶えることを理由に重基に諫言を申し入れるが、重基の怒声によって退けられ、養子が定まったことを喜ぶ酒宴が始まる。

第三

一 七手諸社各対談の事

并前田土佐守関東発向の事

伴八矢からの書簡により、重基が行った將軍家からの養子の受理について知った七手の衆中と二人の年寄と前田土佐守らは、養子の件に関して相談し、先祖からの血脈を絶やさないために高丸を還俗させて次期太守とすることに意見を固める。土佐守は関東に向かい、伴八矢と協力して重基に意見をし、高丸に還俗を勧めるという計画を立て、関東へと急ぐ。

一 土佐守不破彦三に対面の事

并金沢一家中評義一乱の事

関東に到着した土佐守は、重基の屋敷に出向いた後、ひそかに伴八矢の宅に行き、伴八矢の話を聞く。それから不破彦三郎の屋敷を訪れた土佐守は、將軍家からの養子について語る彦三郎に怒りを現し、無言で彦三郎の屋敷を出る。すぐさま重基の元に行き、養子に関して重基を詰問する土佐守だったが、突然の病によって退出を余儀なくされる。土佐守が病に伏せる一方、金沢では、養子の件が七手と年寄以外の一家中にも知らされ騒乱となり、評議が終わることはなかった。

第四

一 前田土佐守病氣に依て帰国の事

并山崎湯原契約の事

土佐守は思いがけない病氣によって本国金沢に帰国する。土佐守の息子の三左衛門は看病に時間を取られ、暫くの間評議から遠ざかる。初めは養子の件に同意していた湯原藤右衛門だったが、騒乱の元凶が山崎七郎太夫であることを悟り、湯原の養子和五郎共々山崎を恨む。金沢の家中の騒乱を聞きつけた山崎は、帰国して家中の説得を試みるも失敗し、関東に帰らずに金沢に留まっていた。藤右衛門の数度の諫言も聞き入れなかった山崎は、相手を殺し自身も切腹する覚悟を決めた藤右衛門からの真剣勝負の申し入れに同意する。

一 湯原藤右衛門山崎を討事

并湯原和五郎切腹の事

真剣勝負を避け、関東に逃げても、国中に恨まれている自分の運命は変わらないことを悟った山崎は、松村に書通を送った後、勝負の場である大広野に赴き、湯原を待つ。そこに藤右衛門も到着し、真剣勝負が始まる。初めは山崎が優勢であったが、その場に偶然居合わせた足軽久右衛門の投げた砂により目が眩んだところを藤右衛門が見逃さず、山崎にとどめを刺した。山崎を打ち取り、すぐに切腹をしようとする藤右衛門だったが、一部始終を見ていた足軽久右衛門に止められ、相談して山崎を殺したことを闇討ちの体とした。藤右衛門はこのことを津田玄蕃に知らせ、何もなかったように計らってもらう。そうして事が収まった頃、湯原の養子和五郎は、実父の仇を討とうとするが、犯人だと名乗り出た久右衛門の実直さを感じ、父の悪を思い出し、書置を認めて切腹する。

第五

一 中村竹堂曲者を生捕の事

并魚名牢中にて自死の事

山崎の横死を知った松村四郎兵衛は、重基の側を離れず悪趣を勧めるため、本国と江戸表の遺恨は大きくなり、騒乱は続いた。高丸の家臣中村竹堂は、赤松幸之進から魚名への一通を手がかりに銃撃の犯人を探していた。放生津という場所に、沖間颯斎という医師がいて、そこに眼病を治す者がいることを知った竹堂は、その人物を疑い、眼病を装って近づくことで、その者の山田魚名という名を聞き出し、捕えることに成功した。捕まった魚名は拷問にかけられるも、なかなか白状しなかったが、赤松幸之進からの一通によって観念し、赤松について白状した。そうして赤松は生け捕られ、金沢にて牢に入れられた。

一 赤松幸之進狂歌にて白状の事

并湯原方より林之丞へ書中の事

村井大学らは赤松を拷問にかけ、魚名への一通と筆跡を照合することで証拠を示した。その証拠により、赤松は狂歌で自身の罪と山崎、松村の関わりを白状した。その頃、江戸屋敷では山崎の闇討ちの話が重基に届き、山崎の子林之丞に敵討ちが命じられる。林之丞は思案し、父の悪行を思い起こし、病氣と言って本国に戻らず時を過ごす。松村が山崎の書通を受けて重基に悪事を勧め、山崎と同様に扱われるようになった頃、林之丞に、山崎を殺したのは自分だと告白する藤右衛門からの書通が届く。

第六

一 山崎林之丞御諫言の事

并中将山崎を御手討の事

藤右衛門からの書通を読んだ林之丞は、重基に酒宴遊興を止め、仁政を行うように諫言するが、却ってそれが重基の怒りを買ひ、林之丞は重基に真つ二つに切れ、手討ちにされてしまう。

一 湯原藤右衛門返書に依て落涙の事

并前田三左衛門評義発言の事

藤右衛門は林之丞の返書を読み、その忠義に感涙する。その返書を見せられた村井も涙を流し、江戸の様子を伺うことが密談で決まる。関東から林之丞が手討ちにされたことが噂として流れ、藤右衛門は落涙する。評議が日々続く中、前田三左衛門が、高丸に還俗を急がせ、養子の件を変更し、重基がそれを受け入れない際は隠居させることを提案し、村井とともに高丸を説得することになる。三左衛門と村井は勝興寺を訪れ、一刻も早く還俗することを頼んだ。

第七

一 勝興寺殿村井へ御返答の事

并沢木小藤太牢番働の事

高丸は村井の頼みを仏門に入っていることを理由に断るが、村井の再度の説得と野良、矢部の言葉を聞き、七手の諸將の評議次第で如何様にもすることを承認した。評議は高丸を養子とすることに決議し、一同で関東に向かった。赤松を閉じ込める牢屋の番をする沢木小藤太は、赤松を助けようとする二人の曲者に襲われるも、相打ちにまで持っていく。

一 中村円蔵素性の事

并中沢丹治式中に討たる事

松村の取り立てで立身した者の中には、中村円蔵という者がいた。円蔵の父円太夫は大槻伝蔵に取り立てられた人物であり、円蔵はその家を相続している。松村の吉原での遊興による横領を解決するために、松村は円蔵、中沢丹治らに納戸方の帳面を奪い取らせることを計画する。中沢の忍びの術によって帳面は松村の手に渡ったが、円蔵と中沢の両者を同士討ちさせることで同時に始末しようとした松村の計略によって円蔵を殺すために待ち伏せしていた中沢は、人違いで切り掛かった大音式部に反撃され、討たれた。

第八

一 中村円蔵松村の積悪訴への事

并早打に依て両士出国の事

中沢を討つために走っていた円蔵は、目的地周辺の状況に気がつき、見咎められては都合が悪いとその場を去った。中沢が死んでいたことを知った円蔵は、松村による同士討ちの計略を見抜き、事の始終を大目附、家老へ報告し、松村の悪事を訴えて露見させた。それから、長九郎右衛門、前田三左衛門が、七手の諸將惣名代として、養子の件を解決するために関東へ派遣された。

一 長前田松村対決の事

并松村四郎兵衛切腹の事

長、前田は養子の件に関して松村に追求する。それに対して、松村は毅然とした態度で反論するが、前田家の血脈と先祖への忠義、重基を酒色に溺れさせたこと、納戸方の帳面を奪い円蔵と中沢を同士討ちさせようとしたことへの返答はできなかった。そうして帰宅した後、松村は覚悟を決めて切腹した。

第九

一 金沢の両士御訴状の事

并勝興寺殿御還俗の事

長、前田は重基を諫めようとするも、重基は酒色に溺れて対面できないため、老中右近の屋敷に行き、前田家相続の件をお願いする。評定の上、將軍家からの養子の件は取りやめになり、前田家の男子を世継ぎとすることが承認されることとなった。養子の変更と高丸の還俗は重基にも許され、金沢にその旨が通達された。金沢から一刻も早くの還俗を要請された高丸はそれを受け入れ、治備（治脩）と改名し、金沢に入城した。

一 治脩公御家督相続の事

并高田勇蔵捧歌の事

金沢に治備が入城したことで、重基は隠居することとなり、悪事に与しながら心を改めた中村円蔵は重基の付き人となった。太守から遠ざけられていた伴八矢も許され、また金沢では悪事を働いた赤松、沖間らが死罪に処された。隠居となった重基は金沢に戻り、新たな御殿に入場した。安永（明和か）八年春、関東に出府する治備の側に仕える者の中に、高田勇蔵というものがいた。勇蔵は若年より高丸に仕え、その才を発揮していた。供を伴って関東に参着した治備は、家督の相続を祝福された。

第十

一 松村一類のものの御追放の事

并中村円蔵御隠居へ密言の事

治備の治国により騒乱は収束し、重基も隠居して酒色から遠かった。安永元年冬になり、治備の婚義も首尾よく行われた。松村の一類の者は江戸屋敷を追放されることとなり、それは重基と深い契りを結んでいたおうたも例外ではなかった。松村を密告したことにより出世した中村円蔵は、未だおうたに未練を残す重基の

恋煩いからの病を解決するため、重基の周囲から諸士を遠ざけ、日本中からおうたの代わりとなる美女を探すことを重基に提案する。

一 鎌田か娘御隠居へ召さるゝ事

并中村江府に於て御放逸を勧る事

円蔵は重基のためとして家々から女を呼び寄せ、重基に好みの女を選ばせる。重基のお眼鏡に叶ったのは鎌田文碩という野夫医の娘お民であり、お民を寵愛することで重基の病気は次第に回復していった。円蔵はその働きもあってさらに立身した。お民は重基の子を妊娠し、千代丸（教千代）という若君が誕生した。重基がお忍びで関東にて遊興を繰り広げていた時、円蔵の勧めで行った吉原の三浦屋の高木に重基は心奪われ、高木を身請けした。その後、円蔵は追放された松村の次男矢四郎に出会った。

第十一

一 松村矢四郎円蔵に対面の事

并教千代殿御養子と成玉ふ事

矢四郎と出会った円蔵は、矢四郎の妹おときを養子にもらうことを願い、矢四郎の同意を得た。金沢に高木を連れ帰った重基は、既にお民からは心が離れていたが、お民は変わらず教千代を大切に育てていた。治脩には世継ぎがおらず、内談の上教千代が治脩の養子となり、家督を継ぐことに決まった。それを喜びながらも、内心では鬱々としていたお民の気持ちを察した円蔵は、高木を重基から遠ざけることをお民に提案したが、お民父文碩の不同意によってその計略は行われなかった。

一 高木殿物怪難病の事

并中村円蔵臺目を行ふ事

重基が金沢で酒色に溺れる中、円蔵は自らの養子とした矢四郎の妹を用いた計略を考えていた。その頃、お民は病によって命を落とし、その死を教千代やその付き人が悲しんだ。お民を哀れに思い仏参していた高木だったが、夢で物怪に憑かれたか狂ってしまう。円蔵の提案で行われることとなった臺目の法によって高木は正気を取り戻し、その手柄で円蔵はさらに立身する。高木に関する一連の出来事は円蔵の謀であったとされる。そうして立身した中村円蔵は、中村万右衛門と改名する。

第十二

一 御隠居万右衛門館へ御入来の事

并御伽を召寄せらるゝ事

万右衛門は重基の望みを叶えることで立身を続け、増長して豪奢な屋敷を建築する。その屋敷の花を見物するために万右衛門の屋敷に行った重基は、万右衛門にもてなされる。万右衛門は重基に自身の娘としておときを紹介し、おうたに生き写しのおときは重基に寵愛されることとなる。そうして万右衛門はさらに力を増していく。ある日、万右衛門は友人の大沢来次郎に加能越三国を掌握する計画を語る。その頃、治備が参勤の前に大聖寺に来ることが決まった。

一 中村不動山御参籠の事

并高田善蔵忠信働きの事

治備が大聖寺に来ることを知った万右衛門、大沢は、計画の実行はその時だと考え、卑賤の身となった松村矢四郎を呼び寄せる。計画を聞いた矢四郎は、治備を殺すことを万右衛門らに約束する。治備の不動山への参籠の道中、矢四郎は治備の殺害を狙い身を隠していたが、治備の供に加わっていた善蔵が、夢で白山権現のお告げを得て、治備と乗り物を入れ替わっていたことにより、矢四郎による暗殺は失敗に終わった。矢四郎は捕らえられて切腹に処され、善蔵はその働きに褒美を受けた。

第十三

一 前田土佐守隠棲の事

并中村万右衛門奥女中と閑話の事

善蔵の働きにより矢四郎は刑に処され、金沢は静謐となったが、万右衛門と大沢の計略は明るみにならなかった。善蔵は治備を引き続き守護し、関東まで付き添った。その頃おときが重基の若君を産み、万右衛門は若君の祖父となった。万右衛門の目的は、治備と教千代を殺し、おときの産んだ若君を大守とすること、加能越三国を掌握することであった。治備の子が男子であった場合、計画の妨げとなり得ることを理由として、万右衛門は奥女中三人と密談するが、治備の子は姫君であった。また、計画の邪魔となる善蔵を重基の下に呼び寄せることが決まった。金谷御殿は奢侈を極め、その影響で金沢は困窮を強いられた。

一 肥前守殿高田を懇望の事

并高田善蔵中村に合体の事

治備が金沢に戻ってきた頃、善蔵は重基に仕えることを求められた。善蔵は計略に勘付いていたが、治備の孝心のために重基に仕えることを選んだ。万右衛門は善蔵を仲間に引き入れるため、善蔵に書簡を送り、自宅で行われる紅葉の宴に招待した。そこに出席した善蔵は、万右衛門と大沢の計略を聞き、それに協力することを約束し、治備を毒殺するための毒薬の調合を石田周才に依頼することを提案する。

第十四

一 石田周才毒薬調合の事

并高田善蔵閉門の事

石田周才と対面した善蔵は、万右衛門らの計略を周才に語り激昂されるが、協力が嘘である事情を話し周才と打ち解ける。その後、周才は万右衛門宅に呼び出され、毒薬を調合し、万右衛門に渡す。その毒薬の件が重基に伝えられ、治備は重基の館での食事に呼び寄せられる。毒薬を盛った麦飯を食する治備であったが、何も異常なく数日が経った。万右衛門は自信を謀った周才を探したが、周才は既に姿をくらましていた。善蔵は周才に騙された非を万右衛門らに詫び、出仕を許される。

一 高田善蔵御前にて不調法の事

并高田渡辺白山へ和歌奉納の事

大沢の友人である高嶋立悦という医師に毒薬の調合が依頼され、毒薬が万右衛門の手に渡る。善蔵が挽回のために毒薬の給仕することに決まり、万右衛門らは機を窺う。安永亥の春、新年の挨拶のために治備が重基の館にやってきた際、毒薬の茶が善蔵によって運ばれた。しかし、善蔵は自らの裾を踏み、茶をこぼしてしまう。治備はそれに怒りを表し、すぐに帰ってしまう。善蔵は重基に閉門を言いつけられ、治備の下へ返される。それから万右衛門らへ謝罪し再びその仲間に加わった善蔵は、白山に参籠し、和歌を奉納する。その後、またもや毒入りの茶による治備の暗殺が企てられるが、善蔵の目での知らせによって失敗に終わる。

第十五

一 高田大沢より密計を聞事

并善蔵母妹へ暇乞盃の事

これまでの行いによって善蔵を疑った万右衛門らは、計画の会議から善蔵を外す。二月八日の金谷御殿での能の興行の際に大守を殺すことが決まったが、万右衛門の屋敷での会合を聞きつけた善蔵も、大沢に聞くことでその計画を知る。そうして、善蔵は万右衛門を殺す覚悟を決めた。帰宅した善蔵は、母と妹と、暗に暇乞の意味を込めた盃を交わし、掛け軸の裏に一首の書置を残した。

一 金谷御殿騒動の事

并高田善蔵武田へ御預けの事

二月八日の早朝、白無垢を着て光絹を重ね着飾った善蔵は、能の準備の最中の金谷御殿に出仕する。善蔵は火急の用事として万右衛門を千鳥の廊下呼び出し、即座に刀を抜き放ち、万右衛門を切りつける。不意打ちによって重傷を負った万右衛門にとどめを刺そうとする善蔵だったが、戸田与市兵衛にそれを止められる。この騒動に諸家中が金谷御殿に集合し、大騒ぎとなった。万右衛門は深手のため死したが、その死は重基には隠された。善蔵は万右衛門を殺した理由を尋ねられるも、自らの意恨によるものと言う。評議の結果、善蔵は武田方に預けられた。善蔵に関する評議は続き、善蔵は意恨によって人を殺すような性根の人間とは思えないということに皆が同意したことで、善蔵に再度殺害の理由が尋ねられた。善蔵は意恨の趣として万右衛門の旧悪の七十五ヶ条を認めた。その後、治備の内意によって善蔵と万右衛門の跡目は残らず改易が申し付けられたが、善蔵の跡式は一時的に江守平馬に預けられることとなった。

第十六

一 高田善蔵切腹辞世の事

并野送り前代未聞の事

二月十三日、善蔵に切腹を申し付けることが江守平馬に告げられ、善蔵にも知らされた。切腹の日取りは二月十五日である。善蔵はその委細を受け入れ、武田の家では善蔵の切腹のための準備が整った。二月十五日、介錯人からの句を受け取った善蔵は、辞世の句を詠み、切腹した。そのことは金沢中に広まり、皆が善蔵の最期をいとおしんだ。

一 大乘寺石碑造立の事

并大音入道安心修行の事

そうして、大乘寺に善蔵の石碑が造立された。幾何万の者が石碑に詣で、涙を流したという。善蔵の妹はふさわしい婿養子をもらい、高田勇蔵の名前で家は相続された。評議によって計略の協力者らはそれぞれ処分を受けた。善蔵の誠忠は名とともに国に広がり、国民はそれを感じた。加能越三国の大事をその胸に納め、命を捨てて万右衛門を殺害し、口論の体として穏便に済ませようとした善蔵の誠忠は、広大な加能越においても稀なものと称される。それから、大音入道は眠りから目を覚まし、夢によってこれまでの出来事、騒乱、その終結を知り、憂なく仏門に入り、喜六郎、善蔵のために修行を行ったという。

四、高田善蔵物実録のエピソードと本研究の対象作品

四―一、事件に関する直接の記録にないエピソード

高田善蔵の事件について、事件に関する直接の記録などを参照しても、高田善蔵が中村万右衛門を殺害するに至るまでの真相は不明である。そのため、高田善蔵が中村万右衛門を殺すまでの状況などは、高田善蔵物実録の諸作品において脚色が増えられ、作品ごとに理由づけがなされている。多く見られる理由としては、中村万右衛門が加賀藩十代大守（当大守）である前田治脩を殺し、教千代にその後を継がせ後見することで、加賀藩を手中に収めるという計略を知った善蔵が、それを防ぐために万右衛門を殺したというものである。

高田善蔵物実録の諸作品には、高田善蔵が中村万右衛門を殺害した安永九年（一七八〇）二月八日より以前の話を描く、事件に関する直接の記録には存在しないエピソードを含む作品がある。諸作品において、万右衛門の悪事、加賀藩の情勢、善蔵の忠義など、種々のエピソードが作品に盛り込まれ、それぞれの独自性を高めている。

また、他作品と共通しないエピソードを持つ作品が多く存在することも、高田善蔵物実録の特徴である。他作品と共通しないエピソードということは、基本的には事件に関する直接の記録とは無関係なものであるが、その中でも作品独自のエピソードに当たるものをそう扱う。

ここからは、諸作品の、事件に関する直接の記録には存在しない、または他作品と共通しないエピソードを挙げ、大きくまとめる。

『白立宝実記』では、加賀藩の継嗣に関する問題（後述）のエピソードが存在する。また、条のタイトルから、多くの他作品と共通しないエピソードが存在することがわかる。この作品に関して、『加能郷土辞彙』に「その前半は老侯前田重教の濫行と中村万右衛門の非望とを叙すること、他の同類の書に比べて多い」と書かれることを踏まえると、継嗣問題を除いた多くが、他の作品とは共通しない、事件に関する直接の記録にもないエピソードを記したものと考えられる。

『加陽忠孝実録夢』では、話の舞台である加賀藩の経済的困窮と儉約、また加賀藩九代太守である前田重教の隠居する金谷御殿の奢侈に関するエピソードなどが、他作品と共通しないものとして存在するが、この作品の翻刻を載せる『稗史集 下編』解説に、「この書の記述は寧ろ事実その儘」と書かれ、『加能郷土辞彙』において「当時巷間に伝へられた所は略本書の如く」と推定されること、事件に関する直接の記録を載せる資料の別箇所に記載される人物が登場人物として存在することなどから、その内容がある程度、記録に準拠する可能性は高いと見られる。

『金城失繩編』では、全十条のうち、事件に関する直接の記録に存在せず、他作品と共通しないエピソードを記した条が八条存在し、その独自性の高さが明らかである。それらの条の多くには高田善蔵、中村万右衛門が登場するが、この作品の善蔵はその出生や家族構成に新たな設定が加えられており、他の作品とは大きくあり方が異なる作品であることを考慮する必要がある。また、この作品の万右衛門は飯田九平次・並川伴蔵という人物らと協力して陰謀を巡らせるが、この二人は善蔵が事件を起こす前に死亡する。

『至忠加賀光絹』では、前田重教の世継ぎとして、将軍家から養子を迎えるか、重教の弟であり出家して勝興寺にいる高丸（後の前田治脩）を養子とするか、といった加賀藩の継嗣に関する問題と、将軍家から養子を迎えることを画策する山崎七郎太夫・松村四郎兵衛といった奸臣らの陰謀を取り扱うエピソードが作品の前半部分を占める。そのエピソードについては「燕台奇言」という書に拠るところが多いようだが、「燕台奇言」には現状調査が及んでいない。ただ、将軍家から養子を迎えることを画策する奸臣らの陰謀を描く箇所は、他作品と共通しないエピソードであると考えられる。

『金城忠義伝』、金城忠義伝という書を見て改修したと序に記される『加陽太平記』においても、条のタイトルから、出家して勝興寺にいる高丸を重教の養子とするエピソードが存在することが判明している。また、直接の記録や他作品には現れない登場人物である絹江という女中が大きく取り扱われ、絹江と善蔵との関係性が描かれるなど、『金城忠義伝』『加陽太平記』の二作品に固有の要素がある。

四―二・高田善蔵物実録の扱うエピソードの特徴

ここまで挙げたような、それぞれの作品の扱うエピソードなどを見ることでは、諸作品の作成された時期の特定には至らない。『加陽忠孝実録夢』の加賀藩の経済的困窮と倭約、金谷御殿の奢侈のエピソードや、『至忠加賀光絹』『金城忠義伝』『加陽太平記』の加賀藩の継嗣に関するエピソードは、高田善蔵の事件より以前に発生した出来事由来しており、事件という本筋に何が追加されたかによって、作成時期を判別することは難しいと考えられる。

高田善蔵物実録の諸作品において、事件に関する直接の記録からいかに離れているかという観点から見ると、大きく離れたエピソードを含む作品が多く、加えてそのエピソードが他作品とは共通しない、独自性の高いものであるものが多数ある。このことから、現在わかっている高田善蔵物実録のすべての作品を細かな分析の対象にすると、それらの影響関係を考えることが難しくなる。

諸作品の、直接の記録にない、または他作品と共通しないエピソードに関する箇所では、挙げなかった『両家越路雁金』『忠臣二月雪』に関しても、文章量が少ない作品では、記録から離れたエピソードを含む余地がないというのもあり、他の作品と共通するところが多いが、その短さ故に影響関係などの比較が難しい。

ここまで六作品を具体的に挙げ、それらの影響関係を考えることが難しいことを述べてきたが、そもそも高田善蔵物実録の諸作品は、高田善蔵が中村万右衛門を殺害した、という結末は共通しつつも、その事件に至るまでの流れや作品内の登場人物が、それぞれの作品によって大きく異なる。

その一例として、高田善蔵物実録において、高田善蔵の事件の前段として扱われるエピソード、実録の始まりが、事件のあった安永九年（一七八〇）からどれほど遡るかを記す。

『両家越路雁金』には、事件の前段となるエピソードが存在せず、事件の直前から話が始まる。

『忠臣二月雪』では、永村伴右衛門（中村万右衛門）の悪事が前段となり、そのエピソードは事件からは大きく遡らない。

『白立宝実記』には、前田家が將軍家からの養子を辞退するエピソードが序盤に存在することから、その始まりは九代太守前田重教の時代に遡ることがわかる。

『加陽忠孝実録夢』は、事件から一年ほど遡り、加賀藩が困窮しているところから始まる。

『金城失縄編』は、まず明和八年（一七七二）から安永元年（一七七二）の治脩の前田家の相続について記し、それから、創作と考えられる、明和二年（一七六五）の善蔵の出生の話をする。

『金城忠義伝』では、重教が太守である時代から話が始まり、いくつかの条を経て治脩が前田家を相続するため、治脩が前田家を相続した明和八年（一七七二）より以前に遡ると考えられる。

『至忠加賀光絹』は、重教が前田家を相続した話から始まるため、宝暦四年（一七五四）に遡る。

『加陽太平記』は、織田信長の時代にまで遡り、そこから前田家、加賀藩の由緒を語る。

このように、高田善蔵の事件の前段として扱われるエピソード、すなわち実録の始まりが、事件のあった安永九年（一七八〇）からいかに遡るかを見ると、それぞれの作品が異なった時期の話を遡って始まることがわかる。

これは一例であり、現状全ての作品を読み込んでいるわけではないが、このことから、高田善蔵物実録は、ある一つの作品から派生、成長することで多様な作品が発生したわけではなく、複数の実録が事件を経て発生したものであり、そのすべてが直接的な影響関係の下にあるわけではない、同じ枠組みの実録として一まとめに扱うことはできないものと言える。そのため、ここで具体的に挙げた作品を詳しく見ても、部分的な作品における影響関係を捉えることに留まるだろう。

そうした影響関係が薄い、同じ枠組みの実録として扱うことができない作品が多い中で、高田善蔵物実録には、共通する要素を持ち、関わりが深いと考えられる作品がある。それは、『加陽忠孝実録夢』『金城忠義伝』『至忠加賀光絹』『加陽太平記』の四作品である。本研究では、それらの四作品を、影響関係を考える上での対象作品とし、詳細な分析を行う。

四―三．四作品の位置付け

これら四作品（『加陽忠孝実録夢』『金城忠義伝』『至忠加賀光絹』『加陽太平記』）のうち、

『加陽忠孝実録夢』には「安永九庚子仲秋」

『加陽太平記』には「天明元丑五月」

『至忠加賀光絹』には「安永庚子麦秋」

という成立年次が、序文や巻尾に記載されている。

事件が起きた時期（安永九年（一七八〇）二月八日）と成立年次が近いことと、先述のように、事件に関する直接の記録から離れたエピソードが多数あり、内容が増補されている部分が多いことを考えると、『加陽太平記』の「天明元丑五月」（天明元丑＝天明元年（一七八一））や、『至忠加賀光絹』の「安永庚子麦秋」（安永庚子＝安永九年（一

七八〇）といった成立年次は信用できない。また、『加陽忠孝実録夢』の「安永九庚子仲秋」という成立年次も正しいものかどうかはわからない。四作品の影響関係を考えることで、成立年次などの不確かな情報の扱い方を決定させることを試みる。

そして、これら四作品は二つの系統に分けられる。二つの系統とは、『金城忠義伝』と『加陽太平記』の系統と、『加陽忠孝実録夢』と『至忠加賀光絹』の系統のことである。これらに関する詳しい影響関係に関しては後述するが、『金城忠義伝』と『加陽太平記』に関しては、『加陽太平記』は序に金城忠義伝という書を見て改修した作品であると記されており、各条のタイトルを比較することによっても、『加陽太平記』が『金城忠義伝』を参考に行っていることは明らかであると判断できる。また『加陽忠孝実録夢』と『至忠加賀光絹』に関しては、『至忠加賀光絹』は非常に独自性の高い作品であるが、内容が一致する部分の類似性の高さから、『加陽忠孝実録夢』を参考に行っているのではないかと考えている。

これらの二つの系統の作品に関する細かな影響関係の分析は、次の章で行う。

五. 四作品の影響関係

五―一. 『金城忠義伝』と『加陽太平記』

『加陽太平記』の序には、『加陽太平記』が金城忠義伝という本を見て、改修したものであるということが記されている。

『加陽太平記』序

安永九麦の頃かとに金城忠義伝とかや云へる写本を携へ来るものあり予是を見るに御歴家に佞人ありて御国を乱さんとせしかど御大家なれば忠儀の餘多有中にも高田氏父子の忠節に以而事ゆへなく治り万歳を諷ふの書なり此書を見て其国のしるへに便り、委敷尋ねもとむるに、右の書はいまた事の詳かならざるの内、その大略を記せるものと見えてもるゝ事のみ多し。予是にもとつき彼国あまたの大家よりして聞書日記杯の数くをもとめ集て、賢君の御政道忠臣のしわざを普く洩さるやうに綴りあらはし、今外題を改め加陽太平記と號く。

『加陽太平記』序の記述から、『加陽太平記』が書かれる際に、『金城忠義伝』が用いられたことは確実である。また、『金城忠義伝』の条のタイトルの内容を『加陽太平記』と比較（表1）すると、『金城忠義伝』の条のタイトルとなっているエピソードの七割が『加陽太平記』にも存在し、このことから、『加陽太平記』が『金城忠義伝』を参照して作られた作品であることが明確である。

ただし、『加陽太平記』が『金城忠義伝』を参照しているということは、『加陽太平記』の内容が『金城忠義伝』そのままであるということではない。『加陽太平記』の条のタイトルの内容を『金城忠義伝』と比較（表2）すると、『加陽太平記』の条のタイトルとなっているエピソードの六割が、『金城忠義伝』には存在しないものであり、『加陽太平記』が作成されるにあたって、内容が追加、増幅されていると見られる。

『加陽太平記』における内容の追加、増幅の方法にも種類がある。新たなエピソードを追加するものと、元からあるエピソードを増幅させるものである。

『加陽太平記』において、新たなエピソードが追加されている例として、次に挙げるような条のものがある。織田信長の時代のエピソードと、絹江という女性に恋慕する柳川弁治のエピソードである。

（織田信長の時代のエピソード）

『加陽太平記』条

御々内蔵助謀叛の事

并成政敗北家断絶の事

石山本願寺合戦の事

并信長公敗軍の事

前田慶次郎大旗を取返す事

并信長公天満の陣へ退去の事

織田大炊来由の事

并信雄公滅亡の事

前田利家卿所労の事

并嫡家利長公へ御遺言の事

前田利家卿利政へ遺言の事

并逝去花簪大内筒の事

石田三成謀叛の事

并利政公遺言守る事

（中略）

太田但馬守鷹狩の事

并但馬守狐を殺す事

太田但馬守横死の事

并大守利長公後悔の事

（柳川弁治のエピソード）

『加陽太平記』条

柳川弁治絹江に恋慕の事

并艶書の返事来る事

柳川弁治絹江と盃する事

并万右衛門夫婦を恨むる事

柳川弁治変死の事

これらは、表2を見るとわかるように『金城忠義伝』には存在しないエピソードである。また、これらに関して、『金城忠義伝』にその元となるようなエピソードがないことが確認できる。

織田信長の時代のエピソードは、前田利家とその時代の前田家を中心としている。

『加陽太平記』は、加賀藩の由緒を語るためにその時代に遡っていると考えられるが、その時代のエピソードは、高田善蔵の事件があった安永九年（一七八〇）からおよそ二百年前の出来事であり、非常に長い期間を遡っている。『金城忠義伝』では触れられていない話を、『加陽太平記』が新たなエピソードとして追加したと言える。

また、絹江という女性は『金城忠義伝』『加陽太平記』の系統の作品に固有の人物であり、事件に関する直接の記録にも現れない。絹江は善蔵に恋する女中で、万右衛門が

善蔵を仲間に取り入れるための企みに利用されるが、善蔵もその状況を逆手にとって万右衛門の下に入り込むといった展開の鍵となる人物である。善蔵が切腹した後、絹江もその命を絶つ場面が描かれるなど、物語の最後まで取り扱われるが、その絹江に恋慕するという、柳川弁治という人物に關してのエピソードは、現状『金城忠義伝』では確認されていないため、『加陽太平記』にて新たに追加されたものと言えるだろう。

『加陽太平記』において、元からあるエピソードが増幅されている例として、次に挙げるような条のものがある。前田土佐守に万右衛門が呼び出された際のエピソードと、絹江と善蔵との関わりが始まる時のエピソードである。傍線部は『金城忠義伝』の条のタイトルにない『加陽太平記』の条のタイトルとなっている。

(前田土佐守と中村万右衛門のエピソード)

『金城忠義伝』条

并土佐守屋敷へ中村召寄らるゝ事

万右衛門虚病を構へる事

『加陽太平記』条

前田土佐守万右衛門へ異見の事

并土佐守利解を説事

中村万右衛門虚病の事

并万右衛門土佐守を讒言の事

(絹江と善蔵のエピソード)

『金城忠義伝』条

善蔵万右衛門が心底を探らんと一夫の事

并様原娘絹江善蔵を口説事

善蔵絹江をなだむる事

并万右衛門善蔵に恩を見する事

『加陽太平記』条

万右衛門善蔵が誠忠を砕んと計事

并絹江か恋を取持事

絹江万右衛門か手引にて善蔵に逢事

并絹江善蔵を口説事

善蔵絹江をなたむる事

并万右衛門絹江に恩義をかくる事

これらは、『金城忠義伝』に元からある条の内容が、『加陽太平記』において複数の条に増幅されているものである。それぞれ条のタイトルも『金城忠義伝』から『加陽太平記』で細かく変更が加えられているが、その内容が大きく変化していると予想される程の変更ではなく、そのために、増幅されている部分がより注目される。

これらのことから、『金城忠義伝』と『加陽太平記』は、影響関係があることが明らかである作品であり、高田善蔵物実録の中の一つの系統であると言える。また、『加陽太平

記』が『金城忠義伝』の影響を強く受けながらも、『金城忠義伝』にはない要素を付加することで、成長して一つの作品となっていることがわかる。

五―二・『加陽忠孝実録夢』と『至忠加賀光絹』

『加陽忠孝実録夢』と『至忠加賀光絹』は、表3を見るとわかるように、その内容の大部分が一致する、というわけではない。しかし、『至忠加賀光絹』の特定の箇所が『加陽忠孝実録夢』の内容と一致することから、『加陽忠孝実録夢』と『至忠加賀光絹』の間に影響関係があると考えている。

その、『至忠加賀光絹』の特定の箇所というのは、万右衛門の誘いに対する善蔵の返答と、金谷御殿の奢侈に関するエピソードのことである。

万右衛門の誘いに対する善蔵の返答、というのは、善蔵が太守を殺す陰謀を果たすために、その妨げとなり得る善蔵を仲間に取り入れようとする場面で、万右衛門が善蔵に頼みたいことがあると告げた際のものである。次に各作品の本文を引用し、特に一致する部分に傍線を引いている。

(万右衛門の誘いに対する善蔵の返答)

『加陽忠孝実録夢』

擬万右衛門申すは、近頃御難題なる儀御頼申度、御承引可_レ被_レ下哉与云ふ。善蔵、是は改りたる御言葉なり。ヶ様に貴公様と打解けて御心易仕る上は、何事にてもあれ承知可_レ仕。

『至忠加賀光絹』

時に万右衛門大沢に目くはせして高田に向ひ申けるは、今日貴殿を御迎申せし事、全く紅葉の宴のみにあらず、肥前守様より御頼み遊はされたき一義有、承知いたさるべき也。又異変せらるゝやらん、先有無返答を聞さるへしと居たけ高になり、いやといわゝ打はたさんす其勢ひ、高田少しも億する色なく、こは改りたる御こととはを聞ものかな。一旦君に属せし上は、たとへいか体の義を仰らるゝとても異変仕らざるが臣臣下の役、今さらあらためらるゝに及はさる事とも、それともうたかわしく思さるゝならば、伊勢両宮熊野三社の御罪を請て即死仕る法もあるべし。

ここでは、『加陽忠孝実録夢』の「是は改りたる御言葉なり」という傍線部の表現と、『至忠加賀光絹』の「こは改りたる御ことはを聞ものかな」という傍線部の表現とが類似している。また、この箇所について、『至忠加賀光絹』では、『加陽忠孝実録夢』よりも文章量が多くなっている。作品ごとの設定の違いや付加されたエピソードなどによるところが大きいと見られ、細かい部分として増幅されていると言える。

万右衛門が善蔵を仲間に取り入れようとする展開については、表3の『至忠加賀光絹』の条のタイトル「并高田善蔵中村に合体の事」の部分で示すように、『金城忠義伝』『加陽太平記』にも同様の場面を描いた内容が存在するが、例として挙げたような本文の一致は確認できていない。

金谷御殿の奢侈に関するエピソードとは、『加陽忠孝実録夢』において、加賀藩が財政的に困窮する中で、御隠居前田重教のいる金谷御殿は、能役者を集め、新たな能舞台

を作るなど、日々を奢侈に過ごしていたというものである。それと同様の話が、『至忠加賀光絹』においても扱われる。次に各作品の本文を引用し、一致する部分に同一の傍線を引いている。二重傍線部に關しては後述する。

(金谷御殿の奢侈に關するエピソード)

『加陽忠孝実録夢』

(加賀藩の儉約)

土佐守被_レ申けるは、是以後御儉約の評議有_レ之共、小身者の御扶持米に目がけ被_レ申間敷候。輕き者共は被_レ下方以外輕少に候所、大役を烈敷相勤め御奉公致し候得共、御扶持米之外には御心付も無_レ之、殊には此の節の御難渋に而尚更其の儀無_レ之候。

(金谷御殿に能役者が集められる)

去る程に土佐守明智を以て、色々御勝手次第に相直す計をなすといへども、先達而金谷御殿に隱居まします肥前守中将重教卿、日毎に奢に過し、諸国の役者を集め、朝夕能をし給ひ、或は御広式中には容顏美麗の女を多く寄せ、国の風俗よからずとて江戸へ飛脚を立て、彼の地より数多女中を呼寄せ、御広式には芝居狂言を好み給ひて、夜毎々々に楽しみ給ふ。

(金谷御殿の能舞台普請)

夜を日について御普請有るに依つて、安永七年戌六月金谷御殿に御能御舞台成就、結構至極に被_レ為_レ建けり。

『至忠加賀光絹』

金谷へ御殿に能舞台結構再修し玉ひ、日毎の御能催しにて近郷近在より見物をゆるされ、御曲輪の内農民の往来となし給ひ、夜陰は御部屋へ入らせられ、酒宴遊興のたのしみ、中村大沢をはしめ御附々の諸士是をいさめ奉るものは忝人もなく、共々におとり狂ふて非道のふるまひをすゝめ奉りしに、納戸方の物入月々に相増、諸勘定の不算用御内証の御不勝手となり、御領内百性等へ御能入用割銀なとて月々にかけられ、言語同断の支義_{これみな中村忝人が胸中より出て一国の}こんきうなさしめけるこそ、誠に忝人愚もうにして一国愚もうとは此事なり

此間、御隱居の御坊埒中村か差図によつて、諸家中のこんきう農家の難渋さま／＼とこれ有といへとも、事しけきかゆへ爰に略す

例のように、『至忠加賀光絹』の金谷御殿の奢侈に關するエピソードは、万右衛門の誘いに対する善藏の返答の部分が増幅されていたのとは打って変わって、『加陽忠孝実録夢』よりもコンパクトにまとめられている。

『至忠加賀光絹』のこの箇所は、『加陽忠孝実録夢』の内容と多く一致する点がある。ただ、『加陽忠孝実録夢』では否定されていたような行動が、『至忠加賀光絹』において、「百性等」を対象として実行されていることにも注目したい。否定されていたような行動というのは、『加陽忠孝実録夢』の加賀藩の儉約に關する箇所にある。ここでは、加賀藩の困窮を解決するために、「小身者」から米を取る案が出たが、前田土佐守に「小身者の御扶持米に目がけ被_レ申間敷候」と言われ、実行されなかったという旨が記されている。それに対して、『至忠加賀光絹』では「納戸方の物入月々に相増、諸勘

定の不算用御内証の御不勝手となり」というように、金谷御殿の奢侈によって財政状況が芳しくなくなったために、「御領内百性等へ御能入用割銀なとて月々にかけられ」と、「百性等」に金を求めたという記述があり、『加陽忠孝実録夢』とは異なった選択がなされていると考えられる。

また、『至忠加賀光絹』では、二重傍線部が示すように、加賀藩の儉約、金谷御殿に能役者が集められる、金谷御殿の能舞台普請などの出来事が、全て万右衛門の行いから生じたことになっている。これは、『至忠加賀光絹』が万右衛門をより悪として描こうとしていると考えられる点と考えることができる。

これらの能役者、能舞台の話に関しては、これらを扱う作品が『加陽忠孝実録夢』と『至忠加賀光絹』に限られるため、『至忠加賀光絹』が『加陽忠孝実録夢』の影響を受けたとすると、『加陽忠孝実録夢』に特徴的な内容だと考えることができる。

これまでに確認したところから、『至忠加賀光絹』は、『加陽忠孝実録夢』に影響を受けたと考えられる。そうすると、高田善蔵物実録には、『金城忠義伝』と『加陽太平記』の系統とは異なる系統として、『加陽忠孝実録夢』と『至忠加賀光絹』の系統が存在すると言える。

五―三・『加陽忠孝実録夢』と『金城忠義伝』『加陽太平記』『至忠加賀光絹』の違い
『加陽忠孝実録夢』は、この作品の翻刻を載せる『稗史集 下編』解説に、「この書の記述は寧ろ事実その儘」と書かれ、『加能郷土辞彙』において「当時巷間に伝へられた所は略本書の如く」と推定されるように、当時広まっていた話に準拠するところが大きい作品と考えられている。そのような中で、『加陽忠孝実録夢』には、『金城忠義伝』『加陽太平記』『至忠加賀光絹』とは違い、重視されていないエピソードが存在する。そのエピソードとは、加賀藩の太守の相続に関する記述の有無と、善蔵が金谷御殿で働く経緯に関するものである。

加賀藩の太守の相続に関する記述とは、先述した、前田重教の世継ぎとして、將軍家から養子を迎えるか、重教の弟であり出家して勝興寺にいる高丸（後の前田治脩）を養子とするか、といった加賀藩の継嗣に関する問題に関する記述のことである。そのような内容の記述が、『加陽忠孝実録夢』には存在しない。

加賀藩の太守と前太守に関して、『加陽忠孝実録夢』は次のように紹介するが、相続については一切触れていない。

『加陽忠孝実録夢』

当代御太守は正四位加賀中将治脩卿と奉^レ仰、御簾中は御家続き松平備後守利道殿の御息女にておはしませ共、御幼年故未だ御婚儀御取結びなし。

（中略）

先達而金谷御殿に隠居まします肥前守中将重教卿（後略）

その一方で、『金城忠義伝』『加陽太平記』『至忠加賀光絹』の加賀藩の太守の相続に関する記述は、

『金城忠義伝』では、

并治脩卿加州相続之事

『加陽太平記』では、

并勝興寺殿御還俗の事

『至忠加賀光絹』では、

并勝興寺殿御還俗の事

治脩公御家督相続の事

と、条のタイトルとして挙げられ、重視されるエピソードとなっている。

また、『至忠加賀光絹』は、全十六巻のうち、第一巻から第九巻までが、加賀藩の太守の相続を巡るエピソードを記しており、善蔵の話よりも多くのエピソードがこの出来事を描写している。

善蔵が金谷御殿（前太守重教が隠居する場所）で働く経緯に関しても、『加陽忠孝実録夢』と『金城忠義伝』『加陽太平記』『至忠加賀光絹』との間で違いがある。

『加陽忠孝実録夢』では、本文において、

其後御金谷様目に留り、御側小将加人被_二仰付_一、御配膳役を相勤めけり。

という記述に留まっていた箇所が、

『金城忠義伝』では、

高田善蔵金谷御殿にて手柄の事

并御隠居より善蔵へ御太刀給わる事

『加陽太平記』では、

金谷御殿にて善蔵手柄の事

并に高田へ太刀を給る事

『至忠加賀光絹』では、

肥前守殿高田を懇望の事

と、条のタイトルとして扱われ、善蔵の描写をより多く行っていることが見て取れる。『金城忠義伝』『加陽太平記』『至忠加賀光絹』において、善蔵が金谷御殿で働く前から物語が始まるということも、この違いに関係する可能性がある。

加賀藩の太守の相続に関する記述の有無、善蔵が金谷御殿で働く経緯の違いを見ると、『加陽忠孝実録夢』と『金城忠義伝』『加陽太平記』とに関しては、直接的な影響関係があるかは明らかになっていないが、『加陽忠孝実録夢』は、四作品のうちの他の三作品よりも早い時期に作られたのではないかと考えられる。

『加陽忠孝実録夢』は、巻尾に「安永九庚子仲秋」とあるもの（写）石川県立図書館（書名・忠烈高田善蔵伝）があり、『稗史集 下編』解説や『加能郷土辞彙』といった先行文献が、当時広まっていた話に準拠すると見なし、安永八年頃の金沢の困窮から始まるため、高田善蔵物実録の他作品と始まり方も異なる。これらのことから、『加陽忠孝実録夢』が『金城忠義伝』『加陽太平記』『至忠加賀光絹』より以前の作品なのではないかと考えることができる。

『加陽忠孝実録夢』を他の三作品より以前の作品と考える場合、『加陽忠孝実録夢』以降の作品において、加賀藩の太守の相続と高田善蔵の起こした事件が関連づけられ、善蔵が金谷御殿で働く経緯が重要視されるようになった可能性が浮かび上がる。このことは、現状では及んでいない、高田善蔵物実録の中での『加陽忠孝実録夢』の位置付けを考えることにも用いることができるのではないだろうか。

五―四. 『加陽太平記』と『至忠加賀光絹』

五―一. と五―二. では、影響関係があると考えられる二つの系統の作品について述べたが、直接的な影響関係が見られない、系統を異にする二つの作品である『加陽太平

記』と『至忠加賀光絹』にも、ある共通点がある。その『加陽太平記』と『至忠加賀光絹』の共通点とは、善蔵の辞世と善蔵への発句に関するものである。

高田善蔵の辞世は、加賀藩研究の史料を集めた『加賀藩史料 第九編』に収録される、天文七年（一五三八）から文化十一年（一八一四）までを編年体で記載した「政隣記」に載せられる次の歌が、複数の高田善蔵物実録の作品に用いられている。引用部分の傍線部が、それぞれの記録、作品の記す高田善蔵の辞世である。

『政隣記』（天文七年（文化十一年）『加賀藩史料 第九編』（一九三六年））

一、善蔵辞世之歌但十五日朝詠。

茂り生ふ一村松の春の雪消えても千世のかけにぞありける

（五）で影響関係を論じる四作品のうち、『加陽忠孝実録夢』『金城忠義伝』の二作品においても、「政隣記」と同様の歌が善蔵の辞世として記される。

『加陽忠孝実録夢』

善蔵、此期に至る迄御深切の御挨拶、忝く存候とて、白木の硯箱引寄せ短冊書染る。

繁りあふ一村松の春の雪消えても千世の陰にぞ有ける
と竹田家に書残す。

『金城忠義伝』

高田が居し居間に短冊に残り有辞世

しけりあふ一むら松の春の雪

消ても千代のかけにぞ有ける

善蔵
なのり

その一方で、『加陽太平記』と『至忠加賀光絹』においては、事件の記録を記載する『政隣記』や、『加陽忠孝実録夢』『金城忠義伝』といった、それぞれに影響を与えたと考えられる作品とは異なる辞世が、善蔵の辞世として記される。

『加陽太平記』

扨も高田は竹田か座敷にて

辞世

思ひぬる心の月の雲はれて今宵や終に西に行らん

斯辞世をのこし

『至忠加賀光絹』

今そ今生の名残なれば、一首を残したしと高らかに

思ひ入る心の月のそら晴れて

今宵そ西の方へ行らむ

と詠し捨

これらの辞世、

『加陽太平記』の「思ひぬる心の月の雲はれて今宵や終に西に行らん」と、

『至忠加賀光絹』の「思ひ入る心の月のそら晴れて今宵そ西の方へ行らむ」とは、その文言が完全に一致してはいないが、非常に類似していると言える。また、これらと同様の辞世を記す直接の記録、実録作品は確認できていない。

善蔵が切腹する際の介錯人の善蔵への発句も、『政隣記』に載せられ、それが複数の高田善蔵物実録の作品に用いられる。『加陽忠孝実録夢』も、『政隣記』と同様の発句を記す。ただし、『金城忠義伝』は善蔵への発句に関する記述が存在しない作品となっている。『政隣記』、『加陽忠孝実録夢』の善蔵への発句が次のものである。引用部分の傍線部が、後述の『加陽太平記』『至忠加賀光絹』のものと比べられる部分である。

『政隣記』（天文七年（文化十一年）（加賀藩史料 第九編）（一九三六年））

一、竹田五郎左衛門家来、役付左之通り。介錯給人組吉村安右衛門、介添給人組長田直右衛門、誘人用人長田次郎左衛門。

（中略）介錯人等も左之発句送候処、是又左之袂に納、尤夫々挨拶有之。

介錯人吉村

彼岸に咲かるゝ梅の名残かな 蕉也

介添人長田

花は根に帰るぞゆかし春の風 乱糸

誘引人長田

雁金の見ぬ世にかへる名残哉 景雄

『加陽忠孝実録夢』（『稗史集 下編』）

（前略）吉村安右衛門。

彼岸に 咲かるゝ梅の 名残哉

（中略）

又永田直右衛門。

雁がねの 見ぬ世に帰る 名残哉

永田次郎右衛門も、

花は根に 帰るぞゆかし 春の風

と口ずさみて善蔵へ送る。

そのような中で、『政隣記』や『加陽忠孝実録夢』のものと少し異なる善蔵への発句を記しつつ、その発句が二作品の間で共通するのが、『加陽太平記』と『至忠加賀光絹』である。引用部分の傍線部が、『政隣記』『加陽忠孝実録夢』のものと比べられる部分である。

『加陽太平記』

竹田家士

長田喜右衛門

雁金の見ぬ世へ渡る余浪哉

竹田五郎左衛門家士

介錯人 長田直右衛門

花は根に帰るそゆかし春の雪

同人家士

介錯人 吉村安右衛門

彼岸に咲よる梅の名残かな

右三句の短冊高田いたゝき右の袂へ入

『至忠加賀光絹』

彼岸へ咲かゝる梅の名残哉

吉村安右衛門

花は根に帰るぞ床し春の雪

長田次郎右衛門より

雁金の見ぬ世へかへる余浪かな

長田次郎兵衛より

特に注目すべき点として、

「政隣記」などでは、「花は根に帰るぞゆかし春の風」と記されていた句が、

『加陽太平記』では、「花は根に帰るそゆかし春の雪」と記され、

『至忠加賀光絹』でも、「花は根に帰るぞ床し春の雪」と記されていることがある。

また、「雁金の見ぬ世へ渡る余浪哉」（『加陽太平記』）、「雁金の見ぬ世へかへる余浪かな」（『至忠加賀光絹』）の、「余浪」という表記も一致している。

このような辞世と発句の類似は、『加陽太平記』と『至忠加賀光絹』との間に、影響関係がある可能性を示す。当然ながら、二つの作品が同一の資料を参照した可能性もあり、そのことから、実際に成立した時期が近いのではないか、とも考えられる。しかし、現時点では、そういったことははっきりとはわからない。

『金城忠義伝』の影響を強く受けた『加陽太平記』と、『加陽忠孝実録夢』の影響を受けたと考えられる『至忠加賀光絹』という二つの作品が、同じ枠組みの実録として扱うことができない作品が多い高田善蔵物実録の中で、系統を異にしながらも、何らかの影響関係を持つかもしれないというのは、本研究で大きく取り扱った四作品以外も含めた、全体としての高田善蔵物実録を考えていく上で、非常に重要な役割を果たすように思われる。

五―五. 本章の小括

『加陽忠孝実録夢』『金城忠義伝』『加陽太平記』『至忠加賀光絹』の四作品において、『金城忠義伝』が『加陽太平記』に先行し、影響を与えた作品であることと、『加陽忠孝実録夢』が『至忠加賀光絹』に先行し、影響を与えた作品であることは、おおよそ確実である。

『加陽忠孝実録夢』は、話の始まりが事件の発生した時期にほど近く、他の作品が付加するようなエピソードを持たないことなどから、『金城忠義伝』『加陽太平記』『至忠加賀光絹』よりも成立が早い可能性がある。

『加陽太平記』と『至忠加賀光絹』は、他作品とは異なる善蔵の辞世と善蔵への発句の一致から、何らかの影響関係が存在する可能性がある。

このようにして四作品の影響関係を見てきたことで、『加陽太平記』『至忠加賀光絹』の序に記載される次の成立年次についても、考えを進めることができる。

『加陽太平記』序

天明元丑五月

『至忠加賀光絹』序

安永庚子麦秋

これら『加陽太平記』序、『至忠加賀光絹』序の成立年次は、二つの作品において、内容の追加・増幅が、それぞれに先行する作品から多くなされている点などから、作品の正確な成立年を記すものではないと考えられる。

六、講談本との関わり

ここまで、高田善蔵物実録と、その中の四作品の影響関係について述べてきた。そういった実録が存在する中で、実録を受けて成立した明治時代の講談本に、『至忠加賀光絹』に影響を受け、参考にしたという作品が存在する。明治時代の講談本『高田善蔵・加賀騒動』（古名弁山口演・耳津珂吉速記、明治三十一年（一八九八））である。この講談本には、次に引用するように、『至忠加賀光絹』を参考にしたということが記されている。

『高田善蔵・加賀騒動』（明治三十一年（一八九八））

元来此講談は弁山が無二の信友。否、毎々高話を承ッて非常の徳を得て居ります先生、即ち奥村柁兮氏が口授立案にございます、が、先生の一作意に出たのはございませぬ、夫の忠臣高田善蔵が切腹しましたる所の安永九年二月十五日より僅に三ヶ月後、即ち同年四月付なる同藩浪士大音弥七郎入道が手記に係る秘書、至忠加賀光絹と題しまする古写本に、同藩士大□某の手記なる延享夜話、同じく無名氏の著述明安奇述杯と題しましたるものをも参考して述べられたるものへ、弁山が聊か潤色して講談に致したのでございますから実に正史と申して真個に正しいお談にございます（□は難読文字）

引用した箇所にある、「安永九年二月十五日より僅に三ヶ月後、即ち同年四月付」という『至忠加賀光絹』に関する記述は、『至忠加賀光絹』序の「安永庚子麦秋」という記述によると思われるが、先述の通り、この年次に関しては正確な成立年と考えることが難しいため、この講談本の『至忠加賀光絹』に関する記述も信用できないものとなる。また、講談本が書名を挙げる「延享夜話」「明安奇述」に関しては、現状ではそれらの所在も内容も判明していない。

講談本『高田善蔵・加賀騒動』は、その内容のほとんどを『至忠加賀光絹』からとっている。『至忠加賀光絹』の条と講談本『高田善蔵・加賀騒動』の席とを対応させる（資料2）と、『至忠加賀光絹』がこの講談本に大きく影響を与えていることがわかる。

『至忠加賀光絹』の条と講談本『高田善蔵・加賀騒動』の席とを対応させたことで、両者の違いも判明した。まず、講談本は、『至忠加賀光絹』の内容の一部を、話の順序を入れ替えて再構成している。『至忠加賀光絹』の第五、第六の内容が、講談本の第十五席から第十八席に対応するが、『至忠加賀光絹』の第五、第六の内容の話の順序通りに講談本の話が進むわけではないということである。

『至忠加賀光絹』と講談本『高田善蔵・加賀騒動』の大きな違いとして、この講談本には、大音弥七郎という人物に関する話がないことが挙げられる。大音弥七郎は、三二、『至忠加賀光絹』各条のあらすじにもその名前が挙がる人物であり、大音喜六郎という重基の後を継ぐはずだった人物の家臣である。喜六郎が命を落とした後に、閑居

の身となった弥七郎に、夢で神が加賀藩の出来事を物語る、すなわち、物語の全体が大音弥七郎の見た夢である、というのが、『至忠加賀光絹』の構造となっている。その大音弥七郎に関する話を記す次の条に対応する内容が、この講談本には存在しない。

『至忠加賀光絹』第一

- 一 大音入道北野社へ日参の事
并天満宮御霊夢の事

『至忠加賀光絹』第十六

- 一 大乘寺石碑造立の事
并大音入道安心修行の事
(「大乘寺石碑造立の事」にあたる話は講談本に存在する)

大音弥七郎に関する話が講談本『高田善蔵・加賀騒動』に用いられていない一方で、この講談本には、『至忠加賀光絹』を「大音弥七郎入道が手記に係る秘書」とする記述がある。

これは、次に引用する『至忠加賀光絹』序の記述とは異なるが、実際にどうであったかはわからない。『至忠加賀光絹』序の記述では、大音弥七郎の夢の話を伝え聞いて書いた、ということになっている。

『至忠加賀光絹』序

君仁政を行ふ時々、信忠誠を以て是に報ゆ。宣なるかな、爰に北加の近士、大音の次男、幼朋の君におくれ、深恩を忘れがたく、若旧知を離れ、洛西に閑居して、日毎に北野の社頭に歩みをはこび、正に天神の告夢によつて、本国動乱の首尾を窺かひ、何某か至忠を目前に見て、隣舎の友に語られしと、密に伝へ聞て、感賞のあまり机にむかふて、其国の名産に題し、世の人の進忠の種にそなれかし、と及はざる筆を取りて、意味の深長なる事を爰に顕はしぬ。

安永庚子麦秋 六正放藪庵

講談本が大音弥七郎に関する話を用いなかったのは、『至忠加賀光絹』と同様に、弥七郎が見た夢を話の全体として、それを講談師が語る、という構造にすると、話が複雑になってしまうためではないかと考えられる。講談本が『至忠加賀光絹』を「大音弥七郎入道が手記に係る秘書」と改変したことにも、話をわかりやすくする意図のようなものが感じられる。

『至忠加賀光絹』という作品が、明治時代の講談本に影響を与えているということは、高田善蔵物実録の一作品の内容が、高田善蔵の事件のあった安永九年（一七八〇）から、百年以上経った後にまで伝わっているということである。このことは、高田善蔵物実録の成長や展開を考える上で、重要なポイントになると思われる。

七. おわりに

本研究では、高田善蔵物実録に関して調査した。高田善蔵の事件の記録を参照して事件の概要をまとめ、また、書名が判明している高田善蔵物実録の情報を一覧することが

できるようにした。そうして高田善蔵物実録の概観をまとめた上で、それぞれの作品のエピソードの特徴を分析し、高田善蔵物実録の全ての作品を、同じ枠組みの実録として一まとめに扱うことはできないことを示しながらも、影響関係があると考えられる『加陽忠孝実録夢』『金城忠義伝』『至忠加賀光絹』『加陽太平記』という四作品と、二つの系統を見出した。

高田善蔵物実録の四作品の影響関係を分析すると、『金城忠義伝』と『加陽太平記』の影響関係と、『加陽忠孝実録夢』と『至忠加賀光絹』の影響関係がわかった。

『金城忠義伝』と『加陽太平記』の系統では、『金城忠義伝』が『加陽太平記』に先行し、影響を与えたことが、序の記述と条のタイトルの一致などから確認することができた。その上で『加陽太平記』には、『金城忠義伝』からの内容の追加、増幅が存在することがわかった。

『加陽忠孝実録夢』と『至忠加賀光絹』の系統では、『加陽忠孝実録夢』が『至忠加賀光絹』に先行し、影響を与えたことを、『加陽忠孝実録夢』のエピソードを用いていると考えられる箇所が『至忠加賀光絹』に存在することから確認することができた。

また、これら二つの系統以外においても、四作品のうち、『加陽忠孝実録夢』が他の三作品より以前に成立した可能性が高いと考えた。加えて、『加陽太平記』と『至忠加賀光絹』という二作品の善蔵の辞世と善蔵への発句の一致から、関わりがある可能性を考察した。

それから、これらの四作品の影響関係に関する分析から、『加陽太平記』序、『至忠加賀光絹』序の成立年次が正確ではないと考えた。

また、明治時代の講談本『高田善蔵・加賀騒動』と、『至忠加賀光絹』の関わりについても分析し、各条と各席を比較することで、その違いを明らかにした。

このようにして影響関係を分析した四作品の中でも、『至忠加賀光絹』という作品は、高田善蔵物実録の多くの作品の簡単な解説が載る『加能郷土辞彙』にも立項されず、翻刻もされていない作品だった。本研究では、『至忠加賀光絹』の翻刻、各条のあらすじを作成し、『加陽忠孝実録夢』との影響関係を考察し、また、明治時代の講談本との影響関係を見出した。今回作成した『至忠加賀光絹』の翻刻は、末尾に記載する。

『至忠加賀光絹』は、高田善蔵の事件に関する直接の記録から離れたエピソードを多く含む作品であるが、『加陽忠孝実録夢』と関係があること、明治時代の講談本にその内容を用いられ、後世に伝わっていることなどから、高田善蔵物実録の中でもある程度重要な位置にある作品と言えるだろう。

加えて、四作品はそれぞれ、明治時代に作られた作品に影響を与えている可能性がある。『至忠加賀光絹』が講談本『高田善蔵・加賀騒動』のもととなっていることは

(六.)で示したが、それ以外の作品も、四作品のうちいずれかとの関わりがあると見られる。歌舞伎『再梅鉢金沢評証』は、その筋書きに、諸橋陸之丞、お安、大津宗悦といった、『加陽忠孝実録夢』に登場する人物の名前があることから、『加陽忠孝実録夢』と関わりがある可能性がある。小説『金城美譚如月雪』は、作中に絹江という『金城忠義伝』と『加陽太平記』の系統に固有の人物が登場することから、『金城忠義伝』『加陽太平記』との関わりが考えられる。このように、四作品はそれぞれ、後世の作品に影響を持つ、広がりのある作品であると言える。

これらのようなことが、高田善蔵物実録に関して、本研究で明らかになったこと、考察したことと言える。しかし、高田善蔵物実録には、それらの影響関係などを含めて、判明していないことが多くある。

影響関係について分析した『金城忠義伝』と『加陽太平記』も、その本文を全て翻刻することはできておらず、これらの詳細な考察には手が及んでいない。今回大きく取り扱った四作品以外の高田善蔵物実録の作品にも、『忠臣二月雪』『白立宝実記』などの翻刻が存在しない作品があり、それらの作品が他の作品との関わりを持っているのかについても調査する余地がある。『至忠加賀光絹』の翻刻も不完全な部分があり、より正確な翻刻を行う必要があるだろう。また、先述した、歌舞伎『再梅鉢金沢評定』や、小説『金城美譚如月雪』は、高田善蔵物実録の特定の作品と関係がある可能性がある、というところまでしかわかっておらず、その詳細を明らかにすることはできていない。

このように、未だわかっていない事柄が非常に多い高田善蔵物実録であるが、本研究によって判明した『加陽忠孝実録夢』と『至忠加賀光絹』の影響関係や、『加陽太平記』と『至忠加賀光絹』の関わりといった事柄と、本研究を行うにあたって作成した『至忠加賀光絹』の翻刻と、翻刻の作成に伴ってわかった『至忠加賀光絹』の内容などの成果を、高田善蔵物実録のさらなる研究の礎とし、より詳細な調査・分析を行いたい。

¹ (筋書き) 勝米輔作・勝歌女輔、清水栄次校・佐橋富三郎編『再梅鉢金沢評定』、玉置清八、明治十三年 1880、国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/858420>

² 芳流軒一蛙編『金城美譚如月雪』、石井俊郎、明治十九年 1886、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/860853>

³ 古名弁山口演・耳津珂古速記『高田善蔵：加賀騒動(新百千鳥：第三卷第九集)』、駿々堂、明治三十一年 1898、国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/890477>

⁴ 日置謙編『加能郷土辞彙』、金沢文化協会、昭和十七年 1942、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1123720>

⁵ 石川県図書館協会編・日置謙校訂『稗史集 下編』、石川県図書館協会、昭和十年 1935、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1222551>

⁶ 『金沢の文学』、北国出版社、昭和四十六年 1971、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12502199>

⁷ 菊池庸介著『近世実録の研究——成長と展開——』、汲古書院、平成二十年 2008

⁸ 『加賀藩史料』第9編、石黒文吉、昭和十一年 1936、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1123872>

⁹ 前田土佐守家資料館叢書第三集『金谷御殿表小将高田善蔵刃傷事件取捌一件』、前田土佐守家資料館、平成二十一年 2009

【資料1】 高田善藏物実録諸作品の条
(高田善藏物実録(一覽)と同じ順序)
・『忠臣二月雪』(写) 金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫)

忠臣二月雪条

- 一 永村伴右衛門謀悪之事
- 附 坂田源藏夢想蒙る事
- 一 源藏伴右衛門を殺す事
- 附 殿中騒動之事
- 一 源藏竹田六郎方江御預之事
- 附 切腹之事
- 一 源藏形見を送る事
- 附 職人娘貞心之事
- 一 おのふ寺参詣之事
- 附 和尚戒之事

・『白立宝実記』(写) 石川県立図書館

猿楽之弁

盛岡屋敷猿楽之事

御老中評定附り前田家養君之事

養君辞退之事

国府勝興寺殿御還俗之事

附り前田家御家督之事

江戸御屋敷新御殿普請之事

附り和田宋女落馬之事

蹴鞠石鍛錬しく事

附り能州子浦蓮花峰寺の事

重教卿酒宴之事

附吉原より芸者来る事

栗田源左衛門盗賊之事

縄屋理右衛門飛野之事

附栗田盗賊顕る事

栗田源左衛門自害之事

芸者花路を身請之事

附江戸目黒行又坂出大之事

重教卿遊興之事

中村万右衛門謀計之事

附り重教卿加州御隠居之事

吉田九兵衛諫言之事

石川郡大野浦地藏之事

附りおりつ病死之事

猿楽役者諸国より加州に集る事

教千代君誕生之事

中村万右衛門叛逆を催す事

箕輪徳右衛門刑罪之事

法性寺妙蓮木揚川に入る事
附り三輪縫殿是を追ふ事
三輪縫殿等五人武士閉門之事
山科逸庵加州に下る事
附中村思を与ふる事
笹原勘右衛門先納銀を工む事
附り木屋三兵衛過米買出す事
舟商人花路に迎ふ事
銀子役人閉門之事
宮竹屋伊右衛門兎血丸調合之事
中村薬味を手に入る事
螺貝時金遁世之事
加州湯涌村温泉の事
附奥村中務奉公人抱る事
奥村中務小松御城代を蒙る事
中村万右衛門奉公人を抱る事
奥村中務小松の城を出奔之事
山脇酒造女を害す并中務流罪之事
高田善蔵系図并簾直之事
加州早魁并高田善蔵明智之事
信州浅間焼近国鳴動之事
附り加州洪水之事
儒者鶴田喜内鶏の詩を作る事
附り高田善蔵道臣をしる事
中村万右衛門前許之事
高田善蔵配膳之事
附大嶋門十郎召死之事
中村万右衛門茶会之事
附り高田善蔵中村を欺く事
高田善蔵白山の神社に和歌を奉納之事
高田善蔵心底を極る事
善蔵中村万右衛門を刺殺す事
諸士早馬にて登城之事
附遠田三郎兵衛下馬を請る事
高田善蔵竹田五郎左衛門江御預け之事
殿中評定之事
善蔵竹田か屋敷へ引給事
高田善蔵名残并辞世之事
切腹の図
善蔵死骸大乘寺へ送る事

・『金城失繩編』(活)『稗史集 下編』
前田家先祖由緒之事
并、高田善太郎出生不思議之事

附、尾張国熱山の乞食惣助之事

高田善太郎幼稚発明の事

并、前田土佐守善太郎称美の事

附、唐土長州の老翁理を非にまげし事

桃雲寺孟蘭盆会

并、中村萬右衛門途中口論之事

附、中村萬右衛門閉門の事

中村萬右衛門飯田九平治を招く事

并、篠原隠斎和歌講釈之事

附、飯田・中村大望を企る事

阿州浪人並川伴蔵が事

并、伴蔵雲氣を教ふる事

附、中村・飯田・並川合体の事

太守治修卿御病氣の事

并、卜者仙快易術妙の事

附、菊酒屋九兵衛忠義の事

中村が徒重て謀計密談之事

并、三宝段右衛門が娘自害之事

附、高田善之丞人違にて横死之事

飯田・並川漁に出る事

并、伴蔵海中に落入る事

附、蓮の浦より上りし鱸の図

金谷御殿に於て御能の事

并、高田善蔵中村萬右衛門を殺害の事

附、高田善蔵武田五郎左衛門へ御預の事

高田善蔵切腹の事

并、金谷御殿女中ばらひの事

附、金府静謐の事

・『金城忠義伝』（写）石川県立図書館

第一

一 加州家濫觴之事

并中村万右衛門出所之事

第二

一 重教卿武芸御上覧之事

并万次郎軍次に打勝事
一 早水軍次追放せらるゝ事
并万次郎召抱らるゝ事

第三

一 間瀨宅にて中村早水出合之事
并軍次遁世の事
一 お菊の方若君御平産の事
并土佐守屋敷へ中村召寄らるゝ事

第四

一 万右衛門虚病を構へる事
并御城下の美女を召出さるゝ事
一 御家老中蜜談の事
并治脩卿加州相続之事

第五

一 中村万右衛門京都へ登る事
并万右衛門岩意に心底を明す事
一 岩意悪事に組する事
并泉如和尚岩意に教訓之事

第六

一 泉如讓状認めらるゝ事
奥の院にて岩意師を殺す事
一 岩意讓り書を以て訴ゆる事
并岩意悪事露頭之事

第七

一 中村万右エ門加州へ逃歸る事
并栗田口ニテ岩意刑罪之事
一 高田善左エ門忠儀之事
并万右衛門高田ニ論す事

第八

一 高田善左衛門病死之事
并善蔵へ遺言の事
一 治脩卿善蔵に御居役加へ給ふ事
并金谷御殿にて御茶会之事

第九

一 善蔵万右衛門が心底を探らんと一夫の事
并様原娘絹江善蔵を口説事
一 善蔵絹江をなだむる事
并万右衛門善蔵に恩を見する事

第十

一 善蔵万右衛門を欺く事
并治脩卿御帰城の事
一 高田善蔵金谷御殿にて手柄の事
并御隠居より善蔵へ御太刀給わる事

第十一

- 一 絹江善蔵にしのひ遭ふ事
- 一 并万右衛門高田饗応の事
- 一 万右衛門善蔵に心底を明す事
- 一 并善蔵絹江かこと万右衛門に新事

第十二

- 一 白山権現御奇瑞之事
- 一 并高田善蔵白山へ参詣する事
- 一 善蔵書置を認むる事
- 一 并母に暇乞の盃を致す事

第十三

- 一 高田善蔵金谷御殿於て万右衛門を殺す事
- 一 并伴八矢諸士を治むる事
- 一 治脩卿を始メ諸士御殿へ駆付らるゝ事
- 一 并善蔵武田家へ御預け候なる事

第十四

- 一 善蔵母勇気を顕さるゝ事
- 一 并絹江名残の文を見る事
- 一 善蔵切腹を願ふ事
- 一 并竹田五郎左衛門高田を賞する事

第十五

- 一 治脩卿高田一書御上覧之事
- 一 并御家老八人衆蜜談之事
- 一 高田善蔵切腹之事
- 一 并高田の家相続之事

・『至忠加賀光絹』（写）国文学研究資料館実録コレクション

第一

- 一 加州御先代動乱の事
- 一 并大音弥七郎閑居の事
- 一 大音入道北野社へ日参の事
- 一 并天満宮御霊夢の事

第二

- 一 勝興寺高丸公御危難の事
- 一 并僧了観御身替り即死の事
- 一 山崎七郎太夫湯原と入魂の事
- 一 并伴八矢太守へ御諫言の事

第三

- 一 七手諸社各対談の事
- 一 并前田土佐守関東発向の事
- 一 土佐守不破彦三に対面の事
- 一 并金沢一家中評義一乱の事

第四

- 一 前田土佐守病氣に依て帰国の事
- 一 并山崎湯原契約の事

一 湯原藤右衛門山崎を討事
并湯原和五郎切腹の事

第五

一 中村竹堂曲者を生捕の事
并魚名牢中にて自死の事
一 赤松幸之進狂歌にて白状の事
并湯原方より林之丞へ書中の事

第六

一 山崎林之丞御諫言の事
并中将山崎を御手討の事
一 湯原藤右衛門返書に依て落涙の事
并前田三左衛門評義発言の事

第七

一 勝興寺殿村井へ御返答の事
并沢木小藤太牢番働の事
一 中村円蔵素性の事
并中沢丹治式中に討たる事

第八

一 中村円蔵松村の積悪訴への事
并早打に依て両士出国の事
一 長前田松村対決の事
并松村四郎兵衛切腹の事

第九

一 金沢の両士御訴状の事
并勝興寺殿御還俗の事
一 治脩公御家督相続の事
并高田勇蔵捧歌の事

第十

一 松村一類のもの御追放の事
并中村円蔵御隠居へ密言の事
一 鎌田か娘御隠居へ召さるゝ事
并中村江府に於て御放逸を勧る事

第十一

一 松村矢四郎円蔵に対面の事
并教千代殿御養子と成玉ふ事
一 高木殿物怪難病の事
并中村円蔵墓目を行ふ事

第十二

一 御隠居万右衛門館へ御入来の事
并御伽を召寄せらるゝ事
一 中村不動山御参籠の事
并高田善蔵忠信働きの事

第十三

一 前田土佐守隠棲の事

- 一 并中村万右衛門奥女中と閑話の事
- 一 肥前守殿高田を懇望の事
- 一 并高田善蔵中村に合体の事

第十四

- 一 石田周才毒藥調合の事
- 一 并高田善蔵閉門の事
- 一 高田善蔵御前にて不調法の事
- 一 并高田渡辺白山へ和歌奉納の事

第十五

- 一 高田大沢より密計を聞事
- 一 并善蔵母妹へ暇乞盃の事
- 一 金谷御殿騒動の事
- 一 并高田善蔵武田へ御預けの事

第十六

- 一 高田善蔵切腹辞世の事
- 一 并野送り前代未聞の事
- 一 大乘寺石碑造立の事
- 一 并大音入道安心修行の事

・『加陽太平記』（写）石川県立図書館）
加陽太平記惣目録之次第

- 一 加州家濫觴の事
- 一 御々内蔵助謀叛の事
- 一 并成政敗北家断絶の事
- 一 石山本願寺合戦の事
- 一 并信長公敗軍の事
- 一 前田慶次郎大旗を取返す事
- 一 并信長公天満の陣へ退去の事
- 一 織田大炊来由の事
- 一 并信雄公滅亡の事
- 一 前田利家卿所労の事
- 一 并嫡家利長公へ御遺言の事
- 一 前田利家卿利政へ遺言の事
- 一 并逝去花簪大内筒の事
- 一 石田三成謀叛の事
- 一 并利政公遺言守る事
- 一 前田三左衛門京都へ御召の事
- 一 并土佐守と改名の事
- 一 太田但馬守鷹狩の事
- 一 并但馬守狐を殺す事
- 一 太田但馬守横死の事
- 一 并大守利長公後悔の事
- 一 中村万次郎出所の事
- 一 并大守重教公武芸上覧の事

附万次郎早水軍治に打勝事	
一 大守重教公御立腹の事	同
并軍治御城下を追放せらるゝ事	
一 馬淵遊哲宅へ早水を招く事	拾式之卷
并馬淵方にて軍治を饗応事	
一 軍治発心して上方へ登る事	同
并万次郎万右衛門と改名の事	
一 若殿御誕生の事	拾三之卷
并万右衛門へお菊の方を賜事	
一 前田土佐守万右衛門へ異見の事	同
并土佐守利解を説事	
一 中村万右衛門虚病の事	拾四之卷
并万右衛門土佐守を讒言の事	
一 御家老中評定の事	同
并大守重教卿御隠居御聞済の事	
一 勝興寺土佐守問答の事	拾五之卷
并勝興寺殿御還俗の事	
一 大守重教卿御後悔の事	同
并中村万右衛門隠謀発端の事	
一 中村万右衛門岩意に面談の事	拾六之卷に・下
并岩意悪事に組する事	
一 岩意師の坊を偽る事	同
并泉如和尚岩意に教訓の事	
一 泉如岩意へ印証を残す事	拾七之卷
并岩意師の坊を殺す事	
一 岩意師の讓状を訴へ出る事	同
并悪事露頭の事	
一 中村万右衛門本国へ逃帰る事	拾八之卷
并岩意刑罪の事	
一 高田善左衛門病死の事	同
并一子善蔵へ遺言の事	
一 善蔵親善左衛門か跡役被仰付事	拾九之卷
并当大守金谷御殿へ御招請の事	
一 万右衛門善蔵が誠忠を碎んと計事	同
并絹江か恋を取持事	
一 絹江万右衛門か手引にて善蔵に逢事	式拾之卷
并絹江善蔵を口説事	
一 善蔵絹江をなたむる事	同
并万右衛門絹江に恩義をかくる事	
一 善蔵万右衛門を欺く事	式拾壹之卷ほ・下
并大守御帰城の事	
一 金谷御殿にて善蔵手柄の事	同
并に高田へ太刀を給る事	
一 中村万右衛門高田を饗応の事	式拾式之卷

并絹江か縁の根をおす事	
善蔵絹江に契る事	同
并高田か母教訓の事	
善蔵白山権現へ参詣の事	式拾三之卷
并秘薬伝来の事	
柳川弁治絹江に恋慕の事	同
并艶書の返事来る事	
柳川弁治絹江と盃する事	式拾四之卷
并万右衛門夫婦を恨むる事	
柳川弁治変死の事	同
并万右衛門始末の事	
高田中村閑談の事	式拾五之卷
并高田偏屈を論る事	
善蔵金打して大事を探る事	同
并万右衛門疑を晴す事	
中村隠謀の大略を明す事	式拾六之卷
并毒薬をいつわる事	
高田偽て刀を添る事	同
并白山へ参籠の事	
中村隠謀の極意を明す事	式拾七之卷
并高田中村誓詞を取替事	
高田善蔵書置の事	同
并暇乞の盃の事	
高田念願成就の事	式拾八之卷
并中村断絶の事	
高田善蔵竹田五郎左衛門預る事	同
并善蔵母お來の事	
吉田久兵衛射芸の事	式拾九之卷
并平馬本紙神文を指上る事	
竹田喜右衛門高田か一書投露の事	同
并両君御仁愛の御事	
絹江名残の文を見る事	三拾之卷
并きぬ江自害の事	
高田善蔵切腹の事	同
并高田勇蔵が評註の事	

【資料2】『至忠加賀光絹』の条と講談本『高田善蔵…加賀騒動』の席の対応
 (『至忠加賀光絹』)
 (講談本)

第一

- 一 加州御先代動乱の事
 并大音弥七郎閑居の事
 第一席

- 一 大音入道北野社へ日参の事
 并天満宮御霊夢の事
 (なし)

第二

- 一 勝興寺高丸公御危難の事
 并僧了観御身替り即死の事
 第二席・第三席

- 一 山崎七郎太夫湯原と入魂の事
 并伴八矢大守へ御諫言の事
 第四席・第五席

第三

- 一 七手諸社各対談の事
 并前田土佐守関東発向の事
 第六席

- 一 土佐守不破彦三に対面の事
 并金沢一家中評義一乱の事
 第七席・第八席

第四

- 一 前田土佐守病気に依て帰国の事
 并山崎湯原契約の事
 第九席・第十席

- 一 湯原藤右衛門山崎を討事
 并湯原和五郎切腹の事
 第十一席・第十二席・第十三席・第十四席

第五

- 一 中村竹堂曲者を生捕の事
 并魚名牢中にて自死の事
 第十五席・第十七席

- 一 赤松幸之進狂歌にて白状の事
 并湯原方より林之丞へ書中の事
 第十八席・第十六席

第六

- 一 山崎林之丞御諫言の事
 并中将山崎を御手討の事
 第十六席

- 一 湯原藤右衛門返書に依て落涙の事
 并前田三左衛門評義発言の事
 第十八席

『至忠加賀光絹』

(講談本)

第七

- 一 勝興寺殿村井へ御返答の事
并沢木小藤太宰番働の事

第十八席

- 一 中村円蔵素性の事

- 并中沢丹治式中に討たる事

第十九席・第二十席

第八

- 一 中村円蔵松村の積悪訴への事
并早打に依て両士出国の事

第二十一席

- 一 長前田松村対決の事

- 并松村四郎兵衛切腹の事

第二十二席・第二十三席

第九

- 一 金沢の両士御訴状の事
并勝興寺殿御還俗の事

第二十四席

- 一 治脩公御家督相続の事
并高田勇蔵捧歌の事

第二十五席

第十

- 一 松村一類のもの御追放の事
并中村円蔵御隠居へ密言の事

第二十五席

- 一 鎌田か娘御隠居へ召さるゝ事

- 并中村江府に於て御放逸を勧る事

第二十六席

第十一

- 一 松村矢四郎円蔵に対面の事
并教千代殿御養子と成玉ふ事

第二十八席・第二十七席

- 一 高木殿物怪難病の事

- 并中村円蔵墓目を行ふ事

第二十八席・第二十九席・第三十席

第十二

- 一 御隠居万右衛門館へ御入来の事
并御伽を召寄せらるゝ事

第三十一席・第三十二席

- 一 中村不動山御参籠の事

- 并高田善蔵忠信働きの事

第三十三席・第三十四席・第三十五席

『至忠加賀光絹』

(講談本)

第十三

- 一 前田土佐守隠棲の事
- 并中村万右衛門奥女中と閑話の事

第三十六席

- 一 肥前守殿高田を懇望の事
- 并高田善蔵中村に合体の事

第三十七席

第十四

- 一 石田周才毒薬調合の事
- 并高田善蔵閉門の事

第三十八席・第三十九席・

- 一 高田善蔵御前にて不調法の事
- 并高田渡辺白山へ和歌奉納の事

第四十席

第十五

- 一 高田大沢より密計を聞事
- 并善蔵母妹へ暇乞盃の事

第四十一席・第四十二席

- 一 金谷御殿騒動の事
- 并高田善蔵武田へ御預けの事

第四十三席・第四十四席・第四十五席

第十六

- 一 高田善蔵切腹辞世の事
- 并野送り前代未聞の事

第四十五席・第四十六席

- 一 大乘寺石碑造立の事
- 并大音入道安心修行の事

第四十七席

○Ⅱ同じエピソードが存在／△Ⅱ部分的に同じエピソードが存在

金城忠義伝 条(第一-第六)	加陽太平記	至忠加賀光絹	加陽忠孝実録夢	金城忠義伝 条(第六-第十三)	加陽太平記	至忠加賀光絹	加陽忠孝実録夢
加州家濫觴之事	○	○		高田善左エ門忠儀之事			
并中村万右衛門出所之事	○			并万右衛門高田ニ論す事			
重教卿武芸御上覧之事	○			高田善左衛門病死之事	○		
并万次郎軍次に打勝事	○			并善蔵へ遺言の事	○		
早水軍次追放せらるゝ事	○			治脩卿善蔵に御居役加へ給ふ事	△		
并万次郎召抱らるゝ事	○			并金谷御殿にて御茶会之事			
間刈宅にて中村早水出合之事	○			善蔵万右衛門が心底を探らんと一夫の事			△
并軍次遁世の事	○			并様原娘絹江善蔵を口説事	○		
お菊の方若君御平産の事	○			善蔵絹江をなだむる事	○		
并土佐守屋敷へ中村召寄らるゝ事	○			并万右衛門善蔵に恩を見する事	△		
万右衛門虚病を構へる事	○			善蔵万右衛門を欺く事	○		
并御城下の美女を召出さるゝ事				并治脩卿御帰城の事	○		
御家老中蜜談の事	△			高田善蔵金谷御殿にて手柄の事	○		
并治脩卿加州相続之事	○	○		并御隠居より善蔵へ御太刀給わる事	○		
中村万右衛門京都へ登る事	△			絹江善蔵にしのひ遭ふ事			
并万右衛門岩意に心底を明す事	○			并万右衛門高田饗応の事	○	△	
岩意悪事に組する事	○			万右衛門善蔵に心底を明す事			
并泉如和尚岩意に教訓之事	○			并善蔵絹江かこと万右衛門に新事			
泉如讓状認めらるゝ事	○			白山権現御奇瑞之事			○
奥の院にて岩意師を殺す事	△			并高田善蔵白山へ参詣する事	○	○	○
岩意譲り書を以て訴ゆる事	○			善蔵書置を認むる事	○		△
并岩意悪事露頭之事	○			并母に暇乞の盃を致す事	○	○	○
中村万右エ門加州へ逃帰る事	○			高田善蔵金谷御殿於て万右衛門を殺	○	○	○
并栗田口ニテ岩意刑罪之事	○			并伴八矢諸士を治むる事		△	

【表1】『金城忠義伝』各条のタイトルと他三作品におけるエピソードの有無

金城忠義伝 条(第十三-第十五)	加陽太平記	至忠加賀光綱	加陽忠孝実録夢
治脩卿を始メ諸士御殿へ駆付らるゝ事		△	
並善蔵武田家へ御預け候なる事	○	○	○
善蔵母勇気を顕さるゝ事	△		
並絹江名残の文を見る事	○		
善蔵切腹を願ふ事			○
並竹田五郎左衛門高田を賞する事			△
治脩卿高田一書御上覧之事	△		△
並御家老八人衆蜜談之事			
高田善蔵切腹之事	○	○	○
並高田の家相続之事			

○ Ⅱ 同一エピソードが存在／△ Ⅱ 部分的に同一エピソードが存在

加陽太平記 条(第二-第十一)	金城忠義伝	至忠加賀光絹	加陽忠孝実録夢	加陽太平記 条(第十一-第十七)	金城忠義伝	至忠加賀光絹	加陽忠孝実録夢
加州家濫觴の事	○	○		大守重教公御立腹の事			
御々内蔵助謀叛の事				并軍治御城下を追放せらるゝ事			
并成政敗北家断絶の事				馬渕遊哲宅へ早水を招く事	○		
石山本願寺合戦の事				并馬渕方にて軍治を饗応事	○		
并信長公敗軍の事				軍治発心して上方へ登る事	○		
前田慶次郎大旗を取返す事				并万次郎万右衛門と改名の事			
并信長公天満の陣へ退去の事				若殿御誕生の事	○		
織田大炊来由の事				并万右衛門へお菊の方を賜事			
并信雄公滅亡の事				前田土佐守万右衛門へ異見の事	○		
前田利家卿所労の事				并土佐守利解を説事			
并嫡家利長公へ御遺言の事				中村万右衛門虚病の事	○		
前田利家卿利政へ遺言の事				并万右衛門土佐守を讒言の事			
并逝去花簪大内筒の事				御家老中評定の事	△		
石田三成謀叛の事				并大守重教卿御隠居御聞済の事			
并利政公遺言守る事				勝興寺土佐守問答の事		△	
前田三左衛門京都へ御召の事				并勝興寺殿御還俗の事	○	○	
并土佐守と改名の事				大守重教卿御後悔の事			
太田但馬守鷹狩の事				并中村万右衛門隠謀発端の事			
并但馬守狐を殺す事				中村万右衛門岩意に面談の事	△		
太田但馬守横死の事				并岩意悪事に組する事	○		
并大守利長公後悔の事				岩意師の坊を偽る事			
中村万次郎出所の事	○			并泉如和尚岩意に教訓の事	○		
并大守重教公武芸上覧の事	○			泉如岩意へ印証を残す事			
附万次郎早水軍治に打勝事	○			并岩意師の坊を殺す事			

【表2】『加陽太平記』各条のタイトルと他三作品におけるエピソードの有無

加陽太平記 条(第十七-第二十三)	金城忠義伝	至忠加賀光絹	加陽忠孝実録夢	加陽太平記 条(第二十三-第二十九)	金城忠義伝	至忠加賀光絹	加陽忠孝実録夢
岩意師の譲状を訴へ出る事	○			柳川弁治絹江に恋慕の事			
并悪事露頭の事	○			并艶書の返事来る事			
中村万右衛門本国へ逃帰る事	○			柳川弁治絹江と盃する事			
并岩意刑罪の事	○			并万右衛門夫婦を恨むる事			
高田善左衛門病死の事	○			柳川弁治変死の事			
并一子善蔵へ遺言の事	○			并万右衛門始末の事			
善蔵親善左衛門か跡役被仰付事	△			高田中村閑談の事			
并当大守金谷御殿へ御招請の事		△	○	并高田偏屈を論る事			
万右衛門善蔵が誠忠を砕んと計事				善蔵金打して大事を探る事			
并絹江か恋を取持事				并万右衛門疑を晴す事			
絹江万右衛門か手引にて善蔵に逢事				中村隠謀の大略を明す事	△		△
并絹江善蔵を口説事	○			并毒薬をいつわる事			
善蔵絹江をなたむる事	○			高田偽て刀を添る事	△		△
并万右衛門絹江に恩義をかくる事				并白山へ参籠の事		△	△
善蔵万右衛門を欺く事	○			中村隠謀の極意を明す事	△		△
并大守御帰城の事	○			并高田中村誓詞を取替事			
金谷御殿にて善蔵手柄の事	○			高田善蔵書置の事	○		
并に高田へ太刀を給る事	○			并暇乞の盃の事	○	○	△
中村万右衛門高田を饗応の事	○	○	○	高田念願成就の事	○	○	○
并絹江か縁の根をおす事				并中村断絶の事			○
善蔵絹江に契る事				高田善蔵竹田五郎左衛門預る事	○	○	○
并高田か母教訓の事				并善蔵母お来の事	△		
善蔵白山権現へ参詣の事	○	○	○	吉田久兵衛射芸の事			
并秘薬伝来の事				并平馬本紙神文を指上る事			

加陽太平記 条(第二十九-第三十)	金城忠義伝	至忠加賀光絹	加陽忠孝実録夢
竹田喜右衛門高田か一書投露の事	△		△
并両君御仁愛の御事			△
絹江名残の文を見る事	○		
并きぬ江自害の事			
高田善蔵切腹の事	○	○	○
并高田勇蔵が評註の事			

○ Ⅱ 同じエピソードが存在／△ Ⅱ 部分的に同じエピソードが存在

至直加賀光絹 条(第一-第六)	加陽忠孝実録夢	金城忠義伝	加陽太平記	至忠加賀光絹 条(第六-第十二)	加陽忠孝実録夢	金城忠義伝	加陽太平記
加州御先代動乱の事		○	○	勝興寺殿村井へ御返答の事			
并大音弥七郎閑居の事				并沢木小藤太牢番勤の事			
大音入道北野社へ日参の事				中村円蔵素性の事			
并天満宮御霊夢の事				并中沢丹治式中に討たる事			
勝興寺高丸公御危難の事				中村円蔵松村の積悪訴への事			
并僧了観御身替り即死の事				并早打に依て両士出国の事			
山崎七郎太夫湯原と入魂の事				長前田松村対決の事			
并伴八矢大守へ御諫言の事				并松村四郎兵衛切腹の事			
七手諸社各対談の事				金沢の両士御訴状の事			
并前田土佐守関東発向の事				并勝興寺殿御還俗の事		○	△
土佐守不破彦三に対面の事				治脩公御家督相続の事		△	○
并金沢一家中評義一乱の事				并高田勇蔵捧歌の事			
前田土佐守病気に依て帰国の事				松村一類のもの御追放の事			
并山崎湯原契約の事				并中村円蔵御隠居へ密言の事			
湯原藤右衛門山崎を討事				鎌田か娘御隠居へ召さるゝ事			
并湯原和五郎切腹の事				并中村江府に於て御放逸を勧る事			
中村竹堂曲者を生捕の事				松村矢四郎円蔵に対面の事			
并魚名牢中にて自死の事				并教千代殿御養子と成玉ふ事	○	○	○
赤松幸之進狂歌にて白状の事				高木殿物怪難病の事			
并湯原方より林之丞へ書中の事				并中村円蔵墓目を行ふ事			
山崎林之丞御諫言の事				御隠居万右衛門館へ御入来の事			
并中将山崎を御手討の事				并御伽を召寄せらるゝ事			
湯原藤右衛門返書に依て落涙の事				中村不動山御参籠の事			
并前田三左衛門評義発言の事				并高田善蔵忠信働きの事			

【表3】『至忠加賀光絹』各条のタイトルと他三作品におけるエピソードの有無

至忠加賀光絹 条(第十二-第十六)	加陽忠孝実録夢	金城忠義伝	加陽太平記
前田土佐守隠棲の事			
并中村万右衛門奥女中と閑話の事	○		
肥前守殿高田を懇望の事		○	○
并高田善蔵中村に合体の事	○	○	○
石田周才毒薬調合の事	△		
并高田善蔵閉門の事	△		
高田善蔵御前にて不調法の事	○		
并高田渡辺白山へ和歌奉納の事	○	○	○
高田大沢より密計を聞事			
并善蔵母妹へ暇乞盃の事	○	○	○
金谷御殿騒動の事	○	○	○
并高田善蔵武田へ御預けの事	○	○	○
高田善蔵切腹辞世の事	○	○	○
并野送り前代未聞の事			
大乘寺石碑造立の事			
并大音入道安心修行の事			

【資料3】『至忠加賀光絹』翻刻
底本…『至忠加賀光絹』（写）国文学研究資料館実録コレクション）

（凡例）

- ・ 基本的に原文通り
- ・ 現在通行の文字を用いた
- ・ 句読点なし
- ・ ルビは全て省略した
- ・ □は難読文字

（第一）
至忠加賀光絹序

君仁政を行ふ時々信忠誠を以て是に報ゆ宜なるかな爰に北加の近士大音の次男幼朋の君におくれ深恩を忘れがたく若旧知を離れ洛西に閑居して日毎に北野の社頭に歩みをはこび正に天神の告夢によつて本国動乱の首尾を窺かひ何某か至忠を目前に見て隣舎の友に語られしと密に伝へ聞て感賞のあまり机にむかふて其国の名産に題し世の人の進忠の種にそなれかしと及はさる筆を取りて意味の深長なる事を爰に顕はしぬ

安永庚子麦秋 六正放藪庵

至忠加賀光絹惣目録

第一

- 一 加州御先代動乱の事
- 并大音弥七郎閑居の事
- 一 大音入道北野社へ日参の事
- 并天満宮御霊夢の事

第二

- 一 勝興寺高丸公御危難の事
- 并僧了観御身替り即死の事
- 一 山崎七郎太夫湯原と入魂の事
- 并伴八矢大守へ御諫言の事

第三

- 一 七手諸社各対談の事
- 并前田土佐守関東発向の事
- 一 土佐守不破彦三に対面の事
- 并金沢一家中評義一乱の事

第四

- 一 前田土佐守病氣に依て帰国の事
- 并山崎湯原契約の事
- 一 湯原藤右衛門山崎を討事
- 并湯原和五郎切腹の事

第五

- 一 中村竹堂曲者を生捕の事
- 并魚名牢中にて自死の事

一 赤松幸之進狂歌にて白状の事
并湯原方より林之丞へ書中の事

第六

一 山崎林之丞御諫言の事
一中将山崎を御手討の事
一 湯原藤右衛門返書に依て落涙の事
一并前田三左衛門評義発言の事

第七

一 勝興寺殿村井へ御返答の事
一并沢木小藤太牢番働の事
一 中村円蔵素性の事
一并中沢丹治式中に討たる事

第八

一 中村円蔵松村の積悪訴への事
一并早打に依て両士出国の事
一 長前田松村対決の事
一并松村四郎兵衛切腹の事

第九

一 金沢の両士御訴状の事
一并勝興寺殿御還俗の事
一 治脩公御家督相続の事
一并高田勇蔵捧歌の事

第十

一 松村一類のもの御追放の事
一并中村円蔵御隠居へ密言の事
一 鎌田か娘御隠居へ召さるゝ事
一并中村江府に於て御放逸を勧る事

第十一

一 松村矢四郎円蔵に対面の事
一并教千代殿御養子と成玉ふ事
一 高木殿物怪難病の事
一并中村円蔵墓目を行ふ事

第十二

一 御隠居万右衛門館へ御入来の事
一并御伽を召寄せらるゝ事
一 中村不動山御参籠の事
一并高田善蔵忠信働きの事

第十三

一 前田土佐守隠棲の事
一并中村万右衛門奥女中と閑話の事
一 肥前守殿高田を懇望の事
一并高田善蔵中村に合体の事

第十四

一 石田周才毒薬調合の事

并高田善蔵閉門の事

- 一 高田善蔵御前にて不調法の事
- 并高田渡辺白山へ和歌奉納の事

- 一 高田大沢より密計を聞事

并善蔵母妹へ暇乞盃の事

- 一 金谷御殿騒動の事

并高田善蔵武田へ御預けの事

第十六

- 一 高田善蔵切腹辞世の事

并野送り前代未聞の事

- 一 大乘寺石碑造立の事

并大音入道安心修行の事

至忠加賀光絹惣目録終

至忠加賀光絹第一

目録

- 一 加州御先代動乱の事

并大音弥七郎閑居の事

- 一 大音入道北野社へ日参の事

并天満宮御霊夢の事

至忠加賀光絹第一

加州御先代動乱の事

并大音弥七郎閑居の事

松は忠信藤は佞臣にたとへて曲りたる邪心をとつて誠忠を覆ひまとふ臣なつて一国を動乱する事折に好き時にあつく民屋の愁ひを発し商工の歎きを生するいたましい哉北国の治乱その濫觴を尋ぬるに加能越三国の太守前田利家公は戦功他に越て拔群の高知と成らせ給ひ利長利常光高綱紀と次第に其家を治め給ひ既に六代の太守吉徳公の御世にあたりて大概何某いさゝかの事より高禄を戴きその君恩を忘れて却つて君を弑したてまつる佞奸邪智をもつて吉徳公の心になひ御愛妾お貞の方と道ならざる不義をかまへお貞殿の腹に出生ありし勢之助殿を大守と成さしめるには加能越の三国を己がふところにせんと大望を企たて延享二年六月十二日吉徳公御落命の後御嫡宗辰公へ御代わたりしをねたましく思ひ此君を謀計をもつて同四年八月に毒殺し奉り勢之助殿へ御代を継せんとおもひの外おきくの方の腹に出生ましゝたる亀次郎殿へわたり重澄公と改ためられ御世をしらせ給ふ也猶害し奉らんとおもひの外その身の積悪露頭に為候終に一命を刃の下に失なふ然るに此君も宝暦の年に空しく世を去給候御世継とても是なきゆへ御舍弟殿を猶子と成し奉り重請公と改ため奉り一国治乱すといへとも宝暦三の九月麻疹の為に御落命にてこれも御公達も御座なきゆへ御末弟健八郎殿を御世継と定め重基公と改ためさせ給ひ三国を治め給ひしゆへしばらく事納まりしに此重基公に定むへき御世継とても渡らせ給はされは御末弟喜六郎を御世継と定め置給ひぬ此喜六郎とのと申すは智仙院とのゝ御腹にて吉徳公御他界の後御同腹の御舍弟高丸殿諸共大音七左衛門殿かたへ下り居給ひ大音喜六郎と号し給ひ弟君高丸とののは越中の国勝興寺へ御入院ましゝ御髪をおろさせたまひ

御住職と成り給ひぬ然るに此喜六郎とのを御養子と成り給ひ御母智仙院殿もろとも別殿を結構にしつらはせ移し置給ひしところ去ぬる明和四年の五月はからすも喜六郎との世を去り給ひしゆへ一家中のなけき誠に盲人の杖をうしなひしごとく如何やなさんと七手の諸將胸をいため居たりける時に大守重基公は御愛臣山崎七郎太夫松村四郎兵衛か悪言にこゝろを奪はれ玉ひ朝夕の政事をおろそかにして酒宴遊興におほれ色欲に魂しみを奪はれ給候しかは七手の諸將式人の年寄おのゝ御諫言を申せとも却て御いかり強く酒色にのみ心をとろかし玉ひけるこそうたてけれ爰に大音弥七郎と言へるは大音七郎左衛門か次男にして忠臣第一の若士なりけるか先達て卒し給ひし喜六郎との御母堂智仙院との諸とも父七郎左衛門かたへ移り玉ひしみきりより君臣の親しみふかく厚く誠忠をはげみ喜六郎とのへ仕へ奉りしに天運に叶はせ給ひ重基公の御猶子と成らせたまひしかはいよゝ忠誠を励み仕へたてまつり悦びに悦ひと重ねしところに程なく御落命遊ばはされ大にちからを失なひ忙然として喜六郎殿の御卒去の其もとを望んた為に奇なるものに頼れしやらん政尾といへるものゝ毒殺のよし風聞かくれあらされは大に世をうらみ父七郎左衛門に身の上の暇を乞古郷を振りすてはるゝと上方に登り洛西に身をしのひ浮世をかへりみず嵯峨野の秋をたのしみ龍安寺の冬の景色をなかみて只世をあちきなく思ひ閑居の身となりて暫らく土道をのかれて花にはたよらね古雪月にこゝろをうつして洛西の辺に仮に住けるとなり

志願はすところの首段の一件は大鵬撰延享夜話恢の小史燕台奇言等に詳かなれは爰に略す

大音入道北野社へ日参の事

并天満宮御霊夢の事

かくて大音弥七郎は本国を退そきて洛西に身を忍び亡君の御菩提のために形ちをかへ身には墨の衣をまとい浮世のちりと暮らしける只忙然たる時しもより過こしかたの事をおもひつゞけて幼稚の時よりも御側をはなれ奉らさりし喜六郎とのゝ御事をおもひ出して御落命のしきを能々思慮を廻らし考かふるに正しく佞奸のやからが

計らひにて弑し奉りしものならんと心付しかは古郷の志ぎを如何成り行しやらん聞かまほしく便宜を伺ふところに比しも春の末つかた古郷よりの順礼の修行者三人連れにて嵯峨野の辺をさまよひしを彼弥七郎入道なつかしく思ひ呼びかけて心さしの忌日に当りしゆへ見苦しき庵なれとも一宿をいたされよと彼三人を伴ひて住家へ歸りて様々ともてなし一夜を明させ古郷の様子をたつねければ彼三人の言ふやうは住国加賀の大守は御近臣山崎松村といふ出頭の両士日夜大主の御側をはなれず乱謀をすゝめ奉ればさしも御仁徳にましませし大守も彼兩人か詞を用ひたまひ政法を猥りに行なひ給ひ昼夜酒色にこゝろを写させ給ひ歴土御家老の御諫言も用ひられず不義の放埒成りしかは一国の歎き民家のかなしみ哀れ一国のみたれ遠かるましと涙を流し語りければ忠誠に一心をかためたる大音入道さてこそと思ひこゝろの中にはおのれ山崎松村の両士を切刻んて呉んすと大に怒りをふくめとも面体へは其いろを少しも顯はさす色ゝともてなして飽までも古郷のしたらを尋ねけるに重基公の御放埒と言ひまた定まりたる御世継とても是なき事ゆへ前田家安否こゝろもとなく眼中に涙を催ふし古郷のかたを恨めしけに打守り彼三人にこゝろさしの布施物といひて色々とおくりければ彼三人は大によろこひ誠に千夜よりさまゝ御饗応のうへに又もや種種の下されものことわさに寺から里なりと押いたゝきゝ厚く一礼を述べて彼庵をぞ立出ける大音入道跡を見送りて袖をなみたに浸しまことや一人たんれいなれは一国乱をおこすといへる本文今此時に当れり正しく当大守重基公は御先祖利家公より十代の君にてさしも御仁徳にわたらせ給ひしを山崎ごときの佞悪の臣にこゝ

ろを惑はされ玉ひ猶には一国を失なひ給はん事覚束なし何とそ御本心に立かへり給ひ御舎弟高丸公を御還俗成さしめ奉りて御世継と定められ御仁徳を行ひたまひ加能越の三国太平をうたふべき様になしたきものと骨髓に忠節をおもひけれども行程はるかにへたつといひ又今は釈門に入りし身なれば如何とすへき様なく種々こゝろを痛めけるに急度こゝろ付けるは誠に当国北野天満宮は前田家の御先祖にして実に奇瑞あらたなる御神にてましませは何とそ御社前に歩みをはこひ前田家の長久国民の治平をねがふは此御神より外なしとおもひけるよりして日毎に北野の社頭に歩みをなし国家の太平前田家の武運長久の祈念怠りなく丹誠をこらし雪の朝雨の夕部もいとひなく此御神に詣ておなしけるか星霜かさなりて十余年の春秋をおくり一日の懈怠もなく参籠しけるに比日こゝろ能からさる古郷の取沙汰如何なり行し事やらんその安否も聞まほしく彼社前へ足をおもむけ丹誠おこたりもなく一七日夜をそいたしけるに既に満する七日の夜の明かたがた夢ともなく現ともなく衣冠たゞしき御神あらはれ給ひ大音か向ふに忽然と立せられ善哉大音なんぢが忠誠かんずるに余りありそもく本国を立退しその日より一日安堵のおもひもなく古郷の太平をいのるの節義我は則ち夢神の仰せをうけて仮りにあらはれ出しなりそも汝か本国を退そきし刻より一国の動乱止ことなく市中民屋のともから歎きになけきを重ねしなれとも今一人の忠節の臣あつて悪情をしりそけ国家長久の基ひと成りし事なんちか忠節にめてゝ其本末を語つて聞せんと宣ひしかは大音入道は夢のうちに有難さ骨髓にてつし誠に夢神は我君の御先苗にてましますゆへかゝる奇瑞の御霊言をきく事神徳のいちしるき事いかてか算へ申へきと心中には天地を拝しよろこふ事かきりなし斯くて衣冠の神体は席をあらためられて北加の治乱をつらに物語らせ給ふと見しは夢か現か幻しかと大音入道殿耳をそばだてられしは現在にて夢にては無かりしと思ふもやはり夢のうちにてありけるそと

至忠加賀光絹第一終

(第二)

至忠加賀光絹第二

目録

- 一 勝興寺高丸公御危難の事
并僧了観御身に替り即死の事
- 一 山崎七郎太夫湯原藤右衛門入魂の事
并伴八矢大守へ御諫言の事

至忠加賀光絹第二

勝興寺高丸公御危難の事

并僧了観御身に替り即死の事

功成り名とけて身退そくと言へる本文はその身の邪まを捨るの□にして大音か次男弥七郎本国を退散致せし已後は大守中将重基佞臣の奸計に惑はされたまひ既に一家の動乱を儲く然るに御家老前田土佐守は往昔大槻の一乱を治めて功名一家中にはなはたしく殊に喜六郎との不慮の御落殺の已後家中の諸士へもこゝろを置兎角と肝心をいためけるに程なく御母堂智仙院殿も御死去ましませし事なればいよゝ心半をなやましけるとそ聞へし時に越中の国射水郡陸奥守と申すは御先祖小松の利常卿の御□地にして先守より寺領四百石進ぜられ三百五十有余の末寺ありて大派の靈地なり此ところの御住職とならせ居たまふ高丸とのと申すは智仙院とのゝ御腹にて喜六郎とのゝ御実弟なり然れともいまた御幼稚のみきりより辺鄙至窮の御住居なれば御心を慰めたてまつる事なく花月にこゝろ

を賦せらるるより他義とてもなく平日御側につかへたてまつる侍には中村竹堂野良要人僧了観等より外はなし此竹堂といへるは元加州にて御馬廻り組にして中村太郎兵衛といひしが隠居已後竹堂と変名し殊に和漢奇言うとからす秀才にして力量すくれ軍学には上達し名譽の人物なりいまだ太郎兵衛にてありしとき盜賊八九人も拔身にて彼が宅へ込み入りしを只一人にて四人をくみ伏せ又壺人には手を負せしかことく乱散せし事ありかゝる剛勇の士にして篤実のものなれば七手の年寄中の御目かねをもつて高丸公守護のため附かれしかはいよく忠勤おこたりなく万端こゝろをつけて御側を離れず伺公いたしける或日高丸公中村野良了観三人のものを召俱され是余はあまたの附々に館船に召され遊興を催ふされ盃をひらき海底を詠て殊更酒興に入らせ給ひ詩歌を吟しられざめき給ふにぞ時うつり既に西山に日も傾ふくの比しも向ふの山合より鉄炮一声はたと響きしに大国を知ろし召し給ふの御せいうんや強かりけん打こせし鉄炮御背中をすきて御うしろに居たりける了観僧が胸板をそ打抜きけるはからざるに了観は君のために一命を果して忠死を成しけるそむぎんの次第なりいづれも何事やらんと周章て騒ぎけるに竹堂はこゝろ利たる勇士なれば船の敷板を引おこし高丸公を入れ奉らせ灯火を一度に吹消し四方に幕を打せて御寺をさして急がせ其身は小船に飛のり鉄炮をうち越せし山陰を目がけ提灯数万を灯させ草木を踏み分け尋ねもとこといへども眼にさへぎるものとてもなく詮かた尽帰館を成して寺中の侍あまた下男に提灯松明をともさせ山林に分け入り国府は申すに及ばず獺家姓家に入てさかし求むといへども手掛りとてもなくむなく其夜を明わたりければ急き野良要人をとつて此おもむきを金沢表へ注進におよふ是によつて前田土佐守大におとろきいそき矢部孫三郎を召よせ近くまねきて申されけるは貴殿事かねて見受候ところ勤仕にわたくしなく殊に武術にも達しられ候へは此たび新たに申付る役義是なるなり其子細は今か国府より真斯くの使者当来いたせしなり先達而御養君喜六郎とのほからすも御卒去なされ候て一家中ちからを落し罷ある所に又今哉高丸公の御身のうへに凶事等もこれ有ときは前田家の血脈の切れ給はんこと痛はしき次第なり夫につき貴殿は只今より国府へ在越へ中むら竹堂とこゝろを合せてかたく高丸公の守護せらるへしと申渡されければ孫三郎は兼ての忠節此時にあらはれ大やく仰付らるゝ事面目これに過ずと有がたく御請と申せしかば則ち野良要人此おもむきを申聞かせ同道にて国府へぞおもむきける是によつて中村竹堂大にちからを得て夫より互ひに心を合はせ山林幽谷かけめぐり彼鉄炮の出所くせものゝ有所をたづねもとめけるに山谷の水辺に怪しき一通落ちりありしを拾ひ竹堂大によるこひ彼一書をひらき見るに

急書をもつて申入候先達而は御契約の通り首尾よく御調のへ成され候へば貴公

御忠勤のほどを申あげ知行は望みの通りさし遣はざるはさるべきあいだ随ぶん

油断なく急々大望御成就成さるべく候頓首

三月四日

赤松幸之進

魚名殿へ

とあれは竹堂は押いたゝきは屈竟の手かゝりなりと堅く懷中して夫より矢部野良に向ひそれかし今日真斯々の手かゝりも得たれば時日をうつさす曲ものを詮義仕りたく候故しはらく暇を下さるへし又高丸公の御身のうへは御両所へ御たのみ申す間随ふんと油断なく大切に御守護成れ下さるべしと申せしかは矢部野良の兩人も竹堂が忠節を感じし高丸公の御身のうへは我々兩人かたく守護をつかまつり申すべきあいだ少しも御心無るべからず一刻もはやくその曲者を詮義いたされ佞奸のやからの根をとりて一国の治平を御肝要に作と申せは竹堂は大に勇みかゝる証跡有ゆへに彼曲ものを詮義仕出し高丸公の御こゝろを安からしむべしと兩人に主君の身のうへをたのみ置き国府を立てゝ何国ともなく成り行けるとなり

山崎七郎太夫湯原藤右衛門入魂の事

并伴八矢大守へ御諫言の事

然るに中将重基公は関東に御座あつて近臣山崎がすゝめによつて数多の女中をあつめ平日酒宴遊興に長じ給へは七手の歴々横山大和守さま／＼に御意見申といへども少しも御用ひなく其うへ御帰国とてもなく我まゝ第一の御振舞ひ家老の衆中御帰国はあるべきのむね御異見申せばたま／＼に御帰国成されども纔に二十日あまりの御在国にて又々江戸おもてへ立越られ日夜の遊興一家中も手に汗をにぎるはがりなり爰に近臣山崎七郎兵衛といへるは幼稚のみぎりより秀才にして万端弁舌をとつて人をなつけ立身日にまして既に明和四年四百石の御加恩を蒙り千二百石の身分となりその勢ひ家老職をこへ佞悪の輩は是にこひへつらひて其名を前田家に発しける然るに其ころ同家中湯原藤右衛門と云へるも博学秀才にして折にふれ時に応じて度々の会合なしけるに彼山崎には三人の子供は万端咄のむま合ひて折にふれ時に応じて度々の会合なしけるに彼山崎には三人の子供ありて惣領次男三番目はむずめにていすれも器量すくれたる若者成しが又湯原藤右衛門は一人のむずめを持しか是も人並みにこへて艶顔成りけれ共いまた定まる婿とても是なく幸はひ山崎の次男和五郎こそくつ竟の若ものなれは何とそ貰ひうけ家督相続いたさせ度とおもひしかは或夜山崎かたへ行て此ことを物かたり申請度たんを言ひ入れしは七郎太夫も兼て入魂の湯原がこと殊に次男のこととなれは遣はすへきむねを返答なし早速領承しければ湯原藤右衛門大によるこひ夫より吉日良辰をえらみてまひり婚姻を取むすひ和五郎を湯原の養子と成しいよ／＼入魂のちなみをそ成しにける時に其ころの御老中松平周防守殿加州家に於て当時出頭の山崎をまねき何角内々密談数刻におよひける山崎は委細に承知しいそき立かへりて入魂の湯原に次第を私語きければ湯原も同意して暫くときを移しけるかくて山さきは重基公御前へまかり出辺りのくらを遠さけて何角内談数刻に及ひけるとなり

此一件燕台奇言にくわしければ此ところに略すなり山崎氏計らひ万端に佞悪の次第多ければ事繁きゆへ此所にりやくす

然るに大守重基公その砌り御登城なされて御下城御延門いたせしゆへ加州一家中いかゝ致せしことならんと安堵ならさるところに程なく御下城あそばされ一家中の諸士残らず間に召出され大守仰出さるゝは此たび尾州公の御媒介にて御当家の御連枝を養子下されんとの上意成りしゆへなりかたく御請申上しなり何れも此むね心得へしと申渡されければ一家中の諸士先比御世継喜六郎との計らさる御卒去によつて皆々愁傷をかさねし所に御養君定まりしこと恐悦至極なりと万歳をとなへけるに近士伴八矢進出て申けるは存しならさる一件をうけ玉はりしものなり正しく当家後正統の御世継ましますに御養君の上意御請成されし事何とも其意得不分さる也此一義はまづ御国七手の衆中その御当所御家老中とも御談合のうへ御返答あるへき筈のところなり察する所にこれは御側に出頭する佞臣等かねて内談をかまへ御先祖利家公より数代血脈のたへさる御家をはからすも御当家へ奪はれたまはん事口惜しき次第なりと遠慮もなくそ言上いたしける傍らに伺公せし山崎七郎太夫一々身におぼへある次第なれとも其ことをあらがへはかへつて身の罪を顕はすの道理と面色を変ぜすいきをつめて居たりけり大守重基公は大に御顔色を転じ給ひ八矢が一言過言のはなはだしき事重ねて詞を出すにおいては力を握すへしと大にご立腹まし／＼けれども八矢は猶もことはを正し利をつくし事をわけてさま／＼御諫言申入るれと却つて御怒りつよく御目通りかなはざるむね仰付られ御前をは追ひ退ぞけられける誠に忠臣身中にはいしたる伴八矢も御主君の御怒声から及はすす／＼御前を退散い

たしける斯てのこりの諸家中山崎七郎太夫を始め一同に詞をそろへ既に御養君定まりし事前田家の繁昌一家中の悦び此うへや有へきと御前に酒をすゝめ奉り皆々打こんじてざゝめきの声をたてゝ万歳颯々と謡ひ数刻の酒宴に及びけるとなり

至忠加賀光絹第二終

(第三)

至忠加賀光絹第三

目録

- 一 七手諸社各対談之事
- 并前田土佐守関東発向の事
- 一 前田土佐守不破彦三郎に対面の事
- 并金沢一家中評義一乱之事

至忠加賀光絹第三

七手の諸社各対談の事

并前田土佐守関東発向の事

伴八矢太守重基へ忠誠をもつて御諫言申といへとも却つて佞惡のともがらか支へをもつて御前を遠ざけられすごゝ住家へたちかへりつくゝと思ひ廻すに重基公御思考をもめぐらせられず御養君の一義御受成されし事御当家の御理運にして前田家の一大事とそ成ぬ此俥には捨置がたしと密に飛脚を仕立此趣を具さに認め本国前田土佐守方へそ告知らせける然るに本国□前田土佐守此飛脚不日に参着して早速八矢方よりの書簡をひらき一々読終り大ひに仰天しいそぎ七手の衆中二人の年より衆へ使ひを立て唯今東武伴八矢方より過急の密書到来致せし也夫に付各ゝに對談致度事有べしと申遣わされるによつて召集る人々には本田安房横山図書前田主膳同修理村井大学奥村内記玉井市正長九郎右衛門奥村左源太本田外記前田大部等なりをのゝ席をつらねて出城ある時に前田土佐守人々に向ひ申されける只今関東より火急の飛脚到来いたせし事甚だの大事なり此義に付皆々に御相談仕つらんとそんし召あつめ候なり其子細はつふさに伴氏より申来れる也先達而喜六郎殿御卒去の後早速高丸公に御還俗を勤め奉り御正統をもつて御家を御世継と定めらるべきのところ其事遅滞につき此度將軍家よりの御差図には前田家には未定まる世継とても是なくゆへ御連枝の内を御養子に下さるへきの旨仰出さ給し事もつとも前田家を御大切に思召るゝに似たりといへとも是則ち前田家のかきんなり然るに当太守重基公我ゝにも一往の御内談も無之御請あそばされし事は察するに御側に出頭を致す輩佞惡をかまへ太守へ御うけ遊はさるるの旨をすゝめ奉ると覺へたり此義成就いたすに於ては是まで正統をたやさず相続いたし奉りし前田家將軍家にもせよ他家より御養子をしたてまつる事御先祖へ対し申訳も是なき支義なり皆ゝいかゝ思さるゝ哉と高らかに申されければ皆々額を集め同音に土佐守殿の御評義一々御もろともなる御事なり数代御血脈をもつて御家督なし給ひしに此度他家より御養子をなしたてまつる事甚だ以てかきんの次第なり如何いたすへきかと返答におよふ時に土佐守申さるるは一件重基公御うけ給はされし事なれば今更変易つかまつるも如何しけれ共御先祖へ対し申訳も是なき次第なればそれかし不日に関東へ立越へ当時忠臣第一の伴氏ところろを合せ太守重基公へ御異見を加へたてまつり御舎弟高丸公へ御還俗をすゝめたてまつり御養君に定め御家大守におさめ奉らん若また此事成就仕らはそれかし一命におよぶへしと談しられけるに皆々

此義尤と同意いたし何れも同音にて貴殿老体の御心労とは申なから何とそ関東へ立越宜しく御計らひ下されかしと申さるれば土佐守委細承知し只今も申すことく一命にかへて高丸公の御還俗御家督を願ふ御義なれば若一命におよふ時は又々皆のうち何れなり共関東へ下向し継かんまでも高丸公へ御相続の事を願はるへしと有ければ村井大学すゝみ出て申されけるは若亦貴殿その事を空しくして御切腹にも及ひなば又それかしも一命にかへ勝興寺どのを御世継にいたすへしと詞するどに申されければ列座の人々皆く一同に荷担しておもひくゝに誓言を立て申さるれば土佐守はいさみをなして斯る時節の事になれは不意を伺かひ怒事をいたさん事も計りかたければ何れも勝興寺殿にこゝろを付て御守護いたさるへし兼て剛勇誠忠の矢部氏をつけ置たれば一勇円才の中村竹堂いつそやの騒動よりくせもの詮義の為に御前を退散して市忠に徘徊とをいたすよしにすれば猶もつて御大事なれはおのくぬかり玉ふべからすと心をつけて万端製し頼み置取ものもとりあへず関東さしていそぎける

此一件御当家の御怠命にて御養子に下されんとあるは宰相宗尹公の御次男にして加州家御異変の後黒田家へ御怠命くたり則ち黒田筑前守継高殿の御養子とならせ玉ひ治之公と改められ修理太夫重政の娘を室として福岡の太宰府をおさめ給ふとなり此君隼之助殿と申せし砌はりの事談黒田家の始末等は追て集達する明安奇述等にくわしくあらはして此ところには是を略す

然るに関東おもてには本国へ先達而相知れし事とは露ほども御存しなく既に事大半とゝのひて後其事を具にしたゝめ本国金沢の七手衆中へと送られける又伴八矢内々急状をつけて此書簡到着なさば早速いづれぞ御下向あるべし其みきは心を合せて御側に出頭の面々一々詮義をとげてたやすく治平の鳥の音をうたはせんと齒かみをなしてそ待更ける且山ざきははしめより伴の八矢等近側にあつては失望のさまたけとそんしつきしかば此度の御諫言を幸はひに内々太守に讒奏を致しけるとかや

前田土佐守不破彦三郎に対面之事

并金沢一家中評義一乱之事

かくて前田土佐守は老体の心労をいとわず不日に関東御屋敷に急着し何こゝろなく大守重もと公の御機嫌をうかゝひ退出して後ひそかに伴八矢か宅にいたり互ひに無事を告て夫より八矢はさつそくに土佐守が参着をよろこひ一前しじうの様子ことく具さに語りしかば土佐守委細聞とゞけしはらく熟然として居られしか思案をなし夫より不破彦三郎の屋敷へ立入りければ不破もおもひげなき土佐守の参着いぶかしくおもひながら左あらぬ体にて道中無事の下向をしゆくしそれより此たひ將軍家より御養君御怠命の趣むき是あり太守にも御満悦と遊はされ則ち御請の御始儀等も相とゝのひ御老中がた御礼の順行も相済み本国へも御披露の為一昨日は真田治三郎を早打として差つかはせし由述べは土佐守老面にいかりの色をあらはし一言の返答もなく不破が宅を退ぞき直に重基公一の御前へまかり出彦三郎が申せし一儀をことくく太守に御尋申あけ候に重基公一々其方か申すことくに相違なし共々に満悦におもわるへしと仰せに土佐守居たけ高になり然らば万端御怠命のおもむき御請遊はされし義はいかなるものと御内談を遊はされし也と尋ねければ重基公仰せにはたれに内談いたせしといふ事もなく御三家の御媒をもつての御怠命なれば辞するに黙し難く早速に御うけ取申をしなりと仰せに土佐守御側ちかく摺よりてこは君の仰せとも覚へざる事かなたとへ御怠命にもせよ一先国えへも一往の御内談も是なく君一人の御了簡にて御うけ遊はされし義何ともこゝろへさる次第且殊に御家の一大事なれば猶もつて御尋ねも有へき筈なり是にはまへかたより御請の事を勧め奉りしもの有へし一々御申聞せ玉はるへしとおそれ氣もなく申せしかばさしも我俣なる大

守も老臣の功節に御返答をなされ兼させ給ふにわかに御不快のよしにて其座を立て帳台へこそ入らせられける是によつて土佐守是非なく退出して明日事を計らわんと旅館に立戻りて猶も心安からず枕によつてつく／＼と思案をめぐらし居られしが老体の時なるか俄に心痛さしおこり快からされは近士をまねきて腹薬をなすといへとも更にこゝろよからす夫より枕につみて病疾すとなり時に太守重基公は土佐守退出の後別葉に移り給ひ山ざき等を招きよせ酒を催し数多の女中をあつめらやしの傍若何にたとへんかたもなし殊に土佐守俄の不快の由告来りければ中将重基公と私語きて山崎に一件を述べたまへは七郎太夫承知して夫より土佐守を毒殺せんと内々に謀あれば土佐守の臣僕かゝる乱猥の時刻なれば昼夜土佐守の側を離れず介抱怠慢なく打添ひける故山崎倭悪奸計のものと云へ共是をはかる事あたはすしはらく時日をうつしける中将重基公は此たび土佐守の参着その由縁を考ふるに伴八矢の計らひにして内々急便をもつて告知らすならんと御心付しかはいよ／＼八矢を御にくしみ深し曲事を申付られしかは忠誠厚勇の伴氏といへとも主命もだしかたきびしく門戸を閉閑密して居たりける時に本国金沢にて江城より早打到来して七手の老中臨時の登城あつて早便の一通をひらき見れば御養君の一件具に認め不破彦三郎うけ玉はると書しるし有はいづれも顔見あわせ一言のことばなかりしかは横山図書引取て旁々にむかひ申されけるは先達而土佐守関東へ下向致さずといへ共最早御公儀御老中がたまでも御養君の御祝義相済し由申越たれば今更これを強くいさめ奉らは却つて御家の一大事となるべしいづれにも御請あつて然らんと申されしかは村井大学土佐守が一子三左衛門末若輩といへ共兩人ことばをそろへこは横山どのゝ詞とも覚へぬものかな先達て土佐守出足のみきり一同に不承知のことばをつかひたとひ此大事におよふべきとて斯る未練なる御一言近比粗忽ありとほのめたちて申されければ横山猶もことはを工みにして承引の体に見ゆれば村井は大ひにいかりをふくみ刀のつかに手をかくれは前田大部双方をせいし申けるは此度の早打は御家一大事の事なれば七年寄のものとも残らず不承知と申すとも又外々の諸士も如何思慮もあるへきも計られねば幸はひそれかし月番のことなれば明朝一家中へ御養君の一儀を触れ流しおの／＼承知不承知の差別によつて互に事をはからふべしとあれば何も此義に一決して各／＼と退出におよびけるかくて翌朝一家中中に右の趣き触れられしかは承知して万歳を祝する輩ありといへとも此義不承知の由を申離し面々には村井大学前田三左衛門織田大炊守津田玄蕃菊池十六郎奥村典膳奥平平右衛門久瀬平助篠原勘右衛門木村伝左衛門小成半右衛門津田平須右衛門村上采女神尾勇藏金岩加太夫小倉東八郎石丸弥一郎高沢東須右衛門千秋三郎太夫湯原源八中村市郎右衛門太田専五郎佐川和平太菅沼帯刀小塚左源太片山角五郎松平玉三郎山崎幸十郎八崎兵太夫加須谷縫殿斎藤左京栗坂勘三衛門脇田治平太薮膳五郎笹嶋庄兵衛其外誰々と姓名を略す以上六百人は計本として不承知のおもむきを訴たへにける是によつて七手の衆中不時の登城有各の訴状一々披見の上猶も左右の差別わかりかたし此時に当りて金沢の家中にわか騒乱をおこし日／＼の評義やむことなくして有無をいかんともする事あたはすとかや

此一件前段に記する明安式燕台等に委ければ爰に略す

至忠加賀光絹第三終

(第四)

至忠加賀光絹第四

目録

一 前田土佐守病氣に依而帰国之事

并山崎湯原契約の事

一 湯原藤右衛門山崎七郎太夫を討事

并湯原和五郎切腹の事

至忠加賀光絹第四

前田土佐守病氣に依而帰国の事

并湯原山崎契約の事

江戸表には前田土佐守計らず病氣差発一件本国にて詞をつがひたるすじなれは一命をなげ打て御養君の変易をなさんと心はやたけにはやれ共老病に一身をくつしせん方なく数日病に枕に伏けるに土佐守家来山添何某此趣き具に相したゝめ子息三左衛門方へ申遣わしければ三左衛門大きにおとろき迎の人をつかわし帰国致さるへき由申遣わせしかは土佐守も老病に一心をのたね前後ほうせんたるやまひなれは諸士のすゝめにせひものへす迎ひの者に介抱せられ本国へ帰られける是によつて三左衛門はそうらの砌りといへ共老親の大病打捨置かたく日夜かいほうに心を尽ししはらく一儀に遠ざかりける爰に湯原藤右衛門先たつてより金沢兵番仰付られ此せつ親子共加州表に百しかはしめ御養君の一事山崎に同意せしなれとも此ころ加州において騒乱の始末を考ふるに喜六殿の御卒去高丸公の御危難みな山崎が謀計より事おこるよし粗其様子を聞て山崎を佞臣と悟り殊に前田父子か忠言村井が実性みな御家の御為にて血脈の若殿まします事なれば俄に御養君不承知の輩に荷担して養子和五郎諸共七郎太夫を恨怒と思ひけると也時に金沢の家中御養君の御ことに付何とやらん物騒がしき由東武へ聞へければ重基公殊外御気色そんし三国はいつれも我民也夫に何そや我下知にそむき国家を大事を引出す事はなはたきつくわいなりいそき山崎罷歸りいさみを申聞其上にも不せうちのよし申者あらは閉門罪過は其方に心まかせに取行ふへし早に帰国いたすへしとするととき上意成しかば七郎太夫いさるかしこまり御心安く思し召さるへし罷歸り計らふへしと座席よりすぐに早馬にていきをはかりに金沢に到り七手の衆中にたいめんの上各登城をすゝめおのゝ烈座の上にて弁舌をもつて其理を説しかはいつれもしはらく是に心を同うしけるといへとも猶其下知に従わす直に争論におよひしを横山図書山崎をなためて事をおさめしかとも折そうらんやすむ事を得ずされは七郎太夫は関東へ迎も帰られすしはし金沢に足をとめける時に湯原藤右衛門は山崎が帰国已後さまゝと思案をめぐらし身体一決してある夜山崎宅へいたり何か咄しの上七郎太夫にむかい申けるは貴所某とは別して他にこえ内縁のかれさる所に始め貴公よりすゝめられし御養君の一義我も尤に為し一旦同意いたせしなれ共能々見るに是まで数代けだいなき御血筋を切奉る事御先祖へ対し申訳も是なき義と心付先比より心底を改め御養君の違変に荷担いたせし也夫につき貴公も向後心をあらためわれゝに同意せられよと憚色なく諫言を加へ申けるに山崎承引の詞なく却つて弁舌を以て湯原を我かたんなさんとするかゝる事故数度に及ひける湯原も今は山崎を生置ては猶もつて国の妨げもならん他人の手にかけされては朋友縁家の道立ずたとへ此度人手をのかるゝ共終には其罪ろけんして刑罪にあわんこと疑ひなししよせん彼を殺害し我も切腹を遂け果さは朋友の道もたち主君への忠節もあらわれんと分別一決至極して又々山崎に対面して先比より御養君御取持の事段々御異見申といへ共聞入なく却て我をさみせらるゝ様子しよせん本心に立帰らん所存も有まし此上は貴所と某と真剣の勝負をいたし某打かつ時は高丸公御還俗の吉例共なりぬ若又貴公勝利を得は御養君御入来の吉瑞になりぬ殊に今金沢中の諸士は勿論町家百性に至る迄も生ながらに貴公の肉を喰尽す共飽たらぬと聞ゆれば貴公の命は両三日は過すまし左ある時は某一分うちかへし依而御一命を我に給らは親類といひ入魂と申かやうに申べきはづも是なくと思し召れんかなれとも国家の大事に

はかへかたくせきなき支義也と詞をするどく申ければ山崎もさる者なれば此比より国中の噂一々耳に残りしよせん我一命は刃の下にふすものなれば斯て勝負をなさん事吉の厄有にも成ぬへしと心におさめて湯原と向ひいつそやより御親切の諫言さら／＼あしく承り申さね共一度かやう／＼ととひ込たる我一心今更変ずる事や有べきか仰のことく互に真剣を以て勝負を決すへし某も今少し心にのこることあればとくと此よの暇をこひて明後晩大広野において互に勝負を決すへしといへは藤右衛門まちがいなく大広野へ御出行なさるへし我もとくと覚悟を仕り其みきり御出会仕るへしと山崎にかたく詞をつかふて私宅へこそはかへりける

湯原藤右衛門山崎を討事

并和五郎切腹の事

扱も山崎七郎太夫湯原藤右衛門がかんけんを用ひすあまつさへ我佞悪のせうふをして互に利運をさためんと堅くやくそくをなしてつく／＼と思案をめぐらしけるは我かん佞の程既に湯原に奥義を見ぬかれし故かゝる一事とは成なんしよせん遠からざる我運命当所を忍び関東へ逃登る共國中貴賤にいたる迄我に恨みをかさねらるれば中／＼たやすく東国へ立越る事あたふましもし又不慮に民家の者の手にかゝり空しく成ならは末代までの武名の穢れ見苦しき最期をとげんより湯原と互に勝負を決して其うへにてともかくの計らわんと永々しくと書状をしたため密に江戸表松村四郎兵衛方へ遣しける斯て約束の日限も来りしかは衣服をあらため名刀を帶しすでに夜に入をまち受て大広野へと趣きける湯原も同じく用意して一事に勝負を決せんと暮らし其俣広野へといそぎしに山崎はとくより立こへて湯原を待もふけし事なればそれと見るより詞をかけしかは藤右衛門も詞を正しいかに山崎殿けいやくをちがへずよくも出行いたされたりいて／＼勝負を決すへしと心をせいて申ければ大丈夫の山崎少しおくするけしきもなく一昨夜貴殿に詞をつがひし故異変を仕るしよせんは毛頭是なし先刻より待更申せし也いさ勝負を仕らんと用意の一刀ぬき放せば湯原も同じく抜合せ互におとらぬ手練の達者受つながらしつ切捨ひしはらく時刻をうつしけるに初めの程は山崎の打太刀するとかくして勇剛の藤右衛門あしらるかねて少しよわてに見へけるか足輕久右衛門といふもの此所へ来り刀の刃音におとろきいふかしくしはらく小かけにたゞずみて両方の様子をうかゝひけるにいつれも龍虎の勢ひにて勝負はつべきやうならずされども久右衛門もかゝる場所なればうかつに行ぬけかた／＼はらく思案をなしてあたりの砂風を手につかみ兩人の秘術を尽し戦ふ場所へめつたむしやうに打ければかの砂風に吹ちり自然と眼くらみよろめく所を藤右衛門得たりと付入／＼ねんなく切ふせ乗かゝり留めの刀さし通し一時に佞悪奸者と呼れし山崎を打取り主君への忠誠を尽し持たる刀を取なをしすてに腹をきらんとせし処に足輕の久右衛門は最前よりしどを伺ひしかいか成訳とも知れずしてなんなく一人を切ふせ其刀にてすくに切腹をせんとする体をみて必定是は口論の上の義か又は意趣有を待伏せしての刃傷の品によらは助るへき命にもあらんか事によつてせんきのすし合も有へきものと思慮してあらはれ出て貴殿は何国の人なればさいせんよりのやうすと申斯る最期を致されん事いぶかし／＼いかゞ致せし訳ならんつゝまず語るへしと高らかに呼わりしかは湯原も動ずるけしきなく左いふ其方は先何者成やとたゞねにそれかしは当御家中の足輕久右衛門といふもの也貴殿は又いかなる人やらんとたつねかへせは湯原高らかに申けるは我は当城の勤番湯原藤右衛門也よくも其方某か最期をはとゝめたる也今こそ事の意趣をのぶへしと久右衛門を近く呼よせ一々始終語り聞されしかば久右衛門大に驚きしか兼て家中におゐて噂あしき山崎なれば悦ひのいろをあらわしさへきりて湯原かさいこをとゝめけるに藤右衛門も久右衛門か実誠の詞にめんしさいこをとゝめて久右衛門を同道してやしきへ帰りてつく／＼と思ひけるはさい前より理かいをのへし久右衛門か詞足輕風情には似合さる

思慮あつきものなれば大切にもてなし夫より一間に入て今晚の一義元始終を見届られし
訳也いかゝ計らふへきやと相談しけるに久右衛門は詞を正し我々風情の愚案には及はさ
る事なれ共貴公様の御命を捨けるに及はざる事なり只今御果被成候御命をもつてまさか
御大事のみきり御用に立給ふこそかんのなるへき也山崎殿事は御家中をはしめ町民に
至までにくしみをかさねし者なれば只何となく闇討の体にしたし置なば日比にくしみを
かけし七郎太夫なれば誰あつてせんぎ仕る者もなく却つて御国の悦び共成へしまづ此
趣きを内分にて御月番の御家老へつふさに申上られ然るへからんやと返答すれば藤右衛
門は此一談尤に思ひ夫より衣服をあらため月番の家老津田玄蕃方へ立越一々始終をつゝ
ます語りていかゝ計らひ申さんやと申入しかは玄蕃湯原に向い奸佞邪知の山崎を討取ら
れしは忠臣也され共七郎太夫此度の帰国は主君の御命なれば此変をあらわにせは貴殿の
家名覚束なし只何ものゝ仕わざともしれざるやうに計らふへしと仰有し所其詞に従ひ左
あらぬ体に事を過しぬ然るに翌朝山崎の横死のさたあつて既に言上に及ひしかは御家七
手中内談のうへにて御検使を遣わされ其まゝにて事納りける時に藤右衛門養子五郎実
父の横死の有様を見とゞけ此ころ佞悪の評判高く成し山崎なれば現在の親なれば此討人
手を詮議仕出し一太刀恨度由を物語り父藤右衛門に暫の暇を乞けるとや扱足軽久右衛門
は此趣きを聞付あるに湯原方へいたりて和五郎をかたへにまねき申けるは比日御身の実
父山崎殿をうちしはそれかし也其子細は貴公の御実父と申ながら山崎殿には奸計をもつ
て既に先君喜六郎殿の卒去はみな山崎が胸中より出たる事との取さた所詮のかれかたき
御運といひ一国こそつてうらみ申ゆへそれかし万人にかわつて闇うちにしたせし也実父
の敵なればすみやかに我を討て亡父へ供養いたさるへしと誠しやかにのへければ和五郎
は久右衛門か実性をかんし父の佞悪を思ひまわせは現在の敵とはいひながら刃むかふへ
き刃もなく暫く思案をなしけるか久右衛門に向ひ貴殿神妙に名乗成されたりいかにも実
父の敵なれば只今勝負を決すへしそれ共やしき内にて事を取おこなひなは却つて騒動に
及ふへし夫故亡父の追善ため明夕大広野へ立出て尋常の勝負をなすへしといへは久右衛
門も此義尤とおもひけいやくをなして帰りける和五郎はそれより一間に一通の書置をし
たゝめいさきよく腹かつさばき相果てけるこそ不便也父藤右衛門も和五郎か節死をかん
し久右衛門の忠りやくを重んし和五郎の一義も言上に及ひし也事落着の上念比に吊ひを
なし夫より久右衛門の子細をつふさに津田玄蕃へ言上しければ津田氏もかんしんあつて
御家老中相談の上にて久右衛門を引上て侍に取立れらけると也

此一件も燕台奇言あらはせはくわしくはのへす爰に略しおわんぬ

至忠加賀光絹第四終

(第五)

至忠加賀光絹第五

目録

一 中村竹堂曲者を生捕事

并魚名牢中にて自死の事

一 赤松幸之進狂歌に而白状之事

并湯原方より林之丞へ書通の事

至忠加賀光絹第五

中村竹堂曲者を生捕事

并魚名牢中にて自死の事

國中こそつて意恨をふくみし山崎七郎太夫湯原藤右衛門か手にむなしく成しのち粗此事露頭すといへとも湯原か所為なりとさたする者一人もなかりけるされ共一国おたやかならず既に山崎の横死の事江戸おもてへ注進に及ひしかは太守重基公御立腹甚しく其上近臣松村四郎兵衛方へ山崎より密書到来の後はいよゝゝ大守の御側はなれす奸計をめぐらし君に悪趣をすゝめける故本国と東武と意恨はなはだしく成なをさらさうらんやむるなし此後は一乱あまた有といへ共事しけき故爰にりやくす然るに越中勝興寺殿の忠臣中村竹堂は矢部野良の兩人に事を預け先たつて彼処を立逃剃髪的身と成姿をいやくして爰かしこに身を忍ひ去比の一通を手からとして方々と曲ものの在家をせんぎいたしけるに先比国府より六里引わき家数三千余も有て放生津といふ処に沖間颯齋といふ医師有彼方へ関東者とみへて異人耆人逗留して眼病のりやうしをなしける諸人こそつてくんじゆする事おびたゝし竹堂此よしをきゝ付何ともいぶかしきものなりとかの放生津へ立入りいろゝとうかゝひたつぬるにいよゝゝあやしき体なればかの沖間が隣家へ立入て老女と何かはなしをなし其うへにて此隣家に関東より立こへ眼病のりやうしをする人あるよしそれかしは御覧のことく眼病するどく面つき少しもちかふ事はなけれども一向に二三十間脇はあいろも見へす甚だ難義仕候也何とそ其元の御やうじやうにて彼人にれうしをいたし貰ひたしといんぎんに頼みければ老女はいとゝこゝろやすき次第なれと颯齋かたへ在越かくとつけしかは旅人もこゝろよく請合ひしかは立もとつて此よしを竹堂に語れば大に悦ひ老女と同道して沖間か宅へ行二三人もつかへし病人の療治をまち居たるみなゝりやうし終りて立かへれば彼旅人竹堂を近くまねき眼病でいたらくをくはしく尋ねけるに竹堂能弁を以て病難のよしをかたる是によつて旅人は氣の毒なる事なり以て眼中を改め一療治いたし見んといふに竹堂大ひに悦ひ旅人かそはちかく寄りとくとうかゝひみるに中々只ものならぬつらたましゐ一通りのやからと思はねは猶も摺よりて憚りながら貴公孫の御名は如何申し候と尋ねに旅人何こゝろなくそれかし儀は山田魚名とこたへしかは扱こそ曲ものごさんなれどすかしよりてどぶどくみふせおのれ曲ものののかれぬ処也高らかによはわるにそ家内の男女大ひにおとろき逃まどふ魚名はおもひかけなき事なればちから及ばす組ふせられ起直らんにも大剛手練の中村におさへられし事なれば一言のことはもなくやすゝとからめられける斯て竹堂とてこのものを呼ひつけ颯齋をかたくあつけ曲ものを引立て越中勝興寺へこそかへりける矢部野良も此やうすを見て大ひによろこひさつそく小松奉行小倉源九郎かたへ早便をもつて告しらせて夫より不日に金沢へ注進ありけるに役人篠原弥助此よしを村井大学に沙汰に及ふ大学始終をとくと聞て竹堂が忠臣剛勇のはたらきをかんし夫より人をもつて曲者魚名を金沢へ引とり先々入牢いたさせ置てそれより家老中へ相談の上竹堂かたへ御ほうひをつかはされ剛勇の程を感称におよふける竹堂それより退歩と改名して矢部野良兩人に高丸公の御身をたのみおき山林に引籠り閑居をなして星霜を送りけるとなり斯て篠原弥助村井大学との立合にて此度の詮義を仕つるへきよし七手の衆中相談のうへ申ふくめられしかは日毎に魚名を牢より引出し拷問におよふといへとも剛勇大丈夫の魚名なれば一言の白状もなくさしててんゝくしたることばもなく一向に身にとつて覚へなきよし申ける是によつて放生津沖間さつさいをめし出たし魚名が出処いかなる由縁にて留置きたるよし委しくたつねらるるに付沖間申上げるはそれかしにおいてすこしの由縁も是なき人なれとも元来それがしが母眼病によつて多年難渋におよひ暮たし申候ところ去ぬるころかの魚名それかし方へ門前に休みひてそれかしか母の眼中を伺ひ甚だしき大病なれども我に家伝の秘薬をもつて療治をせんと有に母はよろこひてかれもとめおきて両三日療治を受しところ次第にこゝろよくすでに此比は本腹におよひしゆへに其報恩の為暫くとめてこゝろ付のもてなしを仕つり罷りあるところ何所よりともなく此よしを聞つけわれもゝとりやうしを乞るゝに

一人として本腹せざるはなし是によつて村中然らは信仰つかまつるに付それかし奇異の秘薬と為せし故なをも滞留をすゝめて後々相伝をうけんと存し留置候なりと始終を語りける篠原なをも其意得かたく夫より颯斉をも入牢申つけ且魚名は毎日く手をかへ品をかへ責らるゝといへとも猶もつて前段にたかふ事なく白状の程も見へさりしに村井大学ある日魚名をちかくまねき寄せ先たつて中むら竹堂が拾ひ得し一通をもつて詮義せられしかはさしもの魚名かの一通にけでんしておどろきし顔色なれば村井大学はこれに少しちからを得て夫より段々詮義に及ひしかは魚名もすこし口ほころべて白状いたしけるはいかにも其一通は某しか落せしなり其赤松幸之進と申は先達而御成敗に成し政尾か実の兄にてそれかし竹馬の友にて政尾女に無成ばいをなされしより御家をうらみ申てそれがしに真斯くのたのみにて候と言ふ村井は猶も赤松の住家くわしく尋らるゝに江戸おもて芝罘丁目に住居をかまへ剣術兵法のしなんをして世をほしいまゝに暮らせしよし言上に及ふ是によつてむら井篠原七手の諸將に此子細を談し夫より足輕組かしら松田宇右衛門に人数をさし添へ江戸表芝一壺丁目赤まつ幸之進を生捕り帰国いたすへきよし差図にまかせ松田をはしめ命を受し諸士ことく関東へしのひ下り終に赤まつ幸之進を生とり本国金沢へ下着いたしぬ村井篠原大ひによるこひ赤松をかたく禁しめ禁牢申付きひしく守護いたさせけるとなりしかるに魚名はかうもん責苦のせつなさに少しこゝろもよはりて赤まつか身のうへ白状せしところ早速に生とられ入牢との事なれば彼と若も対決におよふときは赤まつに對し一たんつかひし言葉もなく面目をうしなふはかりなりしよせん助からざる我か一命なりと思案をきはめ其日牢中にて相みて舌をくいきりむなく黄泉におもむきけること天のせめ身にむくひて浅ましかりける最期なり

赤松幸之進狂歌に而白状之事

并湯原方より山崎林之丞へ書通の事

いまた過半の詮義ものこりたる魚名なれともしさつの事に詮かたなくされとも同類赤まつ幸之進を生捕りし事こそ前田家長久の吉瑞也とて夫より日毎に赤まつ幸之進並ひに沖間颯斉をきびしくがうもんにおよひけるに颯斉せめくにこゝろをいため終に牢中に於てむなしくなりぬ是によつてそ村井篠原わらしめて拷もんにかけて赤松をむなしくなるば一向にせんきの手かゝりも尽ぬへしとすこし責苦をやはらけ利解をもつて日ごとに白状にかけけるに赤まつも大剛力士のものなればたやすく無状にもおよはさりし爰に村井大学は赤まつより魚名方へおくりし書通をとり出し又あかまつを搦らめとりし松田宇右衛門証拠のためとて持かへりし赤松か手跡とを引合せ見るに寸分相違もこれなきゆへ右二いろの文通をもつて幸之進をさまく責とはるゝにさしもの赤まつもちんずべき方便も尽はていかにも某が手跡に相違はなきよし白状におよふ大学申されけるは然るは其方魚名方へ送りし文言のうちに此事をしのびよくいたすにおいては忠勤の程を申あげ高知を与へんとあるは何れへ申上げいづれより高知をあておこなわれんや其旨白状つかまつるへしと利をせめ事をやわらげなため問るゝによつて強悪無道の赤まつも村井が弁舌にはむかふ事あたわすたゝそこそありていに白状仕り申すへしと何とそ硯を御借し下されとあるに村井篠原さつそくすゞり筆を与へて縄をゆるめ彼か白状をまつところに赤まつ墨をひたし白状にさらくゝと書したゝめ兩人か前にさし出しける村井しの原いかゝいたせし義哉らんとすなはち披き見るに

赤松の枝葉をせめて縁にて

おもふかゆへにかゝる罪科

又次に

たのみにし富士の山崎埋れて
名のみそのこる三保の松村

と書しるしありしかは大学しはらく思案をいたしもはや赤まつをかうもんに掛におよはす此まゝに入牢致させおくへし下役人に申渡しければそれより已前のことく禁牢申付赤松を大切に守護いたしけるとなりかくて村井は篠原と内談の上彼か書上げし二首の歌を懷中して大広間へ参向し七手の衆中を呼びあつめ彼歌をさし出しおのゝたかひに評定におよひける然るに其ころ江戸御やしきには本国騒乱のやうすほのかに相きこえ家中の大小安否如何と伺かふところに山崎七郎太夫計らすも闇討に逢ひたるよし注しん有しかは太守重もと公大ひに御立腹ましゝいそき山崎か一子林之丞を召しいたし此おもむきを仰せ聞かされ汝父たるもの闇ゝとうち捨られ其まゝに差おきなは武士道の本意無るへしいそきたちこへ敵をたつね出し本望をたつし帰宿すべしと仰せ渡されける林之丞委細かしこまり私宅へ立かへり何角用意をいたし既に本国へうち立んと致しけるがつくゝ思案をめくらし見るに亡父の積悪なかゝ筆紙に尽しがたく終には天命にて其つみを露顯しいか成罪科にも逢ふへき身なるをやみうちにいたせし事そ思慮あるものゝ計らひならん所詮本国へたちこへ七手衆中にそのことを儀しなは却つて此身をさみせられ其うへ父の悪名をたかくするの利なりといろゝ工夫をこらしけるか夫より病氣のよしを申あけ一間へとちこもりて暫く星霜を過しける然るに山崎横死のいせん松村かたへ送りし書通いかなる佞悪の謀計をしたゝめおくりしやかの書状到来の後いよゝ松村は太守のかたはらに伺公し種々の悪事をすゝめ奉りけるに重もと公も日ころ御心に叶ひし山崎不意の横死と聞し召し頼みすくなくおほしめすところに近臣松村四郎兵衛山さきの奸計をうけ継いでさまゝの悪趣をすゝめたてまつるにいよゝ御ころに叶ひすてに松むらへ式百石の御加増を下され山さき同前に御愛臣なされける時に太守重基公には御ひいきあつくおほし召す山さき林之丞俄のひやうき此よし言上いたせしかは甚たこゝろをつけられ日々の御見舞を送らるゝといへとも一向御使者に対面をもとけずこもり居たりける処に本国湯原藤右衛門方より奴僕一人参着して事状を指出してける山さきか家人此よしをつけければ林之允は本国湯原方より一僕の参着何ともその意得ず其うへ是までに父七郎太夫か横死のみきりしらせの書状も遣はさす只今にいたつて奴僕をさし下しし事近比いふかしくはおもへとも先彼書状をひらきて其事談を伺かはんと封しをきり其文辞をよみ下すに

一筆啓上仕候此度貴殿の親父七郎太夫との当所の騒乱を相しつめんか為御怠命をうけ御下向致されしところ某いさゝかの意趣を差はさみ大広野におゐて闇討にいたし申候なりそれにつき倅和五郎実父の仇をむくわんと道し方々と敵を詮義つかまつり候処思ひの外それかしが討しと申事明白たるによつて養父の恩義をそんし是も切腹仕り候也左候へは御親父のかたき実父の仇其俣に打すておかるべきところにあらされはいそぎ此奴僕と御同伴にて御帰国なされ尋常の勝負をとげられへき事こそ肝要に候まづは右勝負の義をたつし度御迎ひの為書簡をもつて早々斯の如くに御座候恐々謹言

七月十八日

湯原藤右衛門

山崎林之丞殿

としたゝめあれは林之丞大ひに驚き揉過しゝ事状をなかめ父七郎太夫にいさゝかの意趣と申越されし事は国家の御ため二つには一国のそうらんを治めんかための忠節とおぼへたり返すゝ父の旧悪そさう申出してなみたの種とはなりぬと袂をしほり家人をよひつけ湯原よりの使をあつく饗応いたさせしはらく休息せらるへし只今返簡を認め指遣わすへしと彼一通を手にあたづさへ一間の内へ入れれける

至忠加賀光絹第五終

(第六)

至忠加賀光絹第六

目録

一 山崎林之丞御諫言之事

并中将山崎を御手討之事

一 湯原藤右衛門返答によつて落涙之事

并前田三左衛門評義発言之事

至忠加賀光絹第六

山崎林之允御諫言之事

并中将山崎を御手討之事

九鳥に三枝金鳥に反哺と言親に孝心なるものは他人にも厚誠なりとかや山崎か一子林之丞は父七郎太夫に引替て五常をもつはらとして己を高ぶらず人をそこなふ事なく一家中に希成人柄なりけるに頃日父が横死の凶使を聞たる上に只今湯原方よりの書簡到来して弥心をいため今弟和五郎か忠死を感じ心の内に称名の手向をなし涙と共に返簡を認め一間より立出彼奴僕に渡し追て我君の暇を乞受帰国仕事御対顔の上申上へしと念比に申おくりけるを奴僕は委細承知して急き本国へそかへりける林之允夫より衣服大小を立派に改改め俄に大守重基公の御前へ罷出御機嫌の体をうかゝひけるは某義先達而父七郎太夫死去の後御君命を承り本国へ立申筈の所俄に所労におかされ延引に及び候処次第に快全に趣き候故今日伺公仕候なり夫に付殿様へ申上致義は国元にて父七郎太夫を闇討にいたし候敵明白に相分り候ゆへ此一義御評義預り度そへし則証拠成へき一通不思議に手に入候故持参仕候と湯原方より差越たる一通を大守の御前へ差出しける重基公委細御聞届上彼一通を御取あけなされ御被見の上大に面色を損し給ひ扱は汝が為に何者たる湯原藤右衛門が打取し事いかさま子細の有べき事ならん其上一子和五郎切腹いたせしとの文通不便成義なり御泪を催し給へば林之允は両手をつかへ我々風情の親弟忽の最期を御不便に思召下さるゝ段有難き申上へき詞も無之候夫に付御願ひ申上候は大守にも只今までの御心改られ酒宴遊興を御止り遊され御政事に御心を付られ御側に出頭仕候奸佞の松村等を追退けられ御忠臣の聞へある伴の八矢を免き出勤を御緩しなされ仁義礼智信の政道をもつて本国の動乱を鎮めさせ給はるへし某の口より申も如何しけれども父七郎太夫は御上の御寵愛にほこり是まで不道を行ひ我君にまで悪趣をすゝめし罪終には露頭になひ其災ひ遠かるましきを計り湯原藤右衛門私の意趣に取なし打捨られし事忠臣なりかゝる人柄いそぎ取上給ひて然るへし又某事も父の災ひは身にかゝる災ひなれは所詮御成敗は受申さずとも相果るこそ順道なれ斯く御厚情たる湯原杯へ刃向ふ事思ひよらす我等を御不便と思召下さるゝならは何事御心を改られ仁政を行ひ給われかしと少しも恐るゝ色なく言上いたしければ重基公大に立腹ましゝ林之丞をはつたとにらみ給ひ生若輩の身分として弥言立聞にくし我をたれとか思ふや加能越の三国の領主なりさすれは三国ともに皆某の心の忤なり某の命を皆くゝのやつばらはたとへ譜代おんこの者にもせよ曲事を申付るこそ大守の威光なり汝ごときか異見立聞入るべき筈やある其上汝か父は某し命によつて本国へ立越し其道を弁へす七郎太夫を打捨し湯原こそ我に刃向ふも同前なり又其方は某の詞をもちゐす虚病を構へて我をあさむくの罪此以後心の入替我か命をそむかずは是迄の通目通りにて召仕ふへし入らざる諫言だてを致すおゐては向後目通りにて叶わすと声をあらわけの給ふに林之丞もしはらくもくねんたりしかあゝ乞も謀るも臣の道と心に納めて面をやわらけ以前のごとく繰返して利害を解弁舌瀧の流るゝことく御忠言の申といへとも却つて御いきとをりつよく近習の諸士を召れ林之丞を遠さくへき御上意なれば

諸士も君命もたしかたく立かゝつて山崎を引のけれとも林之丞心魂鉄石のことく忠誠にこつたる事なればすこしも其場を動もせず引越つくし或はなけきあるひはいかりさまくいさめ申せとも大守はいよく逆立給ひ悪きやつ哉我詞を背くの上同じ繰事計申出し等きつくわい至極なり此上は打捨申へしとするとき御上意にせんかたなく近習の諸士を山崎を退んとするに林之丞は少しもおうするけしきなく最前よりの御諫言御用ひ無之上却つて我を打捨給はんとの事始より君にさし上置し命なれば殺さるゝつきとて御坊埒を其俣に捨置べきか此俣に置くへしと近習の詞をも用ひす猶々大守の御前へ摺よりわつゝ口説つ御諫め申に大守いかりに怒を重ね給ひ腰刀猶予もなく拔はなし給ひ林之允がまつかうめがけ切付給へは少しも其場を動きもやらずいざ切給へと身をなけ出し諫の言の隙もすらく言上に大守も今はすへかね真二つにと切付有に名劍のきつさきするどくして大誠忠の林之允二つにこそなりにける斯て一乱の様子家中に沙汰みちくして松村四郎兵衛名川新右衛門各々かけ付重基公をなため林之丞を見るにはや事されてあへなき有様さしも奸佞の松村なれとも日比入魂の上て立身せしも皆林之允の父七郎太夫か影なれはよしみを思ひ落涙いたしさまくと大守をいさめ申名川諸友別殿へすゝめ奉り女中をあつめ又御酒宴にてさゝめきけるとなり斯て心ある近士は林之允か最期を不便に思ひ死かいを申うけ念比に葬り供養をなしけるとかやかゝる忠誠の林之允なれとも弟といひ其身と父の積悪の罪を身にうけてはかなき最期をとげたりし事あわれといふもおろかなり

湯原藤右衛門返書によつて落涙之事

并前田三左衛門評義発言之事

然るに金沢湯原藤右衛門は山崎林之丞方へ一通を送り彼か胸中をさくり見る所々日追つて奴僕立帰り山崎方より返書を差出しけるを湯原山崎か心底いふかしく着き開封して其文体を見るに

貴札忝今拝見候誠に其後は久敷御対面のとげす候処弥御平安御勤仕被成候条大悦奉得候然は愚父七郎太夫一御意恨之筋在之候由にて比日闇打に被成段仰候聞奉驚候其上和五郎義も実父の仇は厚恩の貴所故詮方なく切腹仕る由具に被仰聞是もつて愁傷に余り万端貴所に意恨止事を得す早速罷越亡父の仇実弟の敵貴殿を打果し黄泉へ先立給ふ傍に手向たく既に其御地発向仕らんと存候処つらく思案をめぐらし候処貴殿私の意恨を仰被越候へとも実は御家の公事にして御先代よりの御血脈御相談なさしめ奉らん道に推察仕候へは今更に刃向申も御先代へ対し申訳も無之愚父の旧悪今更先非を悔むる計りに御座候又拙者義も御先祖への忠勤初め乍不及御主君を諫奉り若又御用ひも御座なく時は切腹と覚悟極め罷有候拙者死命へ様子御達し被成候は乍陰一扁之御称名之程奉願上候返すくも不便成は和五郎か事にて御座候何角御面談の上申上度亡父の積悪をそんし貴殿へ今更対顔も面不わに御座候我々なき跡にて御厚情と思召せめて山崎の家名御家に残る程偏御取成奉願上候万筆成に尽し難候早々

御返書如此に御座候恐惶謹言

月日 山崎林之丞

湯原藤右衛門殿江

御報と文体しとろに書乱し其奥に

草の葉に程しる露の名残哉とあれは藤右衛門は涙を流しあつはれの忠士なり彼といひ和五郎といひか程忠臣厚実の男子を持たなから佞悪に其身を果せし七郎太夫申中ノ不便なりと落涙畳に満て前後を亡し居たりしが暫く思案をいたし彼一通を懷中いたし評定所へ罷出村井大学に対面の上林之丞か書通を差出し見せければ村井かの文体を繰りかへし忠義心を感じ終に落涙を催しけるか暫くあつて関東表に佞臣のやから多しといへ

とも伴八矢と言林之丞といひあつはれの義士有そは御主君へ御諫を入れ御政道に心を移さるゝ事も可有暫く江戸の時宜を伺ふへしと夫より何角密談を私語互に退散いたしけるとなり然るに関東におゐて山崎林之允主君に諫言を申入御聞届なく却へつて御手討に遊はされて本国金沢へほのかに聞へしかは湯原藤右衛門は又も涙に袖をひたしかれら兄弟が手向の為さまゝの供養をなし先頃送りし返書こそ今は形見となりしなり誠に彼が書通の奥につらねし一句に違ひなし露の名残とは成ぬと泣涕数刻に及ひける此取沙汰一家中にみちて思ひゝの評義をなしける七手の諸将各出席をなし日々評義に及ける時に前田土佐守か先たつて老体の苦勞もいとわす江戸表へ立越急病におかされ一子三左衛門か介抱万端藥能を以て善快に趣といへとも老病といひ歩行もいたし難これもしはらく世を三左衛門に譲りて老病の保養をいたしける扱七手の諸将横山本多を始として兵席評定の上関東の一義猶以心元なく又もや赤松幸之進を引出し糺明にかけ尋問るゝといへとも先達而書上し一首の相図より外申上る子細なしと返答なれば松村今関東にあつていよゝゝ御家の動乱納るまし如何計らひ申へきおのゝ評処に時日を過しける時に前田三左衛門進み出て申けるは此義は中将様御不念にて一件御怠命の御養子を御受遊されし事なれば今更御異変仕る事も成難かるへし此上はいそき高丸公へ御還俗をすゝめ奉りおして御世継と定め既に御近士松村等が積悪は赤松の白状にて大半露頭に及たれば此罪科を正し彼等が落度を申上速に御異変申上へし若又御承引無之時は七手の諸将各も命かへて願ふへし猶又中将様とても御聞届無之ときはおして御隠居をいたさせ末代御血脈の怠転これなきやういたすこそ御先祖へ忠節なり此義いかゝと評しける若此義に同しられ然らば関東の一義より先高丸公へ御還俗をすゝめ奉るへし此役義たれかれと申さんより村井氏立越られ勝興寺との御世継となさせ申さるへしと一同に申せしかは村井委細承知いたし夫よりいそき越中の国国府へ趣きいそき勝興寺とのへ至り取次をもつて高丸公へ御対面の義を願ひければ矢部野良の人々金沢より村井大学か伺候なれば厚く饗応し此由を村井につけ上しかは則対面をいたすべきよし仰出されし故此由を村井につけて矢部案内をいたし大学を高丸公の御前へ伴ひける村井は頭を畳にすり付御機嫌を伺ひ互に挨拶数刻にして改大学高丸公へ申上るは此度拙者義罷越候義は君に御還俗をなさしめ奉らんためなり其子細は先達而御聞も有へからん御お腹御舎弟喜六郎殿御卒去の後いまだ定〇御世継とてもなく又御怠命の御養子江戸表にて既に事極るといへ共七手の諸將をはしめ斯申上候某までも少しも承引仕らす候なり殊に君は前田家の御正統なれば加能越の三国は君より外保つへき御方覚へなし一時も早く御還俗なし給ふてすみやかに三国を納め給ひ家中の心を休め給へかしと引越つくし利をつくしおめる色なく言上に及ひける

至忠加賀光絹第六

(第七)

至忠加賀光絹第七

勝興寺殿村井へ御返答の事

并沢木小藤太牢番働の事

勝興寺高丸公は村井大学の再言具にきこし召れ暫くもくねんとしておわしけるか良あつて仰られけるは其方か只今諫言もつとく至極には覚へつれとも関東表太守重基公には一件御怠命御受納あつて諸大名方へも御披露の上一家中もすでに得心にて事大半成就なつて御入興もこれあるべきよし聞き及ぶ左ある時に某還俗なして加能越の三国をおさめん事先祖へ対して尤大慶たつといへども眼前御怠命にそむくの誤りかへつて前田家の凶事ともならんかし其上某事は幼稚にして父君に送れあまつさへ兄喜六郎殿には不慮の落命

をとけられさそ黄泉のまよひともなるゝらむ候一度釈門に入たる事なれば父君を始御舎兄の旁々の後世をとふらひ申んこそ某の本願なり還俗の事おもひもよらすと泪と共に仰られしかは村井も時宜尤とはおもへとも御家の事と心つきしかは又繰返してはしめより利非明白に語つて御げんぞく勧めたてまつるといへとも御承引の体もなく只仏教の外他事なく称名に時をうつしておわしけるこれによつて野良要人矢部孫三郎兩人詞をそろへ言上なしけるは最前より村井殿の御異変一つとして其理をはづるゝ事なしまた君の御言葉御利分に似たりといへども左にあらずたとへ御怠命にもせよ御家の大事には替がたし只いま其利を取つていわんには是まで数代正統血脈をもつて相続なし来りし前田家他より御養君を入れ奉りしと是の為に国家を奪れ給はん事御先祖へ帯して申訳もなき次第なりいそぎ御心をあらためられ仏門を離れ五常の政道もつて家国をおさめ給べし此事ひとへに願ひたてまつると涙をなかし申ける高丸公つくくこゝろにおもわせ給ふは誠に其奥を考ふる時はいよくもつて前田家の一大事なりかれらすゝめは是天より我に幸ひをあたへたまふなり古語にも天与ふる所の幸ひをうけずんば却へつて身を災ひすとはなりぬと云しも已に此時当れり此うへは天命に任せんと申し召かへられ是までは七手の諸將の評義の上兎も角も計らわんと御返答ありければ村井をはしめ二人の近士も大ひに悦び大平をうたひ諫鼓苔むすの時節近きありとむら井はなをも君をいさめ両士に一礼を述べていそぎ金沢へ馳せ帰り直様評定所へ立越し各出城の席につらなり高丸公御返答の趣具に語り此上は兎も角もならんと仰られし上は最早三国静しつの時を得たりとよろこひの色をなして申ければ列座の諸士各喜悅の眉をひらき此上は関東表の一義いかゝ取計ひなすべきと色々評定に及びける本田長興村を始め皆々評義をつけて其異変をなさん事を儀しけるとかや然るに前田三左衛門も大勢の中にすゝみ出高らかに申されけるは勝興寺殿如何様とも計らふへきと既に御得心の上は前田家の繁昌御代万々正来のしるし也又関東おもての一義は先達而談し申せし事にて今更評義に及はざる事なり此上各別心是なきより承知の印形をとりおのゝ一決して二三千関東へ立越へおして此事願ひ申へし又中将さまにも御得心是あり高丸公を御養子に定められ御怠命御異変なさるへき御心に定らは直様御老中方へ願出若又御承引も無之とき一決の諸士城を枕と心得らるへき事也いづれも此一決いかゝなるそとはゝかる色なく申されしかは本田をはしめ諸將此義尤と同じられ則承知の印形を取へしと各々の姓名をしたゝめ行はしより印形をとりし一人として不承知の方もなく皆々同意一決して既に関東へ立こゆへき評義にていたりける然るに先達而入牢いたさせ置し赤松幸之進は大切な罪人ゆへ若凶事ありて事むつかしきとて念に念を入られて足輕組頭沢木小平太を禁番の役義に申付けけるに此小平太剛勇の者にして其上厚誠の士なれば七手の諸將の命に随ひ怠慢もなく禁番いたしけるに或夜深更に及んて何者とも知れず忍装束にかんどう提灯をたつさへ赤松を込めおきし牢屋の辺りをあちこちと伺ひ忍びよる在さま小平太は始終に心をくばり眼をはなさで守り居たりしに彼曲者こゝぞ赤松の禁牢の処ならんと小うなづきしてかしこにいたつて短刀をぬきはなし牢屋を切破らん其□通沢木はすは一大事と思ひよつての曲ものを後たきにしつかといだく曲ものは思ひかけなく抜はなしたるたんと逆手にもつて後のかた柄も通れと脇合より一突二つきつきけるに沢木も手練のゑせものなれば身をひねりて二三度四五度す□を突してかのくせものを四五間も後の方へ引すり出せし折ふし以前の姿に少しもかわらぬ装束にて又も曲ものしのび来りかくと見るよりすかしより是もはして抜はなし沢木をめかけて切つくる沢木はしたりといたきし曲者をふりはなし一腰を抜はなしかの曲ものに切つてかゝれはかなたもわさききらめかし上つ流しつする隙に以前の曲もの振かへり小藤太をめかけ切つくる沢木は二人を相手にしひるますさらず戦ふ内数ヶ所のきずによるほひなから秘術をつくし働きしに二人の曲ものも手きず受て働しにもの狂ひなから秘術と

つくしてはたらきしに二人の曲者も乱刀に暫く時を移しける此騒動に供番の諸士おもひ／＼にかけつけ沢木をいたわり武人のくせものをからめ取直様決断所へ引すへさせ沢木をいづれも介抱し子細を一々尋ねけるに小藤太はくるしきいきづかいにて一ふしじうをあらましかたりけるにおの／＼猶も不審はれやらす兩人の曲者吟味におよぼんと早速篠原弥助もさつそくかけ付式人の曲者を吟味をとげんと義しけるうち二人は次第に手きづよわり一時にあゑなくなりはてける沢木も医師外療のたすけに逢といへとも急所のいたみに心をゆだね終に空しくなり果けるこれによつて篠原弥助をはしめ役がりの諸士かんじんの詮義の種をうしなひ今更すべき様もなく其俛死骸を葬らせかの兩人か懷中もしや手かゝりにへきしなもあらんかと心を付けて吟味すれどもしかるへき証跡もあらざればいかゞとも詮義もなく各／＼やしきへ引取ける斯て翌朝此趣七手の諸將へ訴へけるにおの／＼評義の上必定まつむらかたより人廻して赤松を介けんとの方便なるべしとそれより彼くせものの出所を詮義いたしけれども何の証拠もなければ空しく其後を過しけるまた沢木は忠死の事なれば念ころに葬／＼の義しきお取行にせられ其後小平太か一子をもつて跡役相続を申付られけると也

中村円蔵素性之事 并中沢丹治式部に打るゝ事

然るに江戸御屋舗には出頭まつ村四郎兵衛おもひの俣にばんの八矢をしりぞけ其上山崎林之丞を大守に手打にいたさせ今はこゝろにかゝる雲もなしといよ／＼大守におどりをすゝめ忍び／＼吉原へ遊興なぞなさしむる事みな己がこゝろのたのしみにして誠有武士はその罪をあたへ側を退け己にこびへつらふの諸士に高録をあたへさせ非道不道の振舞言語にぜつせしありさま也ときに此松村か取立をもつて引廻しもつてりつしんせし輩には中村円蔵中沢丹治菊川莊太夫等也なにも此円蔵は父は元高知の士なりとかやかれが父円太夫は先代悪逆のきこへありし大槻伝蔵に内添ありしゆへ知行八百石領ぜし前もつしゆせられわずかに五十人扶持なりしを円太夫これよりとくしつの聞えあつて終に三百石をちやうだいいたしけるこれによつて一子円蔵ちゝの家相続いたし三百石たりしをまつむらかひいき時よく其上宿才発明なるものゆへ次第に御加恩をたまわりこのころ五百石を受けて御側使とのぼりける時に松村四郎兵衛は比日中将重基公の御遊興に事よせ己がおごりをきわめ吉原の遊君にほだしをうち大金を遣ひすて勝手の手廻しあしくなりければ御納戸かた矢部治内かたへくをはせて御殿の入用金と号し千六百両私宅へ行込何卒して此金の出所をくろめんと内々中沢中村菊川等をまねき蜜に事を談しけるに中さわ奸計ひをめぐらして申けるは此金子の出所をくろめんには御納戸かた矢部治内をつみにおとす事かん要なり先彼帳面を人知れすうばい取らせ右の金子の事御殿に覚えなきやうすを申不吟味の趣をもつて彼が罪としけいばつに行ひなば其出所をくろめん事何より以て心あるべしといふに菊川もしばし思案なしけるが是くつきやう方便なりしかし此帳面を奪ひ取もの軽々敷ものにたのまばかへつて事□やぶれと成べしよく／＼かんべんをせられかしとあれは中村円蔵すゝみ出て申けるは此忍びの事は中沢氏は兼てしのびのじゆつをたんれんいたし罷あれば我々兩人こゝろを合せ人しれず奪ひ奉るべしといへば松村大に悦びしからはこの一義は中村中沢の兩人よろしく計らひ下さるべしとたのみけるこれによつて中沢丹治中村円蔵こゝろ一致にして兼てたんれんの術をもつてなんなく御納戸方の帳面をうばいとり松村へ渡しけるに四郎兵衛大に悦喜し誠に貴殿方のはたらきにわかすみまぬかれ一助とはなりぬ大に満足し右兩人ゑちそうをあたへかゑしける仰にてつく／＼思案をめぐらすにこの帳面をうばひ取しうへは最早矢部治内へ罪あたへる一件なり

しかし此しきは事ゆへなくとゝのふといへども後日にかれら兩人か口よりもれなば我身のうへの一大事なりたとへにいふごとくとうにおちずにかたるとおちるとやらなればいよく以て事あやうし所詮かれら兩人を失わんより外他義なししばらくしりやうめぐらしいそぎ中村円蔵をまねきよせひそかに申けるは貴殿術をもつてやす／＼帳面を奪ひとられし事某がつみたすけ下さるの高恩忝なしされは兼て心得がたきわ中沢か心底なり所詮がかれを生置てかれか口より事もれなばわれ／＼計りか一類のものまでも難渋なり何卒貴殿此二人の働に明夕中沢を御能の御用について染井御屋敷迄つかわすべし其砌人知れず打捨られくれまいやとたのみければ中むら円蔵委細聞とゞけ尤なる一義なり然は明夕中沢を打捨なば最早ほかにもれべき穴もなしこゝろ安くをぼさるべしとけいやくをなしてかへりける是より又中沢丹治を呼につかわしけるに急用のすじにてしばらく暇取申べきとのへん答なれが松村もこゝろならず具に蜜書をしたゝめ中沢かかたへ送りけるに丹治は四郎兵衛かたよりの蜜所を被見せしに明夕中村円蔵を染井屋敷へ御能の義に付遣わし申の間道にとたへしれすうちとりくれられよとたのみの蜜書なればまきかへし繰かへし詠めけるが誠に石に根継の奸計なりとまはまつれと松むらか謀事を感じ明夕中村円蔵を打はたしの用意をなしにける斯て其日も過ぎて明日の夜すでになれば中沢丹治は松村かたのみはこゝぞと短刀を用意し染井の屋敷へむけて趣けるに其夜は大にしの風つよく雨をとばす車軸を流すの大夕だちされども大事はこゝぞと出しも屈せず一僕もつれす染井の屋敷の門前に円蔵か来る時刻を今ぞとねたばを合してまちうけるに其夜大音式部其内用あつて上屋敷より染井へ向罷越けるにそちよりの夕立にその身は高木りをはき家来に御定紋の提灯をともさせ風雨のいとひなく染井をさして来りけるに最前より待もふけたる中沢丹治はるかにかの提灯を見つけこれこそ中村円蔵なるべしとまた御紋付の提灯を灯させ来るは御能すじの用事ゆへなるべしと覚悟をなして門前にうかゞひけるに程なく式部門前へ来るをそれぞとおもひつめたりし中沢はやにまに提灯を切おとしければ一僕はおそれと其の場をにけのびけるを時分わよしと大音かうちより有無をいわずに切付ける式部もしれもの思ひがけなき事なれどもしゆれんのさそく心ゑたりと抜合せたがいにしほし切むすびけるに式部は手練やまさりけんなんなく中沢を切ふせのりかゝつてとゞめをさし死骸を其俣ほうりやり勇々と屋敷へこそは入らけるかゝる事とはゆめさら知らず中村円蔵は一こしぼつこみ相図の時刻をすそ引からけしのづく雨をいといなく染井をさしていそぎけるこそいさましけれ

至忠加賀光絹第七終

(第八)

至忠加賀光絹第八

中村円蔵松村の積悪訴への事

并早打に依て両士出国の事

程なく息をきつて染井屋敷の門前へ来りけるに思はず中沢か死骸につまつきひつくりおとろきはねこゆる向ふ足に懸りし紙入いぶかしなからに取上て心せく俣懷中し彼門前に身を忍び丹治や来ると待うける然るに大音式部は思ひ儲けさる曲ものに出合念なく打とめすぐに目付役戸居林太夫方へ立越へ門外におゐて只今らうせきを働し者ありし故其場におゐて打果しなりと届けられしかは林太夫委細聞とゞけられ早速にらうせき者を打捨られし段神妙の仕方なり褒美の上早速見届として諸士一両輩立越らるゝに提灯のあかりをてらさせきゝとして門外へ立出らるゝに側に立しのひし円蔵も行候処諸士の立振舞いぶかしく其上見咎められては悪かりなんとやう／＼に其場を立のき是非なく本意を空

しくして直様屋敷へかへりける斯て見分の諸士死骸を特与あらため見る所に中沢丹治なり是によつて各評義まち／＼にて中沢からうせきの次第を罪として家内跡式御改易なりし事浅間敷かりける次第也扨中村円蔵帰宅して其夜のていたらくいふかしき上中沢丹治大音式部へらうせきたいし終に相果されし様子を聞いよ／＼其意を得ず時に其砌はからずもひろひ取し紙入覚へある中沢が所持の品なりよつて猶更心にて彼紙入の中を改め見るに中沢方へ松村四郎兵衛よりの書通あり其文体を見るに

以手紙一寸奉得御意候今晩貴殿御公用の品にて御事繁由仰被聞尤成御事に御座候然るに火急の一大事申進候其子細は兼々貴殿も申談候中村円蔵義なり彼が心底甚いふかしく不得其意候若又円蔵心を変し頃日の密計他へ漏し候はゞ貴殿某も身の上破滅と成行候故所詮彼を其俥に置候而は永々心遣向尽候幸今夕御方の用事に付染井御屋敷へ何者を申付候間御苦勞なから道中において打果し被□へく候左様計ひ候はゞ貴殿某の外に密計を存するの者耄人も無之安堵の思ひをなし候間無異議御計ひかと何角取急き候故筆跡も前後を乱し候早々不具

松村

中沢氏へ

とあれは円蔵大に驚き此文言を見るに某に中沢を打へしと申渡し又中沢へは某を打へしと言送りしは計略をもつて兩人の命を失はしめ己耄人栄花を極めんとすの謀略なりとは夢いさゝかしらすして既にかれか謀計に落入て命を果さんとせし事中沢が不慮の横死は天のなせる罪我は天の加護をうけ得て命を全ふせしも強運の故なりさて／＼強悪非道の松村かなと無念骨髓にてつし忽ち心を変じよく／＼せめての腹いせには彼強悪積非の次第一々に申上中沢か不慮の捨命の追善供養となすへして顛倒してそれよりは有あふ硯引よせて松村か奸計ののしだら重基公遊里をすゝめおのか栄花を極めし一件けんゐるを以て非義をなせし次第一前始終を止りなく書頭し大目附戸居林太夫方へ持参しのこらす御国詰の家老前田刑部大音帶刀まで申達し内々評義の上下之趣具に相認め本国金沢へ早打の遣しける又円蔵事は御大法なれはとて暫く式部方へ預けられ諸士面々評義密談毎夕及けるとなり然に金沢は最早御養君御変異の一件事一決して近々いつれ成共七手の内より発向すへしと評義とり／＼なる処へ早打の使到来せしかは本田安房をはしめ長横山村井奥村前田の銘々俄に登城し江戸表より早打の書札披見に及びし所松村年来の佞悪重基公の御不道も彼か胸中より出たるより中村円蔵か訴人にて事明白に露頭のよし申送りしかはいよく／＼立越政道を改め御養君の一義も火急に落着せずんはあるへからすと評義一決して本田安房守の差図として長九郎右衛門前田三左衛門右兩人を関東へ立こゆへきよし申談しられしかは長前田委細を承知し早速支度取認め江戸表へこそいそかれける程なく両士江戸屋敷へ参着して式部帶刀へも対面の上密かに中村円蔵を呼よせ一々尋とはるゝは円蔵松村奸計の一事悉く申あけしかば中村が訴人御褒美被下詰所各会合なして評義一決の上松村か宅へ使をもつて申送られけるは此度長九郎右衛門前田三左衛門兩人前田家御世継御養君の一義に就有無相定め申度七手の諸將惣名代として右兩人当所へ罷越しなり使に付松村氏へ御面談之上御評義仕度事有之候間早々評定所まで御出席下さるへしと事穩便に計らひければ松村四郎兵衛は中沢丹治が不慮の落命の上中村円蔵は御尋の筋有之とて式部へ召よせられし事ともいふせき上に又そや金沢より七手の諸將の惣名代として長前田か出国近比其意を得ずといへとも上見ぬ驚の仰をもつて是を事共せず追付出席仕るのよしを返答し夫より中將の御前へ伺公し此度長九郎右衛門前田三左衛門御養君の一義に付出国いたせしよし甚其意を得ず候処に今夕内分にて某に對談致度よし申来り候必定此一談は君に御養子の事御変異なされかしとの評義なるへし一件中將は御怠命御受遊さ

れし事なれば必御異変の事宜しかるまし万端某か胸中有之候へは諸事某に御まかせ置るへしと申上しかは重基公兼て御心に叶ひし松村か言葉尤と申し給ひ万端よろしく計らひ呉れらるへしとの御上意なりしかは松村りやうしやうして御前を退散せりとかや

長前田松村対決の事

并松村四郎兵衛切腹の事

斯て松村四郎兵衛評定所へ罷出金沢よりの両士へ対面をとけ遠路無難の参着を祝し互に挨拶事終りしに前田長両士松村に向ひ申けるは此度我々参着いたせし事全く別義あらす前田家御世継御相続の一義なり先達而大守よりの早打として御養君御怠命にて相調候趣申来るといへとも一家中の諸士高丸公を差おき御養君をなし奉る事不承知によつて一国の騒動とは成たるに此一件を鎮めんが為山崎七郎太夫入国せられしといへとも猶静謐をもとめずしてあまつさへ彼をやみ打にせし事一家中の一統の意恨なれば是非を正すに力なし此上は高丸公を御世継と定め御怠命を速に御異変在て一国静謐する事あたふし貴殿の心腹いかゝ思さるゝ哉と尋に松村言葉を発して申けるは此度御養君の一件は私に好み求る事にあらされとも御怠命はもたしかたく是非なく御受遊はされしなり一件の御返答これあり既に近々御入殿のよしに事極りたれば今更御変易は罷成まし貴公方の御働をもつて金沢の静しつをつけらるへしといふに九郎右衛門席を改め一旦御受遊はされし上異変とても成かたき程の大切の御養君本国七手の諸將其外式人の年寄までも御内談もこれなく御受遊はされし事偏に山崎が計らひ成へし貴殿近臣の事なれば是を詰め申へきの処其義なく供々に此一けつに定し事を計られし事近比其意得さるなり其上たまゝ御諫言せし伴八矢等を追しりしけさせ比日に及んて山崎林之丞横死是等の事は急度諫めを入らるべきの処に其俣に捨置れし事皆貴殿の奸計に当れり是に申訳や有へきかと高らかに申されしに松村少しの億する色なく此度の一義本国へ御内意も無之と御受遊はされし段殿の御不念ににたるよつて某も諫め奉らんとと思ひ退きて其意味を考ふるに末々前田家長久の基なりと存せし故其俣に差置申せしなりとあれば九郎右衛門重て是まで血脈をもつて御相続なり来りし御家現在御血統の血脈有なから將軍家にもせよ他より御養君のなし奉る義是先祖の不忠ならずやと理をせて申さるゝにいやゝ尤にあらす御家御長久の基と申は別義にあらす一旦御血脈も絶に似たれ共某か了簡には御先祖の軍功他に勝れし前田家なれば御大切に思召ての御怠命なり是を異変し奉らば却つて前田家のかきんなり左ある時は是まで数代相続の前田家を当代に当つて断絶を求るに似たれば御怠命やすゝと御受申其上に血脈を切奉らざるの方便あり其子細と申は大聖寺の大守利道卿の御息女を迎へ奉り御簾中と定め奉り御相談をなさしめ又遠江守利道卿は御先祖大和守利高公よりの正統にして数代其血脈を絶事なく当前田家同前也さあれば御正統を乱さす御怠命もそむかず且は一旦仏門に入らせ給ひし高丸公を御げんぞくをもいたさせは事つゝかなく相済也と存して計らひ申せりなり各如何ゝ思すやと弁舌をもつて言廻しける時前田三左衛門始終を聞て尤成貴殿の了簡一々其利に当るといへとも左様に御家へ忠臣のはげむ貴殿が又中将重基公へ御遊興をすゝめ多くの女中をあつめて昼夜酒宴の催さしめ色欲乱酒にふけらし奉り御政道乱りに行わせ申事此義いかんと詰られし松村答へて尤の御尋成猶御有遊興をすゝめ申事御坊埒をすゝめ奉るには似たれ共全く左に非す数多の女中を集め重基公へすゝめ奉る事は数代御血脈も絶ざりし前田家御当代の事は前段に申す如く計らへとも末々御血筋失ふ事もあらんかなれば君の御種を残し度存る故の方便此皆某の忠誠胸中にいたす義なりと答へしに三左衛門猶も言葉をあらゝけ左程忠節を主とし御奉言に私なき貴殿か中沢中村の両士をもつて忍術にて御納戸方の帳面を奪ひ取らせ矢部治内に其罪に落さんとの謀計其上反簡をもつて中村中沢の両士を失わんととの工み是にも一々返答のすし申訳ありやとたくりかけゝ責かけしにさしも弁舌流水の松村一言の返答もな

く差うつむきければ両士詞をそろへて右の返答只今いたし難くんは明朝巳の刻までにいたさるべし其返答によつて評義に及ぶべし先々退散あれかしとあるに四郎兵衛積悪をかへりみて今更返答もなくすこゝ帰宅いたしける斯て長前田の両士夫より大守重基公の御前へ罷いて御対面いたし度よし願ひけるに中将には昼夜酒宴に心をゆだね不義不埒の御有様殊に両士が下向に恐れ給ひ御病氣の由にて一向に御対面もなかりけるそれより又々帰宿し前田刑部大音帶刀等をまねき一々評定のうへ大公儀まで御異変のよし訴へ出べしと極り内々訴状をしたゝめ持参すべしと既に一決しける然るに松村四郎兵衛帰宅後いよゝゝ工夫をこらしけるに今日三左衛門か問状一つとして答ふる事あたわす今更せんかたなく一間に立入覚悟をきわめ人目を遠ざけ腹十文字にかき切て空しく黄泉に趣きけるこれによつて隣舎の諸士より悉く評定所へ申上けるにさつそく見届のため御けんしをつかわされ事相済て後妻子御改易仰付られ松村の家名断絶せしこそ強惡の報ひ成へし又松村円藏義忠誠に心をゆたね当家の一大事を告し働きによつて御褒美として又十石の御加増下され目出度先役申付られしと也

至忠加賀光絹第八終

(第九)

至忠加賀光絹第九

一 金沢の両士御訴状の事

并勝興寺殿御還俗の事

一 治脩公御家督相続の事

并高田勇藏捧歌の事

至忠加賀光絹第九

金沢の両士御訴状の事

并勝興寺殿御還俗の事

長野九郎右衛門前田三左衛門の両士は中将を諫め奉らんと伺公仕るといへども御酒興に心を移され一向に御対面も是なきゆへ参着後評定一決のごとく訴状をしたゝめ両士ひそかに御老中右近様の御屋敷へ立入御内見にそなへんと長野前田の両士同道にて右近御屋敷江参向し御対面を願ひけるに両士をちかく召れ此度貴殿たち当地へ罷越れたる事先達てつぶさに聞及ぶたり今日伺公いたされし事はいかゞなることやらんと御たづねに両士頭をさけたゝ今参向仕るは前田家相続の義に付御願ひ申上度すじこれあり候に付御内見に備へ御差図を承り度故持参仕候と彼一通を右近様へ差上けるに御取上あそばされ一々御披見のうへ尤なる願ひのすじなりしかし御養君御異変の義を表むきにて相願候はゝ却て前田家の為宜しかるまじたゞ今此訴状を披見し承知のうへなればいづれもと評定をいたし其上にて宜しく計ひ申べき間先く御願ひ申さるゝ義は相止り申さるべしと彼壺通を御歸し遊されかならず御一通も火中せらるべし急度仰わたされける彼壺通両士は委細をかしこまり右近様の御こゝろを付られし伺有かたくちからを得て御前をば退散せられける斯て右近様翌朝早く御登城御評定の間へ御出席のうへ御老中方を招かれ密談数刻に及びけるとなり

此一件先に記する明安奇述にくわしく出れば此所に略す

斯て御老中御評定一決のうへ前田家江使者をつかわされこの度金沢おもて七手老中の衆中参向逗留のよし聞およんだりそれに付対談のうへ申付たき子細あればたゞ今登城いた

すべしと申来りしかば長野前田の両士一時に右近様の御力をそへられしに安堵は催しなからもいかゞやらんと心魂さだかならず兩人同伴にて登城いたしけるしかるに御老中御歴／＼の御方みな／＼例座のところに松平右近殿兩人をちかくめされたゞ今其方達を召出し候事別談にあらず前田中将重基公御身持甚だじやくにして国家の政道みだりなる風聞ほのかに御上達いたし幸ひ其方達参勤のよし聞及ひなれば急度諫言のくわへ政道みだりこれなきよう心を付らるへし然るに先達而將軍家より御養君の義御怠命これあり中将重基殿御請申上られ既に事調召りと申せども国君不せいどうのよし聞き召れ甚た御立腹にて御養君御変易遊はされし間其旨急度相心得血脈の男子にてもこれあらは早速家督人に願ひ出つへし其旨は御聞届け遊はさるなり此のち国政みだりの事あらは前田家の為に悪かるへし其旨承知せらるへしと仰せに兩人頭をさけ一件さだまりし御養君御変易下され候事御怠命なれば今更報言もこれなく候偏に重基の不予なれば今さら申上ん事もこれなく候なり又国家不政の事は此後我々とも評定の上急度諫言のくわへ申へし今度の義何角御宥免遊はされて宜しく御評義願あけ奉るなりと御返答申上心中には誠に御仁愛の御変易と内に悦び催しつれとも表には愁を顕わしすこ／＼として屋敷へ立帰りいてき大守重基公の御前へ罷出御対面の上右近様仰渡されし御養君御変易の趣きを申上偏に中将様御不予なり此うへは一刻も早く高丸公御還俗遊はさるべきの厳命を下され然るへしと今日我々を召寄られし一義これあり候へは先当分国家の御政法はわれ／＼預り申すなりと恐るゝ気色もなく兩人詞をそろへ申上ければさしも不道を構へ給ふ中将も御返答もなく高丸か還俗の義は兩人宜しく計らひ申へしと仰出されしかば前田三左衛門九郎右衛門委細かしこまり早速早打として間垣新平に委細の様子申ふくめ本国金沢へ遣しける扱両士はまた／＼前田大部帯刀其外の諸士を招きしはらく評義のうへ新たに願書をしたゝめ右兩人持参し又々右近様へ立入御内見に備へければ一々尤なる願ひなり我等宜敷取なし申へし今日表向より願書差上申へしと仰渡されしかば兩人大に悦ひいそぎ帰宅のうへ家中諸士へ此趣きを通達しけるとなり然るに間垣新平は日時をうつさず本国へ馳付七手諸將の面々一江戸松村四郎兵衛が切腹の次第重基公奢りの段々御咎めを請られ御養君御変易の様子高丸公への還俗をすゝめらるゝの一条つぶさに申ければ本田横山を始め出勤の諸士高丸公の御還俗に極りし事を悦び夫より奥村村井両士火急に越中国府へ立越御附人矢部野良をもつて関東の趣一々言上し一時もはや御還俗遊さるへき旨を申入れられしかば高丸公は先達て大学かすゝめし節いかやうともと御返答ありしゆへ今更御異背もなされかたく則吉日良辰をゑらみ御還俗さるゝとの御返答に両士大ひに悦ひ急ぎ金沢へ帰城し此趣きを家中を始め國中へ相ふれられ皆々万歳を祝し悦びあへりさて星霜矢のことに昨日今日とおもふ内しはらくの時日を過し既に高丸公御生髪まし／＼て則治備公と御改名遊されしかば一家中はしめ加能越の三国悦ひの色をあらわし千秋万歳と祝し申ける然るに横山本田の両士は急ぎ金沢へ入城遊はさるゝ事こそ本意なるへしとて則御迎としてまた／＼奥村邑井の両士をおくられるに治備公辞するに及ばすと即座迎の衆中と御同伴にて金沢へこそ御入国遊はされしなり是によつて金沢近郷の諸士もさつそく登城し万々歳とぞあをぎけるまた七手の諸將は則高丸公御還俗遊はされ治備公と御改名のやうすを具に申送りけるとかや

治備公御家督相統之事

并高田勇藏捧歌の事

長前田の両士本国金沢よりの飛脚到来して勝興寺どの御還俗遊ばされ治備公と御改名遊はされ御入城遊されし由具にしやうけつしていよ／＼安堵のおもひをなし此上重基公申上しごとくしばらく御政事を預り三国の静謐を懷にせんと評定しあらたに訴状を相したゝめ御勤番の御老中まで差出しける一通にいはいはく

乍恐奉願上候当国中将重基近来発病仕国家之政事難行候に付越中国国府に罷有候同性治備義を以て家督相統之義被為_レ仰付被下候は、有難仕合に御座候偏に
此段評義宜敷奉願上候頓首

明和七寅 長九郎右衛門

十月日 前田三左衛門

御老中方江

とあれはおの／＼登城のうへ御評義一決いたし両士をよびよせられつゝがなく養子相統の義を仰付られけるこれによつて長前田の両将ありがたく御うけ申上夫より重基公の御前へ罷出右之趣申上將軍家へ対し御遠慮のすぢあれば御隠居遊ばされ然るべしと段々諫め奉りしかは御心にそまざれとも彼両將が諫言もだしかたく是非なく国隠居の事願ひいだされけるとなり斯て前田三左衛門暫く御政道を預りて先各々先知にかへされける中にも菊川庄太夫内外入魂にして心を通せしゆへ早速召とり本国へ送られける其余は罪の輕重によつて政道を行ひ又中村円藏事一旦惡事に組せしなれとも誤て改むるに憚る事なしと善道に立歸り御家の一大事成べき事を注進いたせし功によつて御褒美として式百石の御加増ありて重基公への御附人に仰付られける又伴の八矢事先に御諫言を申せしに御聞入なく却へつて御側を遠ざけられし事口惜くおもひしなれとも主命もたしかたく引込り居たりしに此たひ一件落着して遠慮をゆるされ御褒美をそ遣わされける又金沢には七手の諸將関東の時宜つふさに達せしかは則此度の一義もくわゝりしものとも各々刑罪に所せられける先赤松幸之進をつじにさらさせ沖間颯齊は打くびとなし江戸おもてより参着の菊川庄太夫篠原弥助方へ御預数日間状にかけ事一決して切腹仰付られける其外縁類まは松村の計らひにて立身せし政事にはなれし不直皆夫々の御咎めをぞ申付られけるかくて重基公御願の国隠居早速に此趣金沢へ申來りしかば早御隠居御殿あらたに御造立あり事成就に及ひしかは本国への御迎ひとして中将重基公肥前守御改め遊はされ御近士の曆々を召つれられ殊に忠節見せし中村円藏を附人として相添られ御迎に参りしに長九郎右衛門御供申て金沢へとこそ急かれける斯て不日に加賀へ入国遊はされ新造立の御殿へ入らせ給ひしに治備公には途中まで御迎ひ出させられ直様御隠居におゐて御対顔のうへ御盃をかわし給ひ孝誠あつくもてなし給ひしとなり既に安永八年の春治備公関東へ御出府のよし事落着し御側に付したがふ諸士には矢部野良を始として以上十八人其中に高田勇藏といへる美少人あり是は高田善藏が一子にて父善藏は若死せしゆへ跡目相統の義倅に仰付られしかとも役義は召離され勇藏いまた若年なれば勝興寺とのへつかれけるに生得発明多才にして高丸公の御心になひいとおしみ請居たりしに此度高丸公御還俗遊はされ関東へ御出府なさるゝには彼勇藏をちかく召れ此度関東へ罷越すにつけ其方をつれ参るへくはおもへともいまた若年といひ母も跡にて心淋しからん其方は国に残りて母には孝を尽し妹へはいとおしみをなし朝夕身体大切にいたし罷暮らして居るへし追々入府の砌は我か目通りに召つかふへしと御厚情に仰有しかは勇藏なみだを催して申上けるは某事父におくれてより君につかへまいらせ片時も御傍を離るる事なく罷あるに此度君御出世ましますに我を捨置下向し給ふ事近比うらめしく候なりたとへ一人の母なりとも主君にかへ参らすべきかたゞ此俣に御伴仰付られかしくかき口説きて其俣有つる硯りにむかひ筆をしめし

捨られし我は渚の小船かな

目にこつなみた溜汐のうみ

とさら／＼と書したゝめ御前へ差出しけるに治備公かれか一句を御覽遊され主君を思ふ忠誠御かんまし／＼其方いまた十一才なりといへと我をおもふてかゝ名残の一句を讀し事寄代のの忠臣なり此上は此俣に関東へ伴ふへしと御上意下りければ勇藏有かたく思ひ

御供の人数に加わりける斯て旅路の調度相揃ひ不日に関東へ参着し給ひ御屋敷へ御入遊し前田三左衛門か計らひをもつて御老中の御披露首尾よく相済御家督相続なし給ひしかは附々の諸士悦ひによるこひを重ねぬ万歳をうたひ祝しける此おもむき早打をもつて金沢表へ告しかば七手の諸将をはしめ皆々恐悦の礼式を取行ひける斯て前田三左衛門は大村帯刀前田刑部等に万端しめし合ひ本国金沢へそかへられる既に治備公御誠篤にて御幼年より仏学に御心を写し悟道を弁へ玉ひし故御仁政あつく道を専らとして世をおさめ給ふ諸家中のなひく事誠や草木の風になびくか如しさて高田勇蔵は御側にあつて日夜勤学怠りなく君に忠誠あつく諸人に信をもつて交る誠に寄代名譽なりとかんぜざるはなかりける

至忠加賀光絹第九終

(第十)

至忠加賀光絹第十

- 一 松村一類の者御追放之事
- 并中村円蔵御隠居へ密言之事
- 一 鎌田が娘御隠居へ召さるゝ事
- 并中村江府に於て御放逸を
すゝむる事

至忠加賀光絹第十

松村一類の者御追放之事

并中村円蔵御隠居へ密言之事

勝興寺治備公御治国にいたつて加能越之国共静謐にして騒乱一凶さはてぬ中将重基公は御本国に新に御隠居御殿造立にてしばらく七手の諫を用ひ給ひ酒しよくを遠ざけ学道に心をかたふけ給ひうつ／＼舗おわしましけると也然るに安永元冬治備公御任官遊ばされ中将に昇進し給ひ大聖寺の城主前田遠江守利道卿之御息女を簾中にむかへられ婚義も首尾好相調ひしかば諸士の安堵このうへならず御代長久の寄願を込にける爰に松村が一族はこと／＼く其罪に所せしめ御追放仰付られし其中に四郎兵衛か娘は惣領娘おうた次なん弥五郎末子は女にしてお時親子四人江戸屋舗にて御追放ありおや子の者共も亡父が旧惡先悲を悔むといへども今さらかへらずぜひもなく／＼御屋舗をはなれ定めなき身となりゆきける御兄弟の子どもいづれもすぐれて美女美男にして有けるが惣領むすめおうたは重基公の御目にとまりふかくれんぼし給ふゆへ父四郎兵衛蜜に御前へ差出し御ときぎの役／＼なしけるに中将重基公がおうたがようぎに心をふかくうつされ朝暮御側近く召遣ひたまひたがひにあさからざりし契りをむすび給ふに此たび松村謀惡露頭の上切ふくいたせしゆへ其余類一々御成敗におこなひ給ふによつて前田三左衛門蜜に此事をばうかゞひ知りさま／＼と利かひをときて御諫言を申入終に御前を遠ざけおや子諸共追放のつみに行ひける重基公にもかねて偕老同穴のかたらひを結び給ひしおうたなれども三左衛門が禁言もたしかたく御傍を退け給ふにお歌もふかくわかれをおしみまいらせさまざま恨みくどくといへ共詮方なき次第と成行親子四人御政道におこなはれきのふは玉の台に錦のよそほひけふはよるべさだめぬ身となりてたゞ何事も前世のむくいとおもひあきらめ赤坂辺の知るべの方へ身をしのびなみたにしづみて浮世を送りける重基公にも御隠居遊ばさるゝといへ共かのお方が事のみ思ひくらさせ給ひ袖をしぼらせたまはぬ日とて

もなく今は思ひの種となり無常に心意をしづめ給ひまはしに寄御どひてうつら／＼と日を過させ給ふ御側に所々の諸士長井久遠を始め御詰番の衆中手にあせにぎつておの／＼評義に及びける時に中村円蔵は一件松村が謀悪に一味せしか共反簡の方便より四郎兵衛うとみ寝かへつて彼が事をあらわしその身忠臣の功名を取てすでに本国へ帰入し御隠居付と成此席にありしが長井氏をひそかに一間にまねき申けるは此度御隠居様の御病気の義中々医療さま／＼に尽さるゝとてもさしてしるしもこれ有まじそれがし只今愚案をめぐらし見るに此病根と申は先達て御傍に仕へられし松村が娘お歌殿にふかくちぎりをこめられしに御政道もたしがたく御追放と成行れし故御心残りに思召ての恋わづらひ也是を本腹なさしめんにはまつかく／＼の蜜計をおこなひ候得ばたちまちに御本腹うたがひなしこの義いかゞ候やと長井が耳にさゝやけは久遠彼が申条一々もつともとおもはれ然らば貴殿宜舗取計ひ一刻もはや御本腹なさるゝ様御はたらき然るべしと申ければ円蔵いさいをのみこみてその儀はすこしも御氣遣ひ有べからずそれかし唯今申せし蜜計をもつて早速御全快なさしめ奉るべしとやくしければ長井久遠大によるこびそれより御隠居所の諸士へこと／＼くふれられけるは肥前守様此度御所勞によつてしばらく御前近く出席をとゞまるべきとふれけるよつて諸家中御大切の事と御前をはゞかりて出席をとゞまりぬかくて中村円蔵立身出世をなすは今此時と分別を定め御隠居重基公の御前へ罷出御病中の御勞難もかへりみずひそかに申上度子細御座候得ばしばらく御近習を遠ざけ下さるべしと言上しける重基公は御病中御氣むつかしくおぼしめさるれ共是迄御身のために忠臣と聞へし中村なればもだがたく思召近習の諸士こと／＼くよけさせ給ひていか成事やらん近くよつて物語れと仰に中村にじり寄唯今伺公仕言上仕らんと申せしはまつたく別義にては御座なく御病体の一件也それかし君の御病根をさつし奉るに医术祈禱などにて御本腹有べきとはぞんじ不申まつたく此度の御病氣は慕迷のためと覚ゆる也松村が娘おうたどのに御情をふかくかけさせ給ふといへども一国の政道みだりにてはせいひつの時を失ふ也唇語にても一人たんれいなれば一国乱をおこすとあれば七手の諸將評義の上事一決いたしての計ひなれば君とても此事もだし給はゞかへつて御不道の御名世上へ広くなり御先祖へ対して大御不行跡といふものなりおうた殿義ふつ／＼思ひきり給ひて其余いか様共君の御こゝろにかなひし女中をいくたりなりとも召よせ給ふべし君の御威光をもつてたつね出さんには加能越の三国は申に及ばず日本六十余州の内いづくいづ方にも美女をゑらみ出しおうた殿にまさりし艶ゆう美色の女幾万人も有べし今より御心を入かへさせ給ひておうた殿のかはりに召よせ給ふべし其義におゐてはそれがしよろしくはからひ申べしとこと葉をつくし理をせめて申上けるに重基公げにもとやおぼしけん尤成なんじが異見すでに亡失せし松村が旧悪あらはすと云今また我病苦を助けんと心を尽すの忠臣あつはれ頼母敷と御褒美の御詞を下され此上は唯今申せしごとく万たん其方がはたらきをもつて病氣本腹をなせかしさある時はきばへんじやくにもまさりし医功なり早々事を調へかしと重き御上意に円蔵いさいかしこまり候仰迄もなくはや／＼御こゝろのむすばれをほどかしめまいらせんと弁舌をもつて君をおかし御前をこそはしりそきける

鎌田が娘御隠居へ召るゝ事

并に中村江府において御放逸を勧る事

かくて中村円蔵はしたしき友夫をかたらひ内々町中在々へふれさせけるは此度御隠居様御病氣に付保養のため御側近く美女を召遣はるゝなり是によつて望の者には息女をば御前へ差出すべし御心になひ召遣わるゝにおゐては其身は元来親兄弟にいたる迄御恩知をたまはるあいだいそぎ召連出べしとふれさせしかば町中は申におよばず近郷近在の諸人娘を持たる者は我一と立身をこのまざるはなくして俄に娘を色どりかざらせ内々娘を

つれて罷出ける此時中村御物見御殿の広庭へみなくをよびよせけるに娘を召つれ出たる者幾何万といふ数を知らずさしも広々たる御庭にみちたり重基公は物見よりはるかにあつまりける女原を御覧なさるに何れも我一とかざり立おもひくの当世もやうを着し伽羅の香ふんぶんと四方にみち吉野龍田もおよびかたく見得ける中一きは勝れし娘は金沢の町はづれに鎌田文碩といへる野夫医の娘成しが三十式相をそなへどこに一つも申ぶんもなく誠に貴肥小町にてもおとるまじき風俗なり重基公此女に眼をとどめ給ひてあの女を目通りへ連れ来り候へと仰にしたがひ中村円蔵かの文碩が娘をとどめ置のこりの娘共はみなく帰されけるいつれもかの鎌田が息女の美なるをへん執して不然屋舗を下りける斯て重基公にはかまだがむすめお民を召つれられ別殿へうつらせ給ひそれより酒宴をもやうされうたひさだめきて媚へつらふの諸士はこれにことく荷担せしとなり夫よりかのお民を御てう愛ふかく御心まきれさせ給ふゆへにや御病氣も次第に御本ぶくなさしめ給ひぬ偏に中村が働き也と御加恩を下し置れ円蔵は次第に立身いたしける是より鎌田文碩へ御扶持を当行はれしかば貧苦に心をいためぬる文碩俄に文限の身と成衣服に間をつくし乗物迄こしらへ金沢に我意をふるひしとなり扱御隠居肥前守にはお民に御ちぎりあさからず昼夜御そばに召寄せ給ひ御庭前に四季の粧ひをしつらひ美善をかまへしけつかうなか筆紙につくしがたき事どもなり又お民も君の御なさけをあさからずおもひ大切に仕へ奉りしに次第にまくらの数もかさなりついに御種をばやどし只ならぬ身となりしかば重基公は御心をいためられ諸寺諸山へ申遣し高僧山伏等を日夜に召寄られ安産の祈念やむひまもなくたいそうなりし事共也すでに月満て九月十一日に若君やすくと御たんじやうありしかば御隠居をはじめ諸家中の喜びかまだも大慶身にあまり立身の時ぞ得たりける此由少将治脩公聞し召れ若君御誕生の事喜悦に思しめし早速御使者をもつて若君御誕生のおもむきを祝し奉られけると也かくて御出生の若ぎみの御名をば千代丸殿とぞ申ける中村もおのばいかいのお民の方立身につき次第にりつしんの地がためと也龍の雲を得たるがごとく勢ひ三国にきこへ誰有てかれが詞にしたがわざるはなかりしとか也かくて安永元年の冬少将治脩公中将に任じ給へば七手の諸將をはじめ三国の家士万歳を祝する事ぞ賑はしき次第也此悦ひは一家中の賑ひの種となり加武の往来尤櫛の齒をひくがごとく此おめでたの砌り御隠居には御忍ひにて関東へ御発向のよし相ふれられけるに長井久遠此よしをうけ給はりさま御諫申といへ共御承引なくかへつて御憤をうけ夫より病氣も号して出勤をとどまりしかば今は中村が心の尽に諸事を取おこなひ内々御望のごとく関東へぞ御忍行遊ばされける附随ふ者には中村円蔵岸田大蔵をはじめとして以上上下十哲人不日に江戸表へ参着なされける斯て御下屋舗深川に御とうりうにて終日御遊興に心をうつされしかば中村いよく心に叶ひ弁舌をもつて君に放逸をすゝめ奉りしのびく吉原へいざなひ申せしに御屋舗とは替りまた風流にしていよ御心にかなひ昼夜差別もなくかの所に是をとどめたまひ三浦屋の高木といへるを愛し給ひ日毎の御遊興御納戸方のものいり過分にして無事をとどめたく思へ共當時中将公より仰渡されにて随ぶん御隠居の御心をそむくまじもし不承知の者共にはきびしくとがめを申付るなりと御親子の義愛ふかく満しまして仰渡されきびしければ詮方なく高金をさし上御心のまになし置けると也かくて御逗留の日限数日に及べは中村円蔵御帰国遊はされ候はん也と御すゝめ申せしかど御隠居には三浦やの高木に心をうつされいよく御不承知なれば円蔵とくと思案をめぐらし御身請を遊はされ御国へ召連らるべきむねを言上しけるに万事中村が詞は捨給はざる御隠居さまなれば則身請いたしたき由相だんにおよびぬるに親方三浦はは愛ぞ福徳の三歳目なりと高直に身の代を申けるに賄方面木伴蔵も高金のやうすを聞へんがひいたし度おもへ共御隠居の御心に叶ひし上はぜひにおよはず則高金をもつてかのみうらやの高木を身うけなされける扱々御放埒のほどこそぜひな

けれしかるに万事とゝのひてきんく御入国のおもむきなれば万端御引請をなせし円蔵諸用ありて一石橋まで他行せしにむかふよりあゆみ来る風体心覚への人がらとおもひ次第にあゆみより近づくまゝに面ていを能々見れば松村が次男矢四郎也たがひにふしぎの出会をなしたる事を悦び御隠居の御身の上を物語れば矢四郎も御追放にあひしみぎりよりのうきかなんさまぐと物がたり老母の順死姉おうたの病死ことくく申ければ中村も大にきもをけしししばらくかたへによつて熟談いたすべしと矢四郎を伴ひて知るべの方へぞいそぎける

至忠加賀光絹第十終

(第十一)

至忠加賀光絹第十一

- 一 松村矢四郎円蔵に対面の事
- 并教千代殿御養子と成給ふ事
- 一 高木殿物化難病之事
- 并中村円蔵墓目行事

至忠加賀光絹第十一

松村矢四郎円蔵に対面の事

并教千代殿御養子成給ふ事

中村円蔵其已前松村に属せし者なれ共却つて己が忠節をあらはさん為松村が旧悪を告げて其身弁舌をもつて其罪を免され今安穩にして次第に高録を請て御隠居付にて出頭と用ひられて既に今日松村が次男矢四郎と不思議の対面をとけ互の遺恨も有べきの処円蔵が内心に一もつあつて矢四郎に詞をさげて知音の方へ密に伴ひ松村に向ひ申けるわ最前御老母並に姉子の落命の様子を承りて甚驚き申せしなり元某は貴殿の親父の御取立をもつて御前体宜しく罷成りしに我身の罪を逃れんと存するにはあらね共天の時まさに来つて御親父の罪露顯せんとする某此利をはかつて此方より罪をあらわしせし故松村殿には不慮の切腹皆某ゆへとさそいこんにもおぼされんなれ共此事はたゞ天のなせる災とおぼしめしあきらめ下さるべし貴殿只今御難渋の有様一義あり何卒貴殿の妹おとき殿を養子にくれられまし哉とは是貴殿を阻略に存せざるの一件なりと弁舌を以て頼みけるに矢四郎も浪々の身の難渋に親兄弟に別れをなし何角不自由にくらし折からなれば妹を中村へ遣しなは此身の納りもよからんと心付しかは誠に仰のごとく親共の卒去は皆夫の責る罪也何しに遺恨のさしはさみ申さん又御所望の妹義は差遣し申べしと返答に中村大に満悦し少々懐中の金子をあたへ是にて暫の流浪の難義しかるへし追て帰国の後万端宜しく計らひ申べし又おとき義は後よりむかいの人を遣し申問其旨心得らるべしと矢四郎が隠家をくわしく尋たがい万事を示し合立別れてかへりける斯て重基公御入国の御用意相調ひ三浦屋高木を手生の花となし中村をつれられ不日に本国金沢へ御帰国を遊はされ例の御酒宴御好奇の御能にたへまなく遊興一件に数日を送り玉ひける誠に飛鳥川の渚は瀬となる人心にて鎌田文石か娘お民御隠居の御心になかなひ御寵愛の浅からず既に御男子をもうけ朝夕御体に離れさりし身が此度の御帰国已後高木に御心に移され御寵愛薄やぎしか共貞心のお民なればいさゝか変執の思ひ露ほどもなく若君教千代君を大切にこそ守り居られける然るに中将治脩公には御孝心ふかく毎日く御隠居へ御見舞にて殊の外大切にてもてなし臣下には憐心をつくさせ玉ひ平生五常を捨て玉はず殊御聖君とは此中将の御事

なりされどもいまだ御世継となり玉ふ若君も御出生なく七手の諸将一家中のめん／＼も御血脈のたへなん事を愁ひさま／＼にこゝろをいためけるに中将にははや此取沙汰を聞し召れ心中に急度思慮をめぐらされ七手の諸士へ御内談のうへある日御隠居へ御見舞のせつ密に重基公へ仰有けるは某し事不肖の身と申せとも君の御政徳を請継三国の守将たりされども末世を知べき一子もなし此事を一統になげかわしく存候処に此度御隠居には男子御出生のよし承りしに何卒某か家督として国家を納めたく候へは此方へ玉はるまじきやと伺ひ玉ひしかは御隠居にも御尤に思しめし御近習附々の衆中へも御内談のうへ承知の旨御返答に及はれける治脩公大に悦び玉ひ則教千代君を引取玉ひ七手の諸将式人の老分方へ御評義のうへ江戸表へも通達し一家中へ此趣を相触られしかは諸家中の銘々皆々承引のうへ万歳を祝義を唱へける然るに教千代殿の御母お民のかたは重基公の御心替りしより心を勞し給ひ心能らすくらし玉ひし処此度教千代君御養君となり玉ひしかは少しは心をなくさめ悦びの色を顯わし玉へ共内心にはあいちやくの親心あつてうつ／＼と枕により添日数を送られしかは中村円蔵此胸中を深くさつし密にお民との御部屋へ忍び入私語て申けるははかりなる申事にては候へとも其元さまの比日の御顔色を伺ひ申すに高木殿に君の御慈愛を奪われ玉ふ事を深く憤り玉ふと覺へたり御心底を包ますかたり玉ひなは御胸中を涼しくなし参らせんといつわりなく御申有へしと心腹をさつせし一言にさしもていせつのお民とのなれとも変執の念はれさせは彼か弁舌に落入て御親切之御尋忝し始より皆其元の御引まわしにて斯まで御慈愛を請既に教千代君までもふけしみつからを今は高木殿に見かへられ御寵愛も捨たりしと思へはいやまし執着の念もはれやらす心中のまよひとなりしと胸中残らず語られしかば扱こそ斯あらんとはとくより察つし申せしなり此上は某の計略をもつて高木どの御寵愛遠さけ申へし併是には段々の手だん有事なれば御舎兄文碩とを急々召寄らるへし某とくと御内談の上にて此事を首尾いたし申さんといへばお民のかた大に悦ひいそぎ人をはしらせ鎌田文碩をよみ寄せらるれば文碩はあわたく敷き使い何事やらんと取ものも取あへず御部やへ来りける時に中村先文碩か胸中ををも引見んと火急の御出仕御苦勞の挨拶など事終りそれより事に寄もせになそらへさま／＼とお民との胸中をあかし聞すといへとも鎌田は遠きおもんばかりあつて中々円蔵か詞に同意せず却つて中村か心腹をよそなから物によそへて異見に及へは円蔵も取つくしまななくたゝ壱人うかれふねのことく詮かたもなくてよそ事にいゝなし其場を退出いたしぬ夫より文碩中村か言葉の内悪意をもつてお民とのへさま／＼に利を尽し事をわけて異見に及ひしかはお民のかた一たり□ふくし文碩か意見尤と胸底に納めおもてむき異見を承引のていにもてなし彼密計はしはらくやみけるとなりこれよりしておたみとのほまたいぜんのびやうきさいほつして枕につかれしなり

高木殿物化難病之事

并中村円蔵臺目行ふ事

御隠居重基公には明くれ高木義におほれたまひ昼夜の差別なく酒宴遊興御鷹野等に心をうつされ余念もなき御有様に中村円蔵御心に叶ひ次第に立身のうへ久遠等か退居を是幸ひと万事をおのれか胸中にたゝみ込み御隠居のそり上外聞は忠臣と見せかけ出頭のまゝ館なと結構にしつらひ威を金沢にふるひけるか比日お民とのへ謀悪をすゝめ己か本望を達せんと思ひし処却て文碩か異見にへきゑきして壱通之書翰の認めかたく封して入魂の足輕を招き江戸表松村矢四郎か隠家へ遣しけるに矢四郎中村か密書披見の上妹もろとも彼足輕と同道にて火急に金沢へ参着せしかは足輕此趣き円蔵へ告るに矢四郎を心安き御出入の町家の者を頼み世話いたさせ暫く金沢に借宅いたさせ身を忍はせ妹おときを密かに屋敷へ引込み己が娘として美花に尽させ育けるは謀計の種ならんかし然る処におたみの方は高木に君をねとられ変執止事なく其上中村かすゝめによつて一義をおもひ立

といへともこれ又文碩か忠節のさへによつて空しく時日を送れとも思ひの種病根となつて枕を上る事あたわす次第に重病となりければ御隠居附々の衆中心を尽され御殿医歴々の召寄られ御養生怠慢なく殊に教千代君御実母の事なれば大守よりも大切に思し召れ日毎に家老中を御見舞に遣わされ医師におろかもなく御看病ありといへとも本復の印もなく次第によわらせ給ひしかは教千代君をはしめ附々の衆中も力をうしなひ諸社諸寺へ立願祈禱いたさるゝといへども天運や来りけん其甲斐なく四月廿一日に空しく冥途黄泉に趣き玉へは教千代君は申に及はすみなく泣かなしめ共其甲斐さらにあるへからすとして御菩提所大乘寺へほうむらせ給ひ御隠居にもさすかりんゑの晴やらで涙ながらに念比に仏事を行ひ給ひ夫より追善のためとて文碩に新知三百石当て行はれ其外供養施行を営玉ふなり教千代君も御実母の別れ悲しく思し召れ日毎に御仏参をなし玉ふにこそ殊勝なれ其砌御寵愛の高木はお民の方の落命を供に哀れを催して日毎に大乘寺へ仏参なしけるに一七日詣ふてられし其夜より夢ともなく現ともなく一人の女あらわれ汝いやしき身分として大国の君に御寵愛を請日毎の榮遊身にあまり天の御罪遠かるまはやく其身をかへり見て此処をとふゝに立されとせめかけゝ苦しむると夢ともわかす高木はその身をくるしめられ枕にもふしゑすゆるさせ玉つと逃廻りかけ廻りあゝおそろしやと泣きかけはれうへを下へとあわせおとろき御隠居へ此趣きをうつたふれば重基公大きに驚き給ひいそぎ御城下光蓮院を呼付けられ高木殿の物化の様子をつふさにかたり聞せられ必定変執の者が付まふとおほへたりいそぎ祈念をいたし物化をはやく追しりぞけよとの御上意をなし給ふに光蓮院委細かしこまり某伝の密法を誦し申さば一時に付ものを追のけ申さんとはかに壇上をしつらわせ邪にへいを刻みさまゝの供物を奉備し万香をくゆらせ其身は大だすきにいらたかの珠数を押もみゝ又大力の尊号を高らかに唱丹誠をこらしいのりかけゝ数刻を写して行法をしゆするといへともさらに其験なし以前のこたく狂ひ迷ふ事数度なれば御隠居ふと光蓮院か高慢の祈祷夫よりしるしもなかりしゆへ却而御立腹ましゝ光蓮院追退られ御咎を仰付けられしにはしめの広言にも似ず御前を恐れて閉門なしけると也是によりしていろゝさまゝのしゆつを行ひ給ひしかとも一つとして其げんもなし重基公も御心労のあまり中村円蔵をちかく招き玉ひ次第を逐一に御物語りいかゝすへきやと御尋に中村しはし小首をかたむけ思案をなして申けるは高木殿の病根の義はお民の方の執念のねんといひ又高木とのにもさそや草葉のかけよりも我をねたましうおほされんとの心よわき迷ひより出たるやまひなり是を治するには墓目の法にこしたる事は候まし急き墓目を行ひ給ふへしと御すゝめ申に重基公にも実尤と思召し然らば誰にか此役義を申付んと仰有しに中村答へて誰彼と申さんより身不肖なれ共某に仰付けられ下さるへしと申に重基公御心よけに笑わせ給ひ左あらば其方宜しく計らひ申へしとして御上意なれば中村有かたく御請申夫より一七日のけつさいして墓目の法を行ひける其昔源三位頼政か古実を以て御部屋の殿に向ひ弦音高くよつ引て放しけるに其信音奇瑞広殖や有けん忽ち高木どの物化去失本心の身となり玉ひしかは重基公大に御満悦のあまり中将治備公七手の諸将へと御通達のうへ円蔵に御ほうひとして引手ものあまた玉はり知行千石に増恩なし玉ひ御部や御番頭に仰付けられるを円蔵身にあまり弁舌を以てしばらく御加恩高役之義辞するといへとも御隠居たつて勧め給ふにより御請申せしとなりしらぬ人は中村か武勇誠直をかんしあへりとなり

評曰此一件墓目の事は中村兼て高木の方を関東より同伴の砌りより弁舌を以て入魂のなし事工みにこしらへ置し事なるへし又高木殿物化にくるわされしも一向になき事なれ共円蔵が差図に任せくるひ伏しけるとなり先にお民の方へ佞姦をすゝめ彼か胸中にたくわへし一大事なり

斯て円蔵御部屋御番頭を請とり火急に立身をなし中村万右衛門と改名し外見は実を顕し

内心に私欲悲道の働を懷にし己か屋敷へ金銀をちりばめ結構を尽し矢四郎が妹お時を娘として花美を見させ大切にそたてけるとなり

至忠加賀光絹第十一終

(第十二)

至忠加賀光絹第十二

一 御隠居万右衛門館へ御入來の事

并おときを召よせらるゝ事

一 大守不動山御参籠之事

并高田善藏忠臣働の事

至忠加賀光絹第十二

御隠居万右衛門館へ御入來の事

并にお時を召よせらるゝ事

御隠居重基公には御好道なれば金谷御殿に新たに舞台を作り立させられ折々御能興行ありけるに中村万右衛門も此道に心をよせついへをいとわず近国近郷江人をはしらせ能太夫を召寄せ御目見へ中村御氣に入しを抱へ置或は鳥類を好ませ給へは諸国へ急使を立て色々の鳥を召よせ御庭へはなさせ又は新たに鳥部屋を造立させあらゆる諸鳥を込おき鳥奉行等を拵へ日毎に鳥集め杯と申事をいたし御なくさみに備へける其物入いわん方なく勘定方も筆跡に胸をいためけると也さるによつて万右衛門弥御隠居肥前守殿の御心に叶ひ段々立身を申付られ其身少祿より今高職となりいよく奢増長し自身の屋敷の結構いわん方なく美善を尽し比日新にせんざいを造り築山を拵へ広庭一面につゝじの木を植たり既に比日残らず花咲揃ひ其よそほひ吉野の春桃山の錦をもあさむきて美事なれば式日万右衛門出仕のみきり肥前守殿へ申上ける某頃日築山を新にしつらひ申つゝしを沢山を植させ申候所只今花盛にて甚美事に候へば見苦敷館にて候へ共御なくさみのため御入來被遊へきやと御伺ひ申せは肥前守殿兼て御心になかなひし中村か事なれば然らば明日汝かやしきへ密にいたりて其花を見物すへし其用意いたすへしと仰あれば万右衛門冥加にかなひ有難き仕合也と御受申すぐに屋敷へ立帰り俄に人部をあつめ築山の中へ亭を拵へ御隠居の御入來をそ待居ける斯て翌日になれば肥前守殿御近習少々召連れられ密に中村か屋敷へ御入來ありしかば万右衛門兼而待儲けたる事なればすぐに奥屋敷へともなひ奉りさまゝに饗応仕り夫よりつゝし御一覽あるべき旨申上築山の亭へ御伴申ければ肥前守との一面の赤花御目を驚かし見事也と御賞美遊はされ料紙を乞はせたまひさらゝと短句を書つけ万右衛門に給ひしかは有難く詠め見るに

見ぬ人の為にも折な花つゝし

とあれば中村御秀句なりと誉律なりと申上それより酒肴を取よせしはらく召上させ良時うつころ万右衛門肥前守殿へ申上けるは近比恐多き義には候へとも私娘を御目見へ仰付られ下されなは冥加に相叶ひ有難からんとのへけるに肥前守殿仰には其方末一子も無之由に粗承りしに娘を持しとは只今開始なり是へよひよせ申へし対面のいたしくれんとありければ万右衛門は則ち家來をもつておときを呼よせけるに兼ねて申含めありし事にやおときはすくれたる美女なる上さまゝというとり飾り礼義たたく御前へ罷出けるに御隠居も御対面のうへ御詞を下されかれか艶を暫く心を写し給ひよくゝ面さしを見給ふに先年御寵愛浅からさりし松村か娘おうたに其俣なればなつかしく迷ひ給ひ松村か末子とは夢いさゝか知り給わす明暮忘るゝの隙もなく翌朝万右衛門御礼の為何公せしに何角お

はなしの上又々近々其方か館にて鳥集めをいたすへし日限を定め其用意をなすへしと御上意なれば万右衛門委細畏り何角入用諸色を相調ひ手つがひこしらへ来る十八日に御入遊さるへしと申せは御隠居殊の外よろこばせ給ひけい約の日限を待わび給ひ既に其日にもなりしかは早天より用意をなし給ひ鳥奉行へ其趣を申渡し給ひ中村かやしきへ御入ありしかは万右衛門大に悦び鳥方へ人を遣わし諸鳥を召よせたりける御いと奥に入り給ひ又々お時を召よせられ御酒宴をはじめ給ふ時に肥前守殿一通をさつと認玉ひ万右衛門へ給しかは中村一々読終り委細畏り奉りしと御返答をなし早夜に入しかは御近習を悉くおしかへし今夕御逗留のよし諸士へ申わたしおときを御側ちかく差出しけるに肥前守殿おときをよくく見給ふ程おうたに生うつしなれば執着も晴やらずさまぐ御たわむれと仰られ其夜御逗留にて御寝所へおときを伴ひ給ひ契りを深く込め給ふそ是非もなき次第也中村はおもふ坪に入計略少したがわざれはますく悪逆増長のもととはなりける夫よりしては御隠居折々中村か屋敷へ御入来にてお時にふかく契りをこめたまひすてに御殿へ差上へき上意なれば万右衛門有かたく御受申むすめお時を御前へそいたしける依之高木とのも又寵愛をすてられ給ひきのふの錦も引かへて今はつゞれとなりし心にて世をうとんしあぢきなくそくらされける又万右衛門は娘か影にておもふ俣に金沢を手に入れいやましに屋敷の普請其外酒宴奢り申さんかたなく北加に威をふるひしとやこゝに大沢来次郎といへるは御近習にて小頭をつとめんこれも酒色をこのみ万右衛門と心を合ひ再三かれか屋敷へも入じゆつこん他にこへしかは或時万右衛門彼大沢をまねきたがひに酒宴をなして後諸軍記の嘶合太閤一乱の記蒙をはなしあひ一国をも領せんは武士道に生れて本意なと昔かたりにて数刻をうつし互に胸中をあかし合んといふに中村は大沢より胸中を語らるへしといふに大沢はまた中むらより先かたらるへしとたかひに先をあらそふに中村申けるは枕は手の中へ一字をあらわし一時にあくへしといふに大沢はまた中村夫こそ所望のところなりとそれよりたがひに手のひらへ一時に開らくべし双方一度に手をひらき両方共手のひらに奪ふといふ文字を書つけたるも一度に手をつけて符節の合しをよろこひ懇節なをさらやむ事なし夫よりしては大沢中村水魚の交りをなし折くみつたんに及び加能越の三国を手握らんと企ておこり時々閑談なしけると也しかるに此砌大守治備公近々御参勤なれば夫より以前に大聖寺へ御見舞に御入なされ度よし御評義とりくにて既に今月廿一日大聖寺江の御来段事極りさまく御用意をなされしとかや

大守不動山御参籠の事

并高田勇藏忠臣働の事

此一件を兩人ほのかに伺ひしつて大平をかたふけ奉らん事は此ときとよくく相談の上金沢の町家に身をしのばせし松村矢四郎を密に招き先斯くの次第也いかゞ計らはんやと談合に及ふ松村弥四郎委細を聞て尤成企やそれかし儀は斯卑賤となり下りし身分なれば是くつきやうにして大望を成就せん事吉事今にあり某すかたをいろくとへんじ往來の道すゝみて竹槍又は飛道具を以て大守を失ひ奉らん若見咎られなは切腹仕候所存なり兼て一命を中村氏へ差出せし事なれば少しも御心遣有へからすと手に取るごとく弁舌をもつて申ければ兩人大に喜悅して右手筈にして中将殿を失ひ奉らんと御順行の日限を今や遅しと待受けけるされとも此事いかなるゆゑんにや打やみて御使者にて事相済しゆへちからなく旁心をいためけるに中将治備公には御幼稚より能州に御座あつて仏道に心を深く写し給ひ兼て不動山の不動尊を御信仰にて一度御参詣被成度御望にてありしか此度密に忍ひの御参籠被成たき由被仰出されける然るに此不動山といふは能州二の宮の上にあたつて金沢より十六里に余り大伽藍の地にして天智天皇の勅願によつて養老年中の草創にて五社の権現を勧請なさせいわゆる本地は虚空蔵十一面観音聖観音俱利伽羅

不動大聖不動なり天正年中の兵火にことごとく炎上して空しく草路とならんを前田の先將利家公の再興によつて今顕然たり能登越中の境にして七川七瀬七曲に杓子峠杯とて險阻の場処なれば御近臣さまぐいさめ申といへとも御思召立し事なれば達而御段行なされたきと仰ありし為余義なく此事相定まりし諸士おのゝ出館の用意いたしける既に御披露ありしは此時節こそくつきやうなり計略をもつて討奉らんと各別談によつて松村矢四郎計略をことごとく胸中にして姿をやつし御通りの道筋こかしこと徘徊し大守の御順行伺ひけるに既に廿一日にもなりしかは御供はそれの歴士多くしたかひ参らせぬる中に御配膳方高田勇藏御氣に入し上先達而より父の名をうけつき善藏と相改昼夜怠慢なく忠誠をはけみ相つとめしに此たびの御供に加わへられ有難く御うけ申し兼て登山を望所なれば大悦して伺公いたしける御発足より明天打つゝき難渋の絶所たやすく御登山遊はされ大守も尊前に御通夜遊はされしに善藏も御側に座して居たりしにまどろむともなく現のことく白山大権現あらわれ給ひて大守御危難にあわせ給わんと告させ給へは驚きあわれしか夢はさめて治備公の御側なれば猶更心をいため誠に白山第権現は加賀一國の大山にして一國の惣社なりわれ賤しくも兼て信仰浅からず祈念し奉るに今はからずも御靈夢をかふむかしはすなはち正夢なり何にもせよ心つかひ也と翌朝大守へ此おもむきを密に言上せしに治備公大におとろかせ給ひ不思議なる告夢あたおろそかに思われすいかゝすへきやと御尋ねに善藏傍の諸士をことごとく遠ざけて密に御耳へ申入ければ大守も差こゝろへ給ひ御下山遊はされて二の宮より高田が乗物へ移り給ひ善藏は勿体なくも大守の御乗物に乗移り金沢へとて帰館なし給ふに其夜今浜に御留りのつもりにて道をいそかせ給ふといへとも余程の里数ゆへおもゐの外ひまとり既に今浜へさしゝり給ふ川尻のこなたしげみの松陰に矢四郎は身をしのひしか早夜に入つてもものゝあいろも見へ分らねはこれ幸とよろこびをなし大守の来り給ふを待うけ既に行烈ちかづきて美々しき往來のありさま今こそ本望を達しぬと用意の竹槍をたづさげ大守の乗物へぐつと突込みけるに乗ものの内には高田善藏夜前の御靈夢より心をつくし少しの油断もなく座したるにまつむらか竹槍扱みてと身をかはし穂さきの二三寸手前をしつかとにきり乗ものの戸をけやふり大音あけて旁々御乗ものへろうせきのもの有いそぎ立よりからめらるへしとのゝしりしに松村は南無三宝しそんしたり今はかなわしとすでにかたなに手をかけたる所につきぐの諸士高田か詞に大に驚きみなぐ一度に馳集りかの藪かげより込入ぐ矢四郎をなんの苦もなく生取りたり高田か忠臣によつて忽ち曲者を搦めとり火急に治備公の御供して金沢へ帰国いたしける夫よりして此矢四郎をかたく禁しめ牢へこめおき日毎のがうもんに及ぶといへとも何の白状もなく暫く諸家中騒乱止む事なく上を下へとかへしける然るに前田三左衛門殿父土佐守殿死去のちは土佐守と御改名なされ忠貞をもつて諸家中の公事をきかれけるに政道五常をはづれず忠をかゝ誠になびかぬ草木もなかりしとなり此一時を委しく聞届られ高田善藏へ御褒美を遣されかの曲ものか心底甚いぶかしければ某し内分にて責尋ね白状いたさすへしとて奉行より引とり屋敷へつれかへり縄をゆるし座敷牢へ込め置き情をもつて日毎に尋問るゝに矢四郎も土佐守が仁信に心を奪れ既に白状せんとせしか中村大沢に組せし詞もだしがたくかの兩人の謀悪をおしかくし土佐守に向かひ申けるは某義は先年御咎に預りしまる村四郎兵衛一子同苗矢四郎にて候なり父四郎兵衛存念を達せず空しく切腹仕り候事甚無念に存ひそかに当国へしのひ込み折を得て大望を達せんとそんし御参籠の時節を伺ひ事を行ひ申せしに大忠臣の高田氏に見顕わされ近比無念に候なり此余に白状いたすへき事一つもこれなく候とそ発言いたしける

(第十三)

至忠加賀光絹第十三

目錄

- 一 前田土佐守隱棲之事
- 并中村万右衛門奥女中閑談の事
- 一 肥前守殿高田を懇望之事
- 并に高田善藏中村か企に合体の事

至忠加賀光絹第十三

前田土佐守隱棲之事

并中村万右衛門奥女中閑談之事

前田土佐守殿松村矢四郎か白状之趣一々に聞届られ是松村一人の計らひならず佞奸邪智の者のさし図にして外に発頭人あらん事を推察せしゆへ内分にしてよく／＼其根元をたんだゆるに御隠居の御名の出る事なれば有の俤に奉行がたへ申聞せなは却つて乱の基ひとならんと自分忝人のころにおさめ町奉行方へ使者を以て申送らるゝには先達而高田善藏働を以て生捕し曲者段々詮議いたし候処松村四郎兵衛か一子松村矢四郎と申者なりとの義甚以て心得ざる時宜ゆへ段々詮議いたし候処松村四郎兵衛か一子松村矢四郎と申者なりとの義はなはた以て心得ざる時宜ゆへ段々手を替詮議におよひ候処亡父の仇ゆへ御当君を恨奉るとの申分是以て心得がたく彼が父四郎兵衛御隠居御高恩の者なるに私欲に事寄せ乱せしゆへ罪科に重く処せられべきの処御慈悲を以て切腹にして事相済其子矢四郎なれば共に罪科にも合へき処御情□□の御当君追放にして事を済め玉ひし候大恩それを打忘れるうせき致さんやうなし彼松村か一子矢四郎と名乗共是そといふ証拠なれば□□のやからもはかられす永く禁牢申つけ置くへしとありしかば町奉行いさゝかを承りそれより矢四郎を引取牢舎致させ置しとなり是によつて矢四郎からうせきは乱心のさた一国に満て中村大沢か佞悪はかくれ高田善藏か忠節と隠れなく暫く静謐とはなりぬ是皆土佐守か仁政より出て事穩便なりしは誠に名譽勇智の臣なりとほめぬ人こそなかりける斯て中将治備公七月江戸御発向に高田善藏を御供仰付られしに善藏も矢四郎からうせき是耆人か胸中より出るの業にあらず必定御家中に於て此席にならふのやからもあらんと推察せしゆへ朝夕君の御側を離れず御飯等にも心を付守護專一にいたしけるに此度関東迄付添ひ奉りて忠勤をはげみけるとなりしかるに御隠居肥前守殿は中村万右衛門か娘分おとき殿に深くちぎりをこめさせたまひて朝夕酒乱に心を寄せ政事をわすれ玉ふに浅間敷かりし事どもなりおときどのは御隠居の御情あつく終に懷妊の身となり月満時来りて若君をやす／＼と平産なしけるとなり是によつて万右衛門は若君の祖父様と用ひられいよく／＼高慢のひれたかく我意を諸家中にふるひけるかある時大沢を招き酒宴の催し事終りて後ひそかに申けるも我他事の望みは一国をせうあくせんとの処存也然におときに若君誕生ありし上はいよく／＼我存念を達するの時いたりこれよりは当殿を失ひ奉り其上教千代とのも失ひなは差詰おときか腹に出産のありし若殿こそ加能越三国の太守なりさある時は某後見となり心の俤に政事を行ひつゝに我望を達すへし其時は貴殿も供／＼高知に処すべし其心得にて一働きいたし呉らるへしと申けるは大沢打うなつき仰のことく眼前の幸ひと申は若君御出産なり然るに当殿を失わんには高田善藏といふ近臣あつて事むつかしそのうへ治備公御部屋に先比より御懷妊のよし承り及ひたり安産あらは其子もし女子ならは其とをり万一男子のときはこれも失ひ奉らんは事成就なるましと義しければ中むらそれこそ手便ありと大沢か耳にさゝやきければ実尤なりと手を打て大きに喜悅し

別れけるとなりそれより中村は奥女中両三人へ高金をあたへ随分ととり入置き折／＼酒宴のもよふし深く入魂し高殿奥女中三人を伴ひ行密談に及ひしとなり然るに日数立ておへやにやす／＼と御平産あり若殿御誕生有しを右の奥女中達姫君御出生のよし御披露にて則御部屋御番頭なれば万右衛門かたへ使を立られける今日姫君御誕生是ありしと文通にしたゝめ送りしを中村請取て書簡を七手御老中年寄かたへ披露に及ひしかは御家中へ姫君御出生のよし触られけるとなり是みな中村か亡愚より出て一国騒乱の基とはなりぬ中村大沢日毎に閑談怠慢なく或とき御隠居別殿におゐて御酒宴の場に肥前守殿へ申上けるも此度君御遊興にさま／＼御所望の品ありと申せとも当殿の御指図によつて納戸かたよりさまたけ申ゆへ諸事御心を任せざる事多し是みな肉身御同体ならざる殿ゆへ斯御計らひあるへし此上は当殿を失ひ奉りはやく教千代君の御世となし某後見仕りなは御心に任せざる事一つも是あるまじはやく此義思し立遊はされとすゝめに御隠居には兼て大沢中村かざんけんによつて治備公と御心をへたてらるゝのうへなれば兎角の御沙汰もなく宜しく計らひ申へしと御上意下りしかは両人大に満悦し此上は中将を失ひ奉るにはとかく事をさまたげる高田善蔵なれば明夏御入国後善蔵を御所望遊はされ御側へ召置るへしと言上に肥前守殿も打うなつかせ給ひ手たん一決して大守御入国の時節を待請られける時にこのころ南都金春八三郎門弟磯木仙太夫といふもの金沢に滞留して名譽の聞へ有ければ肥前守殿此よしを聞召れ御目見へを仰付られ御心にかなひしゆへ則御召かゝへられ式百石下し置れ金谷へ御殿に能舞台結構再修し玉ひ日毎の御能催しにて近郷近在より見物をゆるされ御曲輪の内農民の往来となし給ひ夜陰は御部屋へ入らせられ酒宴遊興のたのしみ中村大沢をはしめ御附々の諸士是をいさめ奉るものは耆人もなく共々にとり狂ふて非道のふるまひをすゝめ奉りしに納戸方の物入月々に相増諸勘定の不算用御内証の御不勝手となり御領内百姓等へ御能入用割銀なとゝて月々にかけれられ言語同断の支義これみな中村耆人か胸中より出て一国のこんきうなさしめけるこそ誠に耆人愚もうにして一国愚もうとは此事なり

此間御隠居の御坊埒中村か差図によつて諸家中のこんきう農家の難渋さま／＼とこれ有といへとも事しけきかゆへ爰に略す

肥前守殿高田を懇望之事

并高田善蔵中村か企に合体の事

既に光陰推移り安永亥の秋中将治備公柳宮の御暇事首尾能閑東を御発足にて本国金沢へ程なく御参着遊はし御沢才明智の殿なれば御孝道をかゝせ給ふ事なく早速御隠居御殿へ参行まし／＼肥前守殿御平全の有様を架し奉り久遠の積悟良数刻に及びぬ斯て御隠居よりも御饗応の御菓子などいてゝしはらく御咄のうへ御口出なし玉ひこれよりして日毎の御見舞孝貞の有様にて誠に有難き大守なり斯て中将御入国の後は中村日々群集談し御隠居に参行止事なく兼て申上置し計談をすゝめにける是によつて御隠居より園面八郎左衛門を使者として大守方へ申遣わされけるは其御え側に召遣わるゝ高田善蔵と申もの忠厚貞節の者なるよし兼て受けた承り及び候ひしゆへ何卒我側に召つかい度存るなりかゝる名譽忠節の者他に希なるは達て懇望いたすなりと仰遣わされしかは治備公委細を聞付られ追々此方より御返答いたすへしと使者はかへし給ひ夫より七手諸將を呼寄御隠居の仰遣わされし趣をもつて御相談遊はされ有無の返答をいたすものなくたゝ君の御心にまかせらるへきとの事なればさつそく高田善蔵を呼寄此趣きを義し給ふに善蔵申けるは是は奸計の輩が計らひにて某を君の側を遠ざけんとの計略なるへし又それかしを御隠居へ遣わされざる時は君の御不孝にあたり某彼方へ参る時は君の御身の上いかんとも計ひかた

しされとも御孝心の為なれば某を御隠居へつかわさるへし其上にて君は朝夕御心つけられ食事等にも御油断遊はさるまじきなりかへすくも御隠居へ御請提のみきりと別して御油だん遊はさるましと善蔵か評に中将御使者を立られ御所望の高田善蔵召つかわすべき旨御返答ありしかは則速として園面をつかわされ高田善蔵同道にて金谷御てんへ参行に及びぬ大沢来四郎か引合にて御隠居へ御目見へ相済相変らす御配膳役を仰付らしを高田善蔵は有難く御請申上誠に深き測に望かこと思ひをなし役義私なく相勤けるを中村万右衛門は奸義を以て首尾よく高田善蔵を大守の御側を遠さけし上は我本願ちかきありと笑みをふくみ此上は善蔵を同意いたせんと忠臣の顕れたる善蔵を佞肝の席へ引入れんと大丈武の奇惡内談止事なくおりく高田か宅へも出入し弁舌をもつて懇道を尽しなにとそ同意いたせんとさまく工夫なし有とき書通をもつて高田かたへ言おくりけるは明後日私宅におゐて紅葉の宴興行いたし候ゆへ御隠居にも密に御光来なれば貴殿にも御苦労ながら御配膳の事とも何角御取持にも預りたく候へは早天より御入来くだされしはくかたしけなからんと言送りしかば善蔵書簡をひらき良しはらく思案をいたし委細承知の旨を返答し直様前田土佐守か屋敷へ立こへ対面を乞て奥座敷へ入り土佐守と内談数刻にしてかへられけるとなり

此内談如何成る筋を義せられしものやらん誰有て知るものなかりしかや

御隠居肥前守殿中村か館へ御入にて紅葉のゑんと号し同意の諸士ことく群集し高田善蔵も中村か請提もたしかたく出席に及びおのく珍美酒にて数盃をかたむけ既に乱座となりて我もく諸芸のたしなみを出し一奥義を催し酒宴数刻に及び時に万右衛門大沢に目くはせして高田に向ひ申けるは今日貴殿を御迎申せし事全く紅葉の宴のみにあらず肥前守様より御頼み遊はされたき一義有承知いたさるへき也又異変せらるゝやらん先有無返答を聞さるへしと居たけ高になりやといわゝ打はたさんす其勢ひ高田少しも億する色なくこは改りたる御ことはを聞ものかな一旦君に属せし上はたとへいか体の義を仰らるゝとても異変仕らざるが臣下の役今さらあらためらるゝに及はさる事ともそれともうたかわしく思さるゝならは伊勢両宮熊野三社の御罪を請て即死仕る法もあるべしとすると返答に中村は仕済したりとおもてをやわらけ此たひ御隠居より御頼みの一義別義にあらず兼而当大守をふかく意恨に思し召し失ひ奉つて早々教千をないくかたらひ申さん事いかゞと義しければ高田善蔵承りなるほと尤成御手段なり右毒藥調合の義は兼て某石田周才等に入魂にいたしまかりあり候へは御役義を某に仰付られ下されかし御奉公はしめ首尾よくじやうじゆなさしめ奉らんもし石田周才同意いたさるるにおいては即座に打果し申へしました承引の時は密に貴殿か屋かたへなり共呼入相談すへし誠に謀計は密なるがよしと申せばたゞ何事もおんみつにいたさるへき事肝要なりしはらく談して先周才が胸中を引見んと契約をかためたいしゆついたしけるとなり

至忠加賀光絹第十三

(第十四)

至忠加賀光絹第十四

目録

- 一 石田周才毒藥調合之事
- 一 并高田善蔵自閉門之事
- 一 高田善蔵御前にて不調法之事
- 一 并高田渡辺白山へ和歌奉納之事

至忠加賀光緒第十四

石田周才毒藥調合之事

并に高田善藏自閉門之事

高田善藏計らすも中村か館へ呼入れ思慮あつて佞姦に組し石田周才方へはせつき案内を乞て奥に通じ則周才に對面の上密に中村か奸計の様子を具に物語りける時に石田周才等実厚極の人なれば高田か物語を聞て大に怒つて申けるは貴殿未若輩なりといへとも家中におゐて誰ならふ者もなき忠誠の勇武と思ひ今迄入魂の尽し罷有りしに只今此物語りを承つて驚入たる人非人と存る也發明なりと見ゆれともさすかは若輩武士わか身の欲心に眼くれ主君の高恩を打忘れ大惡に組する事言語に尽しがたく見果てたる業也とのくしりければ善藏しはらく差うつむき今にはしめぬ貴公の誠忠申へき様もなき頼母敷有様也我数代高恩の受奉りし御主君に仇になる奸計に加わり申べき様なし是には段々の子細有之義也未細の事は一問に入つて語り申へしと兩人打つれ言て隱恩のまへ入り密談数刻に及んで周才も心を晴らし互に打とけ兩人笑をふくみ高田は屋敷へかへりける斯て中村万右衛門は屋敷へかへりける斯て中村万右衛門は屋敷へかへりける斯て中村万右衛門はおもひの外心安く善藏を手に入れ此上は最早心魂にさわる黒雲なしと夫より度々計談におよひ善藏も呼寄せ石田方の一義如何ゝいたされしや首尾なりしかと尋に善藏答て此間石田方へ両三立入さまゝと物によそへ事にたとへて計略の支義かたり若仕負するものならは貴殿へ知行を望に任すへしと弁口を光し申せしに兼て政篤真実の周才とおもひしにたちまち高知の事に眼くれ既に荷担いたさんとかれか口より申せしかとも若又われをたはかつて始末の計略をとひ落さんとの手段も計られずとそんし猶も実否を述し其上にて御返答仕らんと遅滞に及し也と申に中村いよゝゝ笑の眉を開き左あらは此上は石田を呼よせ私宅におゐて心中を責め問ひ其上事を計らんと早速に石田方へ人をはしらするに周才は取ものもとありあへす息を切て馳せ来れば中村大に喜悅し奥座敷へ伴ひ大沢高田中村と三人にて周才を追取まき御隠居の御存念のおもむき我々が方便の様子を物語り夫に付毒藥調合せらるへしと詞をそろへ返答あしくは打放さんず勢ひにてこひぐちつろげのゝしりける石田は頭を畳にすり付先だつて善藏殿より具に御内意をうけ玉り御同意いたし罷有也右仰付らるゝ毒藥之義は館中へ写し候へはたとへ色早あらわれざるちん毒といへとも食事のゆけにむされてたちまち色を変ずる也それかし急度思ひ付しは麦飯をこしらへその碗中へちんどくを写しなは色黄あらわるゝ事なくつきやうの手段ならんと言しに人々は共に悦ひしからは早速調合いたし差上られよとあれば石田委細にきゝとゞけ夫より別業の他へ立入太守を失ひ奉る毒藥を調合し中村か手へ渡しける万右衛門不浅悦喜して早速御隠居の御前へ罷出右之趣つぶさに申上石田が同意によつて毒藥を相調へし条物語れば殊の外御よろこひましゝゝ夫より使を以て太守へ申入れらるゝ明後日粗菜之事たれとも麦飯進上申度候間御入来願所也と文通を認差上らるゝ太守より有難く明後日参向仕候の旨御返答あれば中村を始め一味の諸士も勇をなし手筈をそろへ料理方矢木左兵衛申ふくめ今やおそしと待うける斯くて太守治備公御隠居よりの御奉書到来の上辞するに言葉なく御差図の日に限に御隠居館へ御入被成ける依之配膳方高田善藏をはしめ皆々取々御饗応之役人相勤けるに御酒宴半におよぶ比万右衛門は矢木左兵衛へ右の毒藥を一包自分見分の上麦飯の中へちんどく写し御膳にもり上取次へ差出しける配膳方高田御給仕をいたし太守へ差上奉る御隠居も御しやうばんにて既に御飯を召上るゝ中村も御挨拶に伺公いたし今こそ本望たつしたりぬと胸中笑を開らき退散及ふされとも太守は何のさゝわりもなく御帰館遊はされ日数重るといへともちんどくのしるしも顕れず御安体にてましませばおのゝ案に相違して中村か屋敷へ寄集り評義まちゝにて正しく石田周才われゝをたばかりし物ならん火急に呼つけ詮義の上うむによつて打果し申べしと事一決して使者を石田か方へ遣し只

今召上らるへしと申送られし処石田方より返答には主じ周才昨夜より他行仕り只今におゐて帰り不候さま／＼詮義仕り候といへとも在家明白ならざるゆへ今日御奉行所へ相達し置候と有しかは中村をはしめ人々ひたひにしはをよせ正しく我々をたばかりしに違なく後難のほどを恐れて出奔いたせし者なるへしと評定一決して内々周才の有り家を尋ねけると也高田善蔵中村方へ飛札を送り初め某し広言を申せし程にもなく共々石田氏と計略にのせらし事心外に存る上御隠居の御前をはじめ貴公様へ申訳もこれなくゆへ御暇の義願上候ゆへ万端宜しく御取成を以てつゝかなく御隙被下なは有難からんと申遣し門戸を閉て引籠り居たりける依之中村万右衛門高田か書簡を以て御隠居へ罷出大沢来次郎諸共評義に及ひしに正しく高田か胸中は計られね共是まで実誠を以て御同意仕り誓言の上までもいたせし事なれば更／＼異変も有まじ誠異変あるにもせよ此俟に暇をしなは却て身分の大事をもたさん事うたがひ有ましかば是胸中の程もはかられねばやはりつゝななく出勤いたすべき旨仰渡され然るべしと言上に御隠居も尤に思し召則大沢来次郎を使者として高田か屋しきへ遣はされ其方におの／＼異変の心これなき事なればとがむべき道理なし是までのことく相かわらす出仕致へしと御上意なれば高田有かたき旨を述へて使者をかへし衣服を改め出仕し身の面晴を申上相かわらす配膳役義勤めけるとなり

此一件高田善蔵か差図によつて石田周才姿を隠せし事皆前田土佐守か胸中より出て遠きおもんばかり也

高田善蔵御前にて不調法之事

并高田渡辺白山へ和歌奉納之事

こゝに高嶋立悦といへる医師あり其根元は石津三碩か同門にして伝達ならびなき名譽といへとも其身不行跡にて同門のよしみを離され金沢よりの在道に閑居して無法私俣のくらしをなし高慢の鼻高く広言を□として世を過しけると也然るに大沢来次郎は兼て野々市銀杏のもとに竹馬の友あつて閑暇の砌は立越夜と共酒宴を催しける其折節彼立悦此所へ立入て友々に酒盛をなし互にさし合くらず浮世嚟に入魂を求め夫より親しみ深く大沢が館へも折々見舞けるに来次郎高嶋か魂性を見込折々物によそへ事に触れて彼か胸中を引見るに同心の体なれはいよ／＼賞美し或日酒宴の催し立悦を招き密に謀計の次第を語るに高嶋手を打て悦て斯ゝる異事こそ某か望所也それかし数年書籍の中より撰出せし至毒の法あり此業法を調合し御茶にそゝき奉らは立所に御一命をたゝん事うたかひなしと手にとることく語りしかは大沢は満足をなしいそぎ中村に此よしを告ければ万右衛門大に悦ひ急ぎ高嶋を招きかの毒薬を乞けるに立悦何より以て心安き事なりいさ調合なしに進ぜんと早速合集して中村にわたしければ万右衛門今は我出頭の時来也といそぎ高田を呼寄せ右之趣を語れば善蔵委細を聞て心中に驚けとも面を笑をふくみて満悦のていをなし此度前段の不調法を申訳の為某に御給仕の義仰付られくださるへしとひたすらに所望しけるに中村大沢も同意して手前をこしらへ大守御入来の時刻を待うけしかとも終に其年はむなしく光陰をおくり明る安永亥の春とはなりぬ斯て御隠居御殿へ御祝詞の為参向なし給ふよし承り万右衛門今度こそ本望を達せんと一々手配りを備へ御入来の時刻を待請しに大守には御年頭の事なれば村井大学を召連られ美々敷供廻りを飾り立御定日六日に参向まし／＼御隠居御対面之上互に年甫之嘉義を祝し申熨斗昆布嶋台の寿御挨拶事終り当大守の事なれば上座に勧ませ給ひしはらく御休息遊はさるゝ時御隠居の御挨拶として薄茶召上へき旨仰付られしかは畏り奉つて則御配膳役高田善蔵兼て中村と示し合せし毒薬を写せし御茶を受取台に乗せ既に大守の目通りへすゝまんとせし時高田あやまつて自分の袴の裾を踏み向へどうど倒れければ御茶は四方へ散乱して御前集りたる諸士大に驚き立寄て善蔵をかゝへ次の間へ退散いたさせける御隠居□御立腹にて善蔵か役義粗略によつて不調法の段急度曲事申付へし配膳方新に御茶を用意致へし召上られよと仰に大

守御不興の体にて所望に無之段仰られ御挨拶そこゝにて其座を立せ給へは村井大学御隠居にむかひ只今高田氏不調法は計らざる事なれば必ず期して御咎めを仰付らるまし大守へは某よろしく申上奉らん偏に今日の嘉義に面じらるべしと言上を遂げ大守にしたかひ御本城へ帰りけると也依之御隠居肥前守殿にも十が九つ仕負せたる手段高田か粗相より空しく其本意を達せずと御憤りつよく早速閉門申渡し治備公へ御断之使者を立られにけるとなりよつて再び高田を召かへさる旨使者をもつて治備公より御挨拶ありしかは一堂評義し上大守の御上意もたしかたく則翌日善蔵を召かへされ以前のこく役義仰わたされにける中村をはしめ大沢矢木生駒等の諸士も今日大願成就の時なりと悦びをなせし甲斐もなくおのゝ暫く気をおとしけると也

是皆高田か忠臣によつておのれか一命を投出し態といたせし粗相なり然らば此閉門のとき切腹にもなすへきの所其尽に存命せしは猶大守の御運命をおもひやりおしからず思ひし命を延はりけると也

高田御宥免の上ははらから所なく出勤をなし中村等へ実体を尽し誤りをのべ再び大守を失ひ奉る評義の列に加わりける斯て齋宮弥平太太守治備公より御代参として白山大権現へ参向然の由なれば高田か密に此事を聞つけ兼而竹馬の友とせし齋宮事なれば夜陰かれが屋敷へ忍び行貴殿明日より大守御代参として白山御参籠のよし未雪を含し比なれば御苦勞千万の義也夫に付某しもかねて心かけし一首を御奉納いたし度存する間近比御面倒なから社頭へ御納め下さらは所なく存する也と余義なく申ければ齋宮弥平太何より以て心安き事なり然し和歌御奉納とは頼母敷義なり某も不_レ及一句奉らんと認め置し間御覧被下へしと差出すを高田おしいたゝきて是をひらき見るに

年の坂のぼれど春の頭れて

雪を花かとまがふしら山

と書しかは高田手を打て大に悦び貴殿の行末たのもしき一句也某奉納の一首はこれにそごせりぬらす披見下さるまじと封印して渡しけるを弥平太達而所望しかの一封をひらき見るに

白山の雪の下草下もへの思ひの

すゑを神やまもらむ

とありしかは齋宮も高田か胸中に一物ある事をさとりて唯誉しはかりにてなんの挨拶もなく巻納め互に暇乞して立別れぬ夫より齋宮は白山へ登山してかの二首を奉納なしけると誠に高田か一首は後にて思ひ合されて哀れ成し事共也かくて正月十五日は左義長の御儀式有つてのち太守金谷御殿へ御入来のよしなれば此日こそ謀計を行ふ最上日なりと又もや一味寄集の計談をなし以前のこく御茶に毒を写し差上奉らん先に高田は粗略の落度あれば渡辺金兵衛を配膳かたと定め手配りをそろへ時日達しと待もふけしに既に十五日になれば大守治備公御隠居へ御入あつて御孝道厚く御挨拶事終り後着座ましゝぬれは渡辺差心得御茶を差上奉るに治備公御手に取あけ既に口に添んと仕給ひし時高田善蔵末席に座したりけるか此体を見て大守のかたにむかひ面体をかへ眼をくわつと見披らき大守をはたと白眼しかは大守も扱はと御心つかせ給ひ取上給ひし茶碗を其尽に座敷にのこし暫く物語りあつて御隠居へ暇乞の御挨拶あつて本城へ帰館なし給ふ是偏に高田か忠臣仏神納受ましませしかば早くも太守心つかせ給ひ御茶を召上られさりしは正しく高田か誠忠といひ御利運の広大なる事況前段に書せしにあまれり

至忠加賀光絹第十四終

(第十五)

至忠加賀光絹第十五

一 高田善蔵大沢より蜜計を聞事

并に高田母妹江暇乞盃之事

一 金谷御殿騒動之事

并高田善蔵武田へ御預之事

至忠加賀光絹第十五

高田善蔵大沢より蜜計を聞事

并に高田母妹江暇乞盃の事

されは中村万右衛門は太守御種の若君を隠し置治備公を失しなひ奉りて教千代君の御代となしおのれが威を三国にふるはんといろ／＼さま／＼と心を尽し大沢来次郎矢木高田等の輩をかたんさしめ謀計方便をもつて太守をうしなひ奉らんとすれ共君の御運命つくまは高田等がさまたげを以て本懷を達せず無念止事を得ずまた／＼己が屋敷へ呼寄此うへは如何して太守失なひ奉らんやと評議さま／＼也けるに大沢舌耕ふるはし申けるは当四月つゝじ山花盛のみぎり両御所を当館へ請招仕其上におゐて石田蜜術の毒法をもつて失なひ申さん事如何なりやと義しけるに皆／＼此義尤と同じ此趣を御隠居へ訴訟なしけるに則御承知によつて太守へも内々此よしを申送られしなりしかるに二月八日金谷御殿におゐて御能興行これ有り治備公を御請招の由相ふれる是によつて能師磯木仙太夫をはじめみな／＼役がらの諸士いづれも御定日の御用意をなしにける時に前日二月七日の夕方中村が屋舗へ大沢をはじめ皆々相集りしにいかゞなる故にや高田善蔵をよけておの／＼数刻評定におよびしとなり高田善蔵はほのかに此よしを聞つたへ今日いづれも中村が館へ会合のこと近比もつて心得ず其うへそれがしを召よせざる事いぶかしき次第也殊に明日の御能に太守御入来なれば猶さら一大事とおぼゆると心中を晴やらず蜜にやしきを立出て中村がやしきの辺に行てかた／＼の様子を伺ふにはや事終いかゞしてぞ此企の様子をきかんと取つおゐつの思案をなし中村が屋舗へ立のらんとせしが又分別を仕替大沢が屋舗へ立入り案内を乞て座敷に通り来次郎に對面して申けるは只今他所にて承れば今日中村殿の屋舗にて各会合なされしよしほのかに承りたり兼ねて方々と一味同心せし某をはぶきくわいがういたされし事甚もつて其意得がたく候大切なる御企にて若やそれがし他言にても致さんかなどとの御うたがひによつて除られし者ならんそれがしはじめに金打仕り御同心いたせしを今更他へ蜜事をもらしもすべきものと御うたがひを請し事近ごろ口おしき次第也願くは我にも蜜計をかたり手筈の役義もあらば仰付られ下されなば有難からんとなみだをながしいろ／＼と侘びしかば大沢も利に服ししばらく詞もなかりしが良あつて成程貴殿の御うらみ尤也それがしにおゐて其元をうたがひ申所存は少しもこれなく候へば中むら氏には兼てより貴殿の事はるぜん治備公へ仕へられし身ぶんなれは若や裏切もいたされんかと思ひ過して斯遠ざけられしなりそれがし貴殿の心底きふくの上今さらうたがふべき子細やあらん今は方便つゝまず語り申聞すべし夫にて貴殿の野心に思わぬ証拠なりと当りに心をつけさゝやいて語りけるは明日の企と申は太守を御迎へ申御能番組を追々御所望のよしにて金谷にて夜をふかし御隠居よりの御馳走とがうして供人にいたる迄酒を勧め夜陰御帰館のみちをさへぎりはるか脇より鉄炮にてうち奉らん方便なり其むね相心得てとも／＼に御加勢なさるべしいづれも同意にて内々用意にひまも是なし最はや教千代君の御代とならん事この一件にありとつぶさに物語る詞の中よりも高田胸中を苦しめ是迄はそれがしいろ／＼と手をかへ品をかゑ謀計のさまたげをなせしにもはや御運命も明日にせまりぬちかごろ口おしき次第なりと齒がみをなしつるが猶かたきとられじと面をやわらげ悦笑して近ごろ心よき方便なりそれがしも其人部に加へらるゝ様に御推挙下さるべし尤某義は配ぜん方の義なれば明朝卯の刻

より出席仕れば今晚ははやく／＼相休申べし明朝内分にて蜜に手くばりの義を御知らせ頼の余義なくのべて大沢かやしきを立出私宅にかへる道すがらも此一凶をさまたぐる事あたわず此俣うちすて置なば大守の御身のうへあやふし又七手の衆將へ此よし訴へなば家中動乱のもとひととなつて争怒止事あるまじそのうへ御隠居の御名を出さば御隠居へ対して不忠なり所詮張本たる万右衛門を打果すより他事なしと心魂一決して私宅へかへり能く／＼思へは中村を果す時は元より我一命も共にきへ行身なるものを老母は知り給はさるかとおもへば胸になみだのせぐり来てことばをいでねば母妹に嘶もなく明日の御能の役義にて早天より出勤いたすゆへ今晚ははやく相休み申べしとてそこ／＼に挨拶してねまへ入まくらによりても目を合す元より君ゆへ死する命さ／＼惜しむにあらねども一人の母に先立不孝といひ妹もさぞかしなげくらん誠に命にかけがへも有ならば君へは死して忠義と立母へは生て養育の御厚恩を送り申べきにと瀧津瀬のなみだにむせび寝間にもあられず立出れば母妹はおどろきいかゞなるゆへにおきられしと尋に善蔵今宵いかゞ成ゆへにや寝心悪く目も合ひ申さざる也若有合候酒にても御座候はゞ少々所望に□まゝとあれば母は平生酒を好ざる善蔵殊にたま／＼の事なれば心安き事なり用意して吞すべしとて妹下女に申付けるよつて酒肴を取そろへ妹持参して善蔵にすゝむるに善蔵盃なん／＼と引うけ心よげにのみほし扱結構なる御酒なり母人にも一つ召上らるべし甚だの銘酒也是はなにといふ酒なるやと妹に尋けるにいと是は詞いぶかしく思へども尋に応じて是は名酒にてはなし只並酒也といふ善蔵合点せずいや／＼左にあらす口中へ入て甚心よし母人にも是非召あげらるべしと達て勧むにはゞも詮方なく取上て吞れし盃を善蔵頭戴して又妹へさし互にしほし酒宴を取結ふ心のうちは是今生の暇乞のさかづきと思へども面へは頭らはさず何角物事になぞらへて妹へ親孝行なすべきのおしへをよそながら語りて母親へわかれの詞をいたしぬればはゞ妹もつゆしらず別れて皆々ふしにけるされ共善蔵は母への名残りを忘れやらす母妹がねいきをかんがへ蜜に趣立て兼て秘蔵せし掛地の裏へさら／＼と一首の書置を残し床の間へかけ置ける後に屋舗立退きし砌りこの掛地のうらを見しに

思ひ立死出の山路はいとはねど

母その森の露ぞかなしき

と書しるし残せしを親子は善蔵か形身と思ひいと涙の種とはなりぬ

金谷御殿騒動之事

并高田善蔵武田へ御預けの事

斯て高田善蔵は一期の安否明朝にありと心魂に覚悟を極しかは目も合ずして明れば二月八日の早天より起立て妹に言付仕の支度いたさせ自身たんすにかゝり白むく一衣取出し既に着せんとするに母妹はいぶかしく今日は御目出度の御能なるにいかなるゆゑんに白むく着せらるゝやと尋ねに善蔵返答に当惑しがやゝあつて今日の御能の義は御隠居様より大守を御請招の義にて甚大切な事なりすべて最上の義式には白むくを着するが古格なり夫故に本式をかゝさず着いたし出勤仕るなりと心の内には無常を思へども面は喜悦の相を顕はし白むくを着し上着には御拝領の光絹をかさね上下立派にかざり立いつものごとく挨拶して立出んとするに母は宵よりのことばのはしといひ今朝のしだら心にかゝりしかば氣をつけて随分凶事なく首尾能役義を相つとめ帰宅せらるべしと常にかわりし挨拶に善蔵も扱はいわねとむしが知らせしかと思へはいとゞせきくるなみだおしぬぐひ妹にむかいずいぶんはゞへ氣をつけよといゝ付て立いで出ながら是ぞ一期の別れとおもへば踏出す足もむかうへすゝまず思わず後へ立戻り懷中の石筆とり出し白紙にさら／＼と

かり染に置しら露に消かへる

草葉の影に月や待らん

と書ちらし妹に渡しおきそいろなみだをおしぬぐひ屋舗をこそは出ける斯て心は残れども思ひ切て金谷御殿へ立出ればは御能の用意をなしおのゝ座例をさだめ大守の御入来を今や遅しと待受ける高田善蔵は御隠居の御ぜんへ罷出御祝義を申上引退くしばらく思案をなし何おもひけん石原林之丞を以て中村万右衛門方へ送りけるは只今火急に御目にかゝり御内談申入度事有之候へは千鳥の御廊下まで御出席下されかしと申遣し其身は千鳥の廊下へ立いで鯉口くつろげ中村が来るを時刻おそしと待儲ふける時に中村万右衛門は石原が知らせによつて火急の用事とは心得ずと何角をさし置千鳥の廊下へ趣しに待もふけたりたかだ夫と見るより出向ひ先刻より御出のほど待兼しといふに中村火急の内談とは心遣ひなり何用なるぞとたづねに善蔵鯉口くつろげ先刻より待兼しは用事といふは真斯の次第なりと抜はなして切り付けばさしもの万右衛門思ひもよらざる事なれば氣おくれしてこはけうじ也ひきやう至極何意趣あつて斯は計らふ子細いかにとのゝしりながら逃んとするを意恨はなんじが胸中にあらんひきやうせずといで立合ふて勝負をせよとたゝみかけゝ切込しに片はき四五寸打きられにげんとすれども足よろめきひるむ所をたゝみかけゝ切ふせんとするを次の間に控へし人持組納戸方戸田与市兵衛此体を見て大におどろきかけよつて善蔵をいだし留いかなる子細ぞ先せかるゝなとおしなだめ大音にて御廊下におゐて口論ありいづれも出あひたまへとのゝしり呼はりけるにぞ次の間に詰合せし諸士大きに驚きみなわれ一に金谷御殿へはせ集り此騒動を聞付て諸家中山をなし子細わからねば諸家中大にさはぎけるが何分委細わからねば万右衛門を介抱し与市兵衛は善蔵が一腰を預り双方論実をとふ所にはや七手の諸將おゐゝにはせ集り中にも本田安房守横山求馬は御用番の事なれば双方口論との事なるゆへ先高田善蔵を屏風囲へ入おき御小性頭江守平馬殿へ御預けなされまた中村万右衛門はきう所の深手にて次第心労つかれ終には空しく成しかば御隠居御ひきつよき中村の事なれば横死のさたとゝめて只病氣の体にもてなし同日の暮方則ち屋舗へ送られける斯て此おもむき大守の御前におゐて七手の老中評義まちゝにて御近習がしら武田喜八郎を以て高田善蔵かたへ今日の支義御たづねの所善蔵申けるは私義は中村万右衛門にいさゝかの意恨御座候付御廊下におゐてうち果し直さま切腹仕らんと存ぜしに戸田与市兵衛殿にさへきられ空しく本懐を達せず近ころ無念に候なり外に申上る事とては一言半句も御座なく候とへんとうにおよびしかばまたゝ老中評義に及び其夜四つ時に人持組武田五郎八方へ御預けなされける扱中村は落命にきわまりしうへは口論のすじゆへ罪料の事も是あるまじと御用番本田安房守横山求馬両士見聞の為立越られ見とゞけ相済則野町大連寺へ死骸を葬られしとなり扱翌朝七手の老中をはじめ役がりの諸士のこらず評定所へ相詰おのゝ評義におよぶところ本田安房守申さるゝに高田善蔵事はいさゝかの意恨をもつて中村万右衛門を殺害せし事は本心にてなせし事ならず正しく狂乱せしならんとぞんずれば此おもむきを言上におよび其罪に応じ事糾明申つくべしと義せられけるにはるか末席にありし渡辺金兵衛申けるは全く左にあらず平生五常を以て身を納め君命を重んずる高田善蔵いわれある意恨のすじなくては斯ははからふまじまた若輩ものといへど悟道をわきまへ中ゝ性根をみだす男にあらず今一応御詮義あつてしかるべしとおくする色なく申けるに皆ゝ是に一同して此趣きを中将治備公へ言上におよびしかば治備公此義尤に思しめされ重く武田喜八郎を江守平馬方へ遣ひにつかはされ善蔵に御尋の所に高田答へて先達て言上におよびし上余義なしとは申せども再三の御たづねゆへ今さら辞することばなし意恨の趣一々に紙面に顕し差上べし御取次下さるべしと則料紙を取よせ中村万右衛門旧悪七十五ヶ条を具に相認め蜜に御内見遊ばされ評義よろしく頼み奉ると喜八郎へ相渡せば則大守へ右之七十五ヶ条の書附さし上しに残らず御披見の上御側なる火鉢へかの壺通を

投入たまひけむりとなして早速前田土佐守を召寄られて御側の諸士を遠ざけられ蜜に御内意ありしうへは土佐守委細承知して翌朝評定所へ罷いで御内意の趣きを披露におよび則中村万右衛門か跡式高田があとめのこらず御改易仰付らるゝの由にて役人を差遣はされ双方ともに今日中に立退き申べき段相ふれられしかば中村万右衛門が家内のこらず昨日の栄花ひきかへて行衛定めず立退ける又高田が老母妹も御上意もだしがたく善蔵がうき身のうへも心にかゝり涙ながらに家財をうり代なしなく御城下北谷といふ所へ引退きしとかや然るに翌十四日の朝前田土佐守かたへ高田が老母妹を召呼ばれ此度倅善蔵義金谷御殿におゐて中村万右衛門と刃場におよびし事其根元をたずぬるに一々当大守の御為にてわたくしならざる忠臣の武士近ごろおしきものなれども御廊下におゐての無法といひ一国一家中を騒動させし落度逃れがたく既にせつふくに事極りたり双方共に同罪の事なれば忝度に立のき仰付らるゝといへども御上の御慈悲をもつて其方たち跡式の義はしばらく江守平馬へ御預けなさるゝなりそれまで兩人へ五十人扶持当ておこなわるゝなり其むね有難く御請申さるべしと残るかたなく御情の詞に親子有がたく涙をうかめ善蔵義ははじめより君に差上奉りし一命由へ今更くやむ事さらゝ是なく候へども跡しきの義いかゞと目も合ずあんどの思ひもこれなき所に御厚情の御上意受たまはる上は此上の本望これ有まじよろしく御礼仰上られ下さるべしと我子の切腹のやうす聞ながらもさすがは武士の母とて慈悲の体を面へも顕らはさずへんとうに及ぶとあはれといふも中／＼なり斯て土佐守は兩人へ心をつけさしかへし事後すぐさま大守へまかり出一々老母返答申あげしばらくなみだにくれければ大守も共／＼に御落涙を遊はされけるこそ御誠心なれ此うわさを聞人毎になみだを催さぬはなかりしとなり

至忠加賀光絹第十五終

(第十六)

至忠加賀光絹第十六

- 一 高田善蔵切腹辞世之事
- 并野送前代未聞の事
- 一 大乘寺石碑造立の事
- 并大音入道安心修行の事

至忠加賀光絹第十六

高田善蔵切腹辞世の事

并に野送り前代未聞の事

然るに前日二月十三日御小性頭の事なれば江守平馬方へ使者を以て申つかはされけるは其方預りした高田善蔵義御廊下におゐて中村万右衛門を打果せしだん不届に存じられ其うへ御隠居より大守へ御饗応の御能をさまたげ候事彼是中村を打しつみ逃れがたく明後十三日切腹申つけ候間そのむね相心得申べしとの御上意にて則御紙面を下されしかば平馬則御紙面てう戴仕り披見いたすに罪科の次第も顕はさず書つけられし文言にいはく一高田善蔵明後十五日及暮切腹仰付られ候条被致其意為検使と御手前並に同役之内壺人被申談御番頭同道武田五郎八へ罷可被越候其節武田喜八郎坂井要人御横目園田一兵衛罷出候様に申渡し候以上

二月十三日

本田安房守

長 大隅守

奥村河内守

前田土佐守
奥村 主水
村井 大学
横山 求馬
前田 大炊
西尾 隼人
伴 八矢
大音 帶刀
本田 刑部
前田 図書
篠原 織部

江守平馬殿

とあれば壺通を巻納め委細畏り奉りし旨へんとういたし使者をかへし夫より武田喜八郎かたへ内意をもつて申遣し五郎八が方へも知らせにはや先達て御使者として長森大部さし越て高田へ御上意のおもむき仰聞られしに高田いさい承りそれがし御上おもはゞからず不調法仕候処御厚情をもつて重き御成敗にも仰付らるゝの義をせつふく仰付られし段冥加にかなひ有難く存候と御返答を申あげそれより今生の暇乞と五郎八に対面しよそながら母妹が事をたのみ称名を唱へせつふくの覚悟をいたしける斯て定日十五日にも成しかば武田五郎八方には書院先に式見三げんの飯屋をこしらへ縁とりの中座を引詰白へりの毛檀式まいを敷同じ白布のふとん式つ用意し白幕をうち廻し外に武田家の定紋のまくをはり善蔵が切腹の用意をとゝのへけるしかるにせつふく見届け見聞の役義としてさし越候面々には

金谷御殿

御小性頭御番頭
御上使 武田喜八郎
副 使 坂井要人
御横目 山本九郎太夫
御徒横目 高松宅右衛門
同 山崎作兵衛
御小姓頭 江守平馬
大横目 神尾伊兵衛
石川茂兵衛
今井恒右衛門
御徒横目 近藤源五郎
吉江武右衛門
吉村安右衛門
介錯役 長田直右衛門

右の衆中御役義蒙り二月十五日午の上刻に五郎八がやしきに御入来あれば預りぬし武田五郎八出むかひ上使を伴ひ上座へ写しければ則高田善蔵を側ちかく召よせ大守よりの御奉書を相渡さるれば善蔵ありがたく頂戴いたし披見のうへ恐れ入りすぐさましる縁のもうせんの上に座して覚悟を極め待うければ各それ〴〵の例を定着座あれば石井茂兵衛三方に短刀をのせ高田がまへに直し置いぜんのごとく座につけば則預り主武田五郎八より伽羅壺包黄泉の旅だちの餞別として高田へ遣しければ善蔵一札を謝しておしいたゞき則左のたもとへ入にける時に介錯の役義蒙りし吉村長田の面々此ごろより私宅にありし

善蔵なれば名残もおしくせめても家座にとておのく一句づゝ撰み高田へ渡しければ善蔵あり難きむねを報じ則押ひらき見るに

彼岸へ咲かゝる梅の名残哉

吉村安右衛門

花は根に帰るぞ床し春の雪

長田次郎右衛門より

雁金の見ぬ世へかへる余浪かな

長田次郎兵衛より

右三句あれは押いたゝき右の袂へ出し入既に時刻ふりぬと短刀をおしいたゝき逆手に持て今そ今生の名残なれは一首を残したしと高らかに

思ひ入る心の月のそら晴れて

今宵そ西の方へ行らむ

と詠し捨上使副使それくの役人口一札をなし御介錯御苦勞に存ると詞をかけ腹にくつと突たて右より左へ引廻さんとする時介錯吉村安右衛門抜もふけたる刀を振なけ首をはたと打おとしぬ上使をはしめ各立派の最期を賞美しかんるいを流し皆々退散いたされて直様御前へ罷出右の趣言上に及へは太守にもいと御不便に思し召れ又々御使者を遣わされ念比に葬り遣すへきよし御上意なれば委細を畏り武田家より立派に葬送をいとなみ御菩提所大乘寺へ送られしに七手の諸將をはしめ一家中不残供につき或は三本鎗式本道具おのく立派に出立送りしかは金沢中此よしを聞つけ皆々通り筋に山をなし高田か最期をいとおしみける誠に前代見聞の事にして古語にいへる虎は死して皮をとゝむ人は死して名をとゝむとは此事なるへしおしむへしく

大乘寺石碑造立の事

并大音入道安心修行の事

斯て大乘寺において和尚引導を致念比に葬られ則一家中よりして石碑をすへ則法名を石面に

高田善蔵

衡漢院義峰立節居士

行年十九歳

堀こみ武田家より日々弔ひ善尽し美をつくしいとなみけるに諸家中をはしめ近郷近在より此石碑へ詣てる輩幾何万といふ数しらす群集をなし人毎に涙を催しかなしまさるはなかりき然るに齋宮何某当春白山へ奉納の和歌の事を思ひ出しいと哀を催し諸万人か此塚を取まきなげきかなしむ有さま殊に命日二月十五日なれば

ねはん会の昔を今に法の庭

と弔ひの壺句をなし供々に供養をなしけると也又高田か母いもうとは有にもあらず石碑の辺りになげきかなしみけるかいもうとは石塔に向ひ涙ながら

塚も動け我泣こへや雪の風

と壺句をせしもいとあわれに見へにける此よしを太守へつふさに聞届られ高田親子を召いたされ妹に似合しき養子をとゝのへ高田勇蔵名前を以て相続いたすへき旨仰付られしかは老母は歎きの中の悦ひと安堵の思ひをなし有難く御受を申あげ退散いたせし也斯て七手の諸將には日々御評義あつて吟味の役義前田土佐守へ言渡され御隠居御放逸の有様をかたくせいし奉り御附々一々役義召替らるゝ中にも大沢矢木の面々は御暇を遣わされ御典医石田周才は御追放とはなりぬ斯て日々奥かゝり諸役人の詮義きひしくなし給ふ中に奥女中二人自害を致されし事当もつて其意得かたし日夜御吟味をなされ先達て召抱へられし能太夫狂言師御暇にて万右衛門か包み隠せし若君をあらため御守役を添られ万

端土佐守か政道にて事静謐に治るといへども皆高田善蔵の誠忠をなす所なり出て其名は北越にかんはしく国民こぞつて是を感賞す誠なるかな三国の大事を高田か胸中に納め既に大義に及んとするを我一命を捨て中村を殺害し口論の体にもてなし穩便に大家を納めんとせし加能越ひろしといへとも是にましたる大忠あるましかゝる信勇の士をやみ／＼と切腹申付られしは御隠居の御名を隠させ給はん為也誠武人は一代にして名を後代にとゝむるといへる古語是にあり今金沢に高田なくんは空しく中村の方便に落入り七手の勇将といふとも終には是に頭をたれん事まの当りなり是正しく御先祖と崇奉る菅神公の御加護によつて豊に治りしならんと国民よろこひの色をあらわし涙を神にいたし眼を見ひらは有し事共は松風と音となりかうくたる北野の異前に大音弥七入道はねふりをさまし扱は夢にてありしと大におとろき正しく御神夢の告によつて本国の騷乱を伺ひしり大概已後山崎松村の凶悪事納つて中村か積悪御隠居に取入て我意を三国にふるひしを大忠臣たる高田善蔵国家の大事をおもんはかつて中村を殺害し前田土佐守等に仁政によつて本国静謐に納り太平をうたふ榮華の御代と成ぬれは今心にかゝる雲もなくいよ／＼仏門に入つて喜六郎殿の御菩提を吊ひ奉り国家動乱によつて一命を失ひし人々の浮世をもいとなまんと心嬉しけに社前に仕しけにかんるいを催し空定めなき夢の世いつこと治りさためさる旅路をさして主君の為高田か為修行を起し

心にもさゝわる空の雲はれて

月のみやこをけふそ旅たち

と口すさみ行衛定めぬ身となりて夢の浮世ををたとられしといふも又夢にてはなかりけり

至忠加賀光絹第十六大尾